

平成27年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 20 号  
案～審議

提

第 7 議案第 21 号～議案第 26 号  
案～付託

提

第 8 議案第 27 号～議案第 29 号、発議第 1 号  
案～審議

提

第 9 議案第 15 号、議案第 29 号  
論～採決

討

第 10 諮問  
案～採決

提

出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年 3月 2日 午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

寒かった冬もようやく春を感じるようになりました。この冬は、雪の降る日は多くありましたが、積雪量が少なく、安堵したところであります。

早いもので、26年度末を迎えると同時に、私どもの任期もあとわずかになり、最後の定例議会となりました。この議会では、多くの条例改正案件や27年度の各会計予算等、重要な審査もありますので、内容等十分論議していただくことをお願いし、ただいまから、平成27年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、山口守夫議員、8番、都志今朝一議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成27年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案30件であります。請願・陳情は、陳情1件が提出されております。

会期は、本日3月2日から3月13日までの12日間とし、この間で3日から10日までを休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第15号及び議案第29号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成27年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことは、例年になく寒い日が続き、降雪量は少ないものの、断続的に降り注ぐ雪は、雪解けままならない日々が続いておりましたので大変心配をいたしましたが、おかげさまで、雪害等もなく、3月を迎えることができました。

3月の声を聞きますと、各地で芽吹きの話も多くなり、大分、日差しも強く感じられ、春が待ち遠しい時期となってまいりました。暖とともに、この1年が躍動し始めたことを実感しているところであります。ことしも、穏やかな1年であってほしいと願うものでもあります。

さて、経済状況であります。

内閣府が公表しております2月の景気動向では、景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかに回復基調が続いているとしており、先行きにつきましても、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしております。

ただ、地元金融機関の伊那谷経済動向では、上伊那地区内の状況を総合的に判断し、好転企業から悪化した企業の割合を差し引きした数値では、製造業を中心に、前期より3.4ポイント悪化しております。また、来期も13.6ポイントと、さらに悪化幅が拡大する見通しであると予想しておりますので、一部の企業の業績回復は見られるものの、依然として厳しい状況には変わりなく、景気の後退を危惧しているところであります。しかし、本村では、村内企業の一部ではありますが、業績も改善されつつあり、設備投資も行われているところであります。

このため、本年度の税収見込みにつきましては、前年度の村税の決算額に対しまして、約8,000万円増の20億7,600万円余りとしたところであります。

その主な内訳でございますが、個人村民税につきましても、給与所得者の所得割がふえたこと等により、前年度決算より約4,700万円増の6億8,600万円を見込み、また法人村民税であります。村内の主要企業の一部で業績の回復が見られておりますので、前年度決算額より約6,300万円増の2億5,000万円と見込んだところであります。また、固定資産税でも、設備投資等により、前年度より約1,200万円増の9億2,700万円と見込んだところであります。地域全体では、景気回復にほど遠いわけではあります。企業の設備投資と業績、また給料などを前年度と比較してみま

すと、回復基調の兆しが見えてきたのではないかと期待をしておるところであります。

次に、ことしに入ってから主な行事等を報告させていただきます。

初めに、昨年1年間の村の人口動態であります。長野県全体では、1万2,059人減少の210万5,187人となったところであります。そんな中で、人口増を記録しております市町村は、本村を含む5町村であります。本村は、軽井沢町の79人に次ぐ2番目の77人の増であり、人口増加率は県下一位の0.51%となったところであります。中でも、特筆すべきことは、出生数から死亡数を差し引いた自然増減で増加となった市町村は本村のみで、50人ふえております。しかし、平成25年の人口増加数は121人の増となっておりますので、少し落ちついてきた感もあります。平成27年の人口動態を踏まえ、今後の見通しについて判断をしてみたいと考えております。

次に、防災関連で報告させていただきます。

昨年は、県外でも多くの災害に見舞われた年であり、災害を身近に感じたところではありますが、先月の7日には、南箕輪村の経ヶ岳を震源とする震度3の地震が発生しております。地震による被害はありませんでしたが、最近の災害では、人が亡くならなければ、住民も明るいし、復興も早いと言われております。このような教訓から、今後の防災訓練では、行政の知らせる努力、また生き残る訓練など、視点を変えた取り組みも重要となってまいります。日ごろから、常に危機感を持って、職務を遂行してみたいと思っております。

また、2月12日には、平成24年度から着手してまいりました伊那消防署とあわせて、上伊那広域消防本部の新庁舎の竣工を議員の皆様をはじめ、関係者の皆様の御出席をいただく中で実施したところであります。事業の推進に当たり、御支援、御協力をいただきました関係者の皆様、また、特に貴重な農地を提供していただきました地権者の皆様には、厚くお礼を申し上げます。新庁舎及び新組織は、近年多発する大規模災害に備えるべく、出動態勢や受援体制の強化と地域住民の皆様の安全・安心を守る拠点施設となりますので、その果たす役割に大いに期待をしているところであります。

また、2月22日には、車座ふるさとトーク in 南箕輪が開催されました。

この車座ふるさとトークであります。安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に出向き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策に生かすとともに、重要政策について説明することを目的として開催しております。また、あわせて、国の施策への反映や交流の機会を設けるため、特色ある地域の取り組みなどの現地視察も実施しております。

消防庁では初めての取り組みとなりますが、全国の市町村の中から南箕輪村消防団が選ばれたところであります。選定理由をお伺いいたしましたところ、人口が増加しており、活力ある村であり、特に女性消防団の活躍が目覚ましいとのことであ

りました。本村の女性消防団員は、本部長を含め30人ですが、近年はその活躍も目覚ましく、女性消防団員だけのチームによる村ポンプ操法大会可搬の部での優勝、また昨年度は、全国女性消防操法大会に長野県代表として出場し、優良賞も受賞しております。今回は、二之湯副総務大臣を座長として、女性消防団員と15名の皆さんが、消防団を中核とした地域力の充実強化について意見交換をしたところでもあります。消防団へのメッセージ、また入団する動機から、人とのつながり、そして地域貢献に至るまで、団員、家族、職場のそれぞれの立場から意見が出され、地域に欠かすことのできない消防団としての使命が改めてクローズアップされたところでもあります。

本村の消防団の特徴は、全国的に見て非常に若く、また女性団員も第一線で活躍しており、活力のある村づくりの一端を担っているところと理解をしております。今後も、村民の生命、財産を守る、安心・安全のために、さらなる活動を期待するところでもあります。

その前日の2月21日には、6次産業化ワーキンググループで検討してまいりました、まっくん学校給食カレーの販売記念イベントを開催したところでもあります。このカレーは、長年愛されてきた南箕輪小学校の給食レシピをもとに、村内の農産物で加工したレトルトカレーであります。このイベントに合わせて、信州大学農学部の松島憲一先生から、「カレーの秘密、歴史と効果」を、また上伊那農業高等学校環境班からは、南箕輪村ブランドこしひかり森の大地に関する講演をいただきました。また、イベント終了後には、参加していただきました多くの皆様に販売するとともに、カレーを御賞味いただいたところでもあります。

また、ことしの5月23日に開催します経ヶ岳パーティカルリミットではありますが、1月25日から参加者の募集を開始したところでもあります。2月23日に現在の参加申し込み状況は、21キロメートルのロングコースでは、男性392人、女性59人、また12キロメートルのショートコースでは、男性68人、女性43人の合計で562人となっております。定員をロングで600人、ショートで300人と規定しておりますが、大会までにはおおむね達成できるものと見込んでおります。初めての試みとなりますが、地域力の試される時期でありますので、南箕輪村の新たな歴史の1ページとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、月日のたつのも早いもので、平成26年度も残すところ1カ月を切ってまいりました。

今年度の当初予算でございます。伊那消防署の庁舎建設、南原住宅団地の焼却灰処理委託など、大型事業が重なり、一般会計の総額は57億8,000万円と、過去最大規模の予算としてスタートをいたしました。

主な普通建設事業では、今申し上げました伊那消防署の庁舎建設、南原住宅団地の焼却灰処理委託をはじめ、南部小学校の教室等増築工事、村民センター機械設備工事など、大型事業が集中し、総額で約8億1,000万円としたところでもあります。

そのうち、南原住宅団地の焼却灰処理委託と久保消防屯所の建設につきましては、翌年度以降に先送りとなりましたので、1月末現在の支出負担行為の執行率では88%となっており、計画どおりに進行できているものと判断をしているところであります。

また、主なソフト事業でも、扶助費といった申請に応じて支出するものありますが、同じく1月末現在の市負担行為の執行率では81.6%となっており、順調に推移をしているものと判断しております。

平成26年度もあとわずかとなりましたので、最後の確認を怠らないよう指示をしたところであります。

続きまして、今後の事業等について若干述べさせていただきます。

まず、平成27年度当初の保育園入園状況であります。5園全体の総数といたしまして、現在616名を予定しておりますが、例年、年度途中の入園により増加しておりますので、既に予約等も含めると、年度末には680名を超えるものと予測をしているところであります。特に、3歳未満児を中心に、中部、西部、南原保育園の入園がふえるものと見込んでおります。このため、園児数の増加に対応していくため、本年度は、中部、西部保育園の増改築工事の実施設計を実施しましたので、平成27年度当初予算には工事費を計上させていただいたところであります。

そして、4月から、子ども・子育て支援新制度が始まります。村の子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て審議会で御審議をいただき、策定が完了したところであります。今後はこの計画に沿って、子育て支援に係る施策、事業等を確実に実行してまいります。

また、村の保育料であります。子育て世代の負担軽減を目的といたしまして、依然から国基準額より低額になるよう設定しておりますが、4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、さらに子育て世代の負担軽減が図られるよう、保育料を改正し、総額を8.4%引き下げを行うものであります。

また、近年では、核家族化等により、出産、育児に対し、身近な親族等の協力が得られにくくなっております。このため、新年度の子育て支援の新たな事業として、産後の母親の精神的、肉体的な負担を軽減するための産後ケア事業を創設し、母乳相談事業、産褥宿泊負担金補助事業、産後育児ヘルパー派遣事業等への費用に対し、その一部を補助する新たな助成制度を来年度から実施する予定であります。

これらの施策を中心に、引き続き、子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えておるところであります。

一方の社会福祉の現状であります。高齢者の介護や子育てサービス、障害者サービスなど、社会福祉に対するニーズが多様化しております。本村でも、徐々に高齢化が進み、村民の健康や福祉に対する意識がますます高まる中で、高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉、介護体制の充実、安心して子供を産み、育てられる環境の整備、村民の健康と安全な暮らしを支えるための医療体制の充実など、さらに



推進をしていかなければならないと考えておるところであります。

また、介護保険事業では、平成27年度から始まります第6期介護保険事業計画や高齢者福祉計画、第4期障害者福祉計画を福祉策定懇話会で検討していただき、策定することができました。しかし、第6期の介護保険料につきましては、要介護認定者数の増加や施設整備の拡充などにより、介護給付サービス費が年々増加しておりますので、今議会に、介護保険料の引き上げを上程するところであります。なお、保険料の引き上げにつきましては、準備基金を最大限取り崩す中で、最小限にとどめておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国民健康保険の状況であります。介護保険事業と同様に、今年度は医療費が大幅に増加し、1月末現在の医療給付費は、昨年同期と比較しまして約6,600万円の増となっております。この増額に伴い、国からの療養給付費の負担金も増額となりますが、最終的には4,400万円ほど赤字が見込まれ、一般会計から法定外繰り入れによる補填をせざるを得なくなっております。また、これとあわせまして、来年度の予算編成に大幅な赤字が見込まれるため、一般会計からの法定繰り入れも実施をしておりますが、なお不足する額につきましては、国保税率の引き上げにより調整をしたいと思いますと考えております。今議会に上程しておりますので、ぜひ御理解をいただきたいをお願いをするところであります。

あわせまして、ソフト事業の充実も図ってまいります。

本村といえども、高齢化が進行し、今後ますます医療費の増加が見込まれます。少しでも医療の増加を抑制するため、検診受診率の向上に向けた取り組みや保健師による健康指導の強化、また健康管理意識の向上に結びつく啓発に努めてまいります。そのために、新たな制度といたしまして、各種検診の受診や健康教室等への参加者にポイントを付与し、ポイントに応じて景品と交換できるよう、参加意欲の向上を図ってまいります。

また、障害者支援策であります。自立支援法に基づいて、各種の給付やサービス提供を提供しながら、円滑な事業の推進をしております。中には、さまざまな障害福祉サービス等の内容や、また相談する場所がわからないとの声もありますので、村からの情報発信を徹底し、相談しやすい環境づくりに努めてまいります。特に、障害者の方の中には、今後の生活の不安を抱える方も多く、グループホーム等への入居を望んでいる方もおります。このため、一昨年には、グループホームについて検討する組織を立ち上げ、27年度中には御提言をいただく予定となっております。村では、この提言を踏まえ、施設整備や施設運営などにつきまして検討し、実りある方向性が出せればと考えております。

また、来年度から、支援対象者を拡大し、障害認定の対象とならない軽度、中度等の難聴児を対象としまして、補聴器を購入する際、県の補助制度を活用した新たな助成制度を実施する予定であります。

続きまして、建設関係であります。昨年2月の豪雪を契機に、除雪体制の強化

を図ったところであります。主な改正点でありますが、除雪優先路線の選定や排せつ場所の選定などを行い、また県と村が相互に除雪できる路線を定め、連携して効率的な除雪ができるように、体制を整えたところであります。

また、12月から3月までの冬季間には、職員が除雪するため、小型ペイローダー1台を借り入れし、あわせて歩行型小型ロータリー除雪機やトラクターに着脱できるロータリー除雪機を購入したところであります。おかげさまで、今年度は降雪量が多くないため、使用頻度は少なかったわけでありますが、備えあれば憂いなしということわざもありますので、今後も状況を見ながら整備してまいりたいと考えております。

また、まっくん除雪隊も、地域除雪のリーダーと位置づけ、地域の住民とともに除雪をしていただいております。今後も、まっくん除雪隊の充実と強化を図ってまいりたいと考えております。

道路改良事業では、寒さの影響等で、村内各所の道路で、舗装にひび割れなどの傷みが目立っております。ことし実施しました道路ストック総点検事業の調査結果から、舗装状態の悪いところが判明しておりますので、それらを考慮して、4月以降早期に、傷みの激しいところを計画的に舗装工事を行っていく予定であります。

次に、村道の交通安全対策であります。

伊那インターアクセス道路の岩月人形センター前の交差点では、村道側からアクセス道路への横断は大変危険な状態となっておりますので、交差点内に信号機や横断歩道の設置を県へ要望し、あわせて村道の拡幅改良工事の準備を進めております。当初計画では、年度内に用地を取得し、来年度施工する計画でありましたが、これは、上伊那農業高校から用地取得するには時間を要するため、今年度、用地測量を実施し、来年度に用地取得と工事を行うよう変更したところであります。

なお、信州大学西側の大型農道の歩道整備と車道の舗装工事につきましては、本年度、伊那技術専門校の北まで整備が終了しますが、伊那技術専門校から戸谷川までの間につきましては、平成27年度から南信工科短期大学の工事と調整を図りながら、平成28年度には完了する見込みであります。

県関係事業であります。県道伊那北殿線の下川原クランク改良につきましては、当初計画よりややおくれております。現在、詳細測量を実施しておりますが、この測量に基づきまして道路線形が決定することとなり、来年度には改良計画が示され、用地取得と工事着手が行われる見込みとなっております。御不便をおかけしますが、もうしばらく御協力をお願いするところであります。

今議会では、新年度予算の審議をお願いいたします。

予算編成の概要につきまして、若干申し上げます。

基本方針といたしましては、第4次総合計画の最終年度に当たり、人口増加に対応できる環境整備、また交流人口の増加対策にも重点を置き、積極的な予算編成としたところであります。

当初予算といたしましては、昨年度当初予算より3億4,000万円、5.9%増の過去最大規模の61億2,000万円としたところであります。

特に、人口増加対策といたしまして、保育園、中学校の増改築工事をはじめ、子育て、教育、文化に関する事業を最優先の重点施策といたしました。また、一方で、先ほど申し上げました、子育て・福祉・教育面のソフト事業の充実も図り、ソフト、ハード事業の両面で、人口増加等に向けた予算としたところであります。

初めに、歳入であります。

村税につきましては、企業の業績回復や景気回復も見られていることから、村民税全体で3,427万円増を見込み、固定資産税につきましては、平成27年度が評価替えの年となりますので、644万円の減額を見込みました。村たばこ税、入湯税につきましても、年々売上本数や利用者が減少しておりますので、若干の減額を見込んだところであります。したがって、村税では、2,280万円増の20億1,660万円と定めたところであります。

次に、地方消費税交付金であります。消費税率の増加に伴い、地方への配分もふえておりますので、6,030万円増の2億4,000万円としたところであります。そのほかでは、地方交付税で3,640万円増の13億8,000万円。また、分担金及び負担金では、南原住宅団地の焼却灰処理事業などにより、1億2,409万円増の4億6,056万円。また、国庫支出金では、大芝高原内の整備にかかわる社会資本整備総合交付金により、8,120万円増の5億5,935万円。県補助金につきましても、子育て支援交付金などにより、742万円増の2億4,648万円としたところであります。

また、今年度は、大型事業が重なりましたので、財政調整基金及び学校改築基金から、総額2億2,717万円を繰り入れ、村債では、保育園増築の建設等に伴い、60万円増の5億4,970万円としたところであります。

次に、歳出であります。

初めに、主なハード事業であります。子育て・教育に関する事業では、人口増加対策、また各施設の安全対策の充実を図るものであります。中部保育園の増改築、西部保育園の増改築関連で、約2億6,000万円余りを計上しております。この増改築工事により、保育園関連では、一定のめどが立つものと判断しております。

また、今議会で、子ども・子育て関連三法による児童福祉法の改正に伴う南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定をお願いしております。この改正により、学童クラブの対象学年を引き上げますので、対象児童数も増加するものと見込んでおります。

そのほかにも、村民ニーズの高い乳幼児子育て支援、子育て・教育相談室、子供や子育ての家庭の憩いの場、また不登校対策としての中間教室などがありますが、これらの施設を一同に集約し、多面的な機能を兼ね備えた子育て支援の中心的な拠点施設となる「こども館」、これは仮称であります。整備をしまいにあります。この建設に当たり、平成27年度は、設計委託費といたしまして800万円を見込んでお

ります。

また、中学校関連では、生徒数増に対応するため、中学校用地の購入といたしまして6,000万円、また中学校体育館の天井落下防止工事といたしまして4,800万円余りなどを計上しております。

自治・協働に関する事業といたしましては、耐震性貯水槽工事に1,600万円、久保の消防屯所建設関連では3,000万円余りなどを計上しております。

生活環境に関する事業といたしましては、南原住宅団地焼却灰処理関連で2億、2,000万円、大芝高原内に非常用水施設整備工事に8,000万円、道路関係では、荒井坂橋の修繕工事といたしまして4,400万円ほどを計上したところであります。

また、産業交流に関する事業では、大芝高原内の大芝プール駐車場の整備工事といたしまして5,300万円を見込んでおります。

主なソフト事業であります。

健康福祉に関する事業では、福祉医療給付をはじめ、検診の受診率の向上を図るため、健康ポイント制度や産後ケア事業を新たに設けております。

また、産業交流に関する事業では、来年度の目玉事業の一つである南箕輪村観光協会の設立に向けた補助と経ヶ岳バーティカルリミット事業への補助を計上しております。

一方、庁内では、行政不服審査法関連三法に伴う業務委託をはじめ、マイナンバー制度に伴う支援業務や公共施設等総合管理計画、第5次総合計画、地域福祉計画、都市計画の見直しなどの策定業務、また新地方公会計制度に伴う台帳整備など、各種の策定業務が重なり、これらに対する事業費を計上したところであります。特に、この計画に伴う事業費が多額となっております。

以上が、一般会計の新年度予算の概要であります。

平成27年度の当初予算では、人口増加対策など、緊急的な課題の取り組みのため、財政調整基金、学校改築基金からの借り入れも実施をしておりますが、起債の借り入れは、前年度と比較しますと60万円増となりますので、村の財政状況に影響するものではないと判断をしております。しかし、過去最大規模の当初予算を編成しましたので、今まで以上に経常経費の節減はもとより、効率的な行財政運営に努めていかなければならないと考えております。

今年度から始まります、まち・ひと・しごと創生は、人口減少、超高齢化社会を捉え、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を克服する観点から、地方から日本を創生するというビジョンを目指しております。

先ほど申し上げましたとおり、平成27年度、28年度に、人口増加に対応できる対策について一定のめどをつけたいと計画しておりますが、本村につきましても、人口減少問題は決して人ごとではありません。地域経済に視点を置けば、経済に市町村境はありませんので、地域経済の好循環に向け、避けて通れないものとなります。また、同時に、行政には、若い世代の結婚、出産、子育て、今まで以上の切れ目の

ない支援が求められ、上伊那地域全体が考え、責任を持って行動していくことが求められております。広域的な地域連携が最も重要となってまいります。まさに地域力が試されるときでもあり、地域創生を担う自治体の役割は大きいものと考えております。議員各位には、ぜひ御理解と御協力をお願いするものであります。

地方創生関連につきましては、地域ビジョン地方版を策定していかなければなりません。あわせて、国からの交付金も活用していかなければなりません。3月20日過ぎに臨時議会をお願いいたしまして、御決定をお願いする予定でありますので、その点につきましても御理解をお願いいたします。

本定例会でお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算等29議案、報告が2件、人事案件に対する諮問が1件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） ここで、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年11月分から平成27年1月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社、並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の平成27年度予算が、それぞれの自治会において議決されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は陳情1件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。今定例会の会期中に、継続審査案件と同時に審査し、本会議において報告をお願いいたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について提案理

由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長と教育長は一本化となるため、特別職である新教育長を設けることとなります。この改正に伴い、関係する4条例の一部改正をお願いするものがあります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 議案第1号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明でも申し上げたとおり、昨年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行となりますが、地方教育行政における責任体制の明確化と迅速な危機管理体制の構築など、制度の抜本的な改革をしております。この法律の改正に伴い、教育委員長と教育長は一本化され、新教育長は、村長が議会の同意を得て任命することとなりますので、特別職の身分のみを有する者となります。したがって、教育長等にかかわります4条例の改正を行うものでございます。

それでは、各条項につきまして、3ページから、新旧対照表によりまして説明を申し上げたいと思います。

初めに、第1条関係でございますが、南箕輪村職員定数条例の一部改正でございます。第1条では、定員を定めておりますが、教育長を削除し、あわせて文言の訂正を行うものでございます。

続きまして、第2条関係でございますが、南箕輪村特別職の職員で、常勤の者等の給与に関する条例の一部改正でございます。教育長が特別職となりますので、条例名を南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例に改めるものでございます。また、第1条では、給与の種類について定めておりますが、教育長を削除し、あわせて文言の訂正を行うものでございます。

おめくりをいただきまして、第3条関係でございますが、南箕輪村特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第2条で、審議会の任務について定めておりますが、文言を整理し、特別職の職員の報酬及びに改めるものでございます。

続きまして、第4条関係でございますが、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正でございます。同じく、教育長が特別職となりますので、条例名を南箕輪村特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例に改めるものでございます。また、第1条では、目的について定めておりますが、文言を整理し、常勤の者の旅費に改め、また第2条では、特別職の職員で常勤の者を加えるものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。施行期日でございます

が、平成27年4月1日から施行するものでございます。また、第2項から第5項につきましては、文言の訂正を除き、経過措置を定めるものでございます。同法の附則第2条では、旧教育長に関する経過措置について定めておりますが、この法律の施行の際、現に在職する改正前の教育長は、任期中に限り、従前の例により在職するものとするとしておりますので、規定するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、村の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償について、村特別職報酬審議会より答申を受け、所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものであります。

非常勤の者で、監査委員の執権者、並びに福祉事務調査員の副委員長の報酬について、日常の業務及び近隣市町村の状況を鑑み、本条例の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第2号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま理事者の提案説明で申し上げたとおり、村特別職報酬等審議会から、特別職の非常勤の報酬等につきまして答申をいただいたところでございます。今回の改正につきましては、答申を尊重し、条例の改正を行うものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

初めに、条例の第1条では、特別職の職員で非常勤の者の報酬は、別表第1のとおりとするので、別表の改正を行うものでございます。初めに、職名でございますが、地方自治法で規定されております委員会等の名称に合わせて改めるものでございます。続きまして、教育委員会の委員長でございますが、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の委員長という役職がなくなるため、その報酬額を削除するものでございます。続きまして、審議会の答申を尊重し、監査委員執権者の報酬額につきましては、報酬額を4.8%増額し、3万5,000円とするものでございます。また、福祉事務調査員の副委員長の報酬につきましては、新たに月額1万1,500円と定めるものでございます。

2ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。

施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。また、第2項では、議案第1号と同様に、教育長の経過措置について定めるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、昨年、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、その中の児童扶養手当法が平成26年12月1日に施行されましたので、関係する本条例案に改正が生じたため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第3号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案説明で申し上げたとおり、児童扶養手当法の一部が改正されましたので、本条例を改正するものでございます。

それでは、2ページからの新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

本条例は、消防団員の公務による死亡やけが等に伴う損害補償について定めております。

附則でございます。

第5条では、他の法律による納付との調整について定めておりますが、第7項で



は、児童扶養手当法にかかわる支給について規定をしております。

おめくりをいただきまして、第1号は同法第4条で定めておりました支給要件の一部となります。公的年金給付に関する条項を、また第2号では、同じく同法第4条で定めております遺族補償に関する条項について、同法第13条の2として別書きとなったため、本条例で引用する条番号を下線のとおり改めるものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号「南箕輪村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、伊那消防署に設置してあります遠隔制御装置を上伊那消防広域化に伴い、上伊那広域消防本部に移設するため、本条例を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第4号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案説明で申し上げたとおり、村民に火災等をお知らせするために、伊那消防署に遠隔制御装置を設置し、伊那消防署で放送しておりますが、上伊那消防広域化に伴い、遠隔制御装置を上伊那広域消防本部に移設するため、本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

第3条では、名称及び設置について定めておりますが、第2項で、遠隔制御装置の位置につきまして、伊那消防署内を上伊那広域消防本部消防指令センター内に改めるものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号「南箕輪村行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村行政手続条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年6月に、行政不服審査法及び関係法令の改正が行われ、あわせて行政手続法が平成27年4月1日から施行されます。この改正を踏まえ、行政運営における公平公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益に資することを目的とし、本条例を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、議案第5号に係ります細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案説明で申し上げたとおり、行政手続法の一部が改正され、行政指導の方式、行政指導の中止の求め、また処分等の求めについて、手続等が新設されましたので、本条例も法に合わせて改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

初めに、目次でございますが、条を追加しますので、下線のとおり改めるものでございます。

また、3ページの第1条から5ページの第23条までは、条項の追加等による変更と、また文言の訂正でございます。

第33条では、同法第35条第2項の規定により、行政指導の方式について定めておりますが、第2項を追加し、行政指導に携わる者は、行政指導する際に、許認可、また処分の権限を行使する場合には、1号から3号までの事項を示さなければならないと定め、以下、項を繰り下げるものであります。

次に、6ページをお願いします。

第34条の2では、行政指導の中止等の求めについて追加するものでございます。同じく、同法第36条の2の規定により、行政指導を受けた者は、その行政指導の根拠となる法令の要件に適合しないと思料する場合には、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができると定めるものでございます。第2項では、

申し出に必要な申出書について定め、第3項では、申し出があった場合には、必要な調査を行い、要件に適合しないと認める場合には、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとするものでございます。

次の7ページには、第4章の2を追加し、処分等の求めについて定めるものでございます。第34条の3では、同法第36条の3の規定により、法令に違反する事実がある場合において、その処分、または行政指導がされないと思料する場合には、処分を求めることができると定めるものでございます。第2項では、申し出に必要な申出書について定め、第3項では、申し出があった場合には、必要な調査を行い、要件に適合しないと認める場合には、処分または行政指導をしなければならないとするものであります。

2ページにお戻りをいただきまして、附則でございしますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、南箕輪村税条例の第4条では、行政手続条例の適応除外について定めておりますけれど、ただいまの条例改正により、第33条の項番号が1番ずつ繰り下がりましたので、第2項中の項番号を改めるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村国民健康保険特別会計の財源不足に伴う国民健康保険税の税率改定と、地方税法の改正に伴う南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは、細部説明を申し上げます。

今、村長のほうから提案説明がありましたとおり、今回の改正につきましては、地方税法による改正に伴う改正、それから、国民健康保険税特別会計の財源不足に伴う国保税率の改定と、大きく分けて2点になります。

新旧対照表で細部説明を申し上げますので、3ページをごらんいただきたいと思  
います。

それぞれアンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿  
って説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、課税額の第2条関係であります。この改正につきましては、地方税法  
の改正によるものになります。第2項につきましては、基礎課税額、いわゆる医療  
分ですが、この課税限度額を51万円から52万円に引き上げる。それから、第3項に  
つきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円から17万円に、そ  
れから第4項は、4ページかけてになります。介護納付金課税額の課税限度額を  
14万円から16万円に引き上げる改正となります。

次に、国民健康保険税の被保険者に係る所得割額からであります。第3条から  
第5条関係までであります。医療分の税率等の引き上げの改定となります。まず、  
第3条であります。医療分の所得割を4.9%から5.9%に引き上げること。それか  
ら、第5条では、医療分の均等割額を1万8,000円から2万1,000円に引き上げる。  
それから、第5条の2第1号であります。5ページにかけてになります。医療  
分の均等割を1万8,700円から2万円に、それから第2号では、特定世帯について  
9,350円から1万円に、第3号では、特定継続世帯について1万4,025円から1万  
5,000円に引き上げる改定ということになります。

次に、第7条関係になります。これについては後期高齢者支援分の改定となり  
ます。第7条の2ですが、後期高齢者支援分の均等割額を6,000円から6,500円に、  
それから第7条の3では、平等割を第1号で5,700円から6,000円に、第2号は特定  
世帯について2,850円から3,000円に、第3号では特定継続世帯について4,275円か  
ら4,500円に引き上げる改定ということになります。

次に、9条関係ですが、介護給付金分の改定ということになります。第9条の2  
ですが、6ページにかけてになります。介護給付金分の均等割額を7,200円から  
7,500円に、それから第9条の3では、平等割を5,600円から5,800円に引き上げる  
改定ということになります。

次に、国民健康保険税の減額になります。いわゆる低所得者の負担軽減措置の  
見直しになります。この改正につきましては、地方税法の改正によるものでありま  
す。

最初に、第21条ですが、課税限度額の改正となります。これは、先ほどの説明と  
同じになりますが、課税限度額を数値を使っているところが改正ということになり  
ます。

それから、第1号では、これは7割軽減世帯について触れております。アとイで  
は医療分の、ウとエでは後期高齢者分、それからオとカでは介護給付金分、それぞ  
れ均等割額が世帯別の平等割額を引き上げるものです。均等割学、平等割額を引き  
上げるものであります。

それから、次に7ページの第2号であります、これは5割軽減世帯について触れております。1人当たりの軽減加算額を24万5,000円から26万円に引き上げる改正ということになります。また、ア以降につきましては、先ほど申しあげました1号の7割軽減世帯と同様で、5割軽減世帯について、それぞれ減額限度額を引き上げる改正ということになります。

次に、8ページの第3号ですが、これは2割軽減世帯について触れております。1人当たりの軽減加算額を45万円から47万円に引き上げる改正ということで、また、以降につきましては、1号、2号同様に、2割軽減世帯について減額限度額を引き上げるということになります。

この1人当たりの軽減加算額の引き上げについては、5割軽減世帯と2割軽減世帯のみになります。7割軽減世帯については改正は今回ありません。

以上が説明になりますが、2ページでは、この改正については、平成27年4月1日から施行になるということをお願いをしたいと思います。

以上が、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 各法律の改正により、村の条例改正で、たくさんの項目があります。一つの項目だけで見ますと、少額の引き上げというようなことになってますが、これだけ幾つかの条が重なりまして、村民の支払う額というのは非常に上がると。こういうことに対して、特に低所得者の払えない方、支払いが困難な方、こういうことについて、状況としてはどのようになるか、そこら辺についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） 地方税法の改正に伴うものにつきましては、先ほど言いました軽減額につきましては、これの引き上げについては、当然、その軽減される世帯が拡大されるという部分でありますけれど、ただ、国保税の率の引き上げ等につきましては上がるということで、当然、負担が大きくなって、大変な世帯もふえてくるということは、これは確かであります。ただ、国保会計自体の運営を考えますと、上げざるを得ないという状況にあります。なおかつ、一般財源からの繰り入れもたくさんさせていただいての率の引き上げということになりますので、この点については、それぞれ国保に入らせていただいている方々に、ぜひとも御理解をいただくしかないだろうというように思っております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号「南箕輪村福祉医療給付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村福祉医療給付金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、県の福祉医療給付事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、障害児に対する所得制限を廃止するものと、70歳以上の高齢者で、自己負担割合が1割を超える方に対する給付割合を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第7号につきまして細部説明を申し上げます。

この条例は、高齢者、児童等、また障害者等の福祉の増進を図るために、村が医療費の自己負担額の一部を助成するものであります。今回の改正につきましては、村長の提案理由にもございましたように、福祉医療費の給付に当たりまして、県の補助金の交付要綱の改正により、障害児に対する所得制限を廃止するものと、高齢者に対する給付割合を1割に統一するために改正をするものでございます。

それでは、議案の2ページの新旧対照表をごらんいただきまして、御説明を申し上げます。

第3条第2項第5号でございますが、身体障害者手帳2級以上の年度末年齢18歳までの障害児に対しまして、所得制限を廃止するために、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除くと追加し、改正をするものでございます。

続いて、おめくりをいただきまして、3ページの第6号でございますが、身体障害者手帳3級の障害児に対しまして、所得制限を廃止するために、第5号と同様に条文を追加し、改正をするものでございます。

その下の第7条につきましては、福祉医療費の給付額から控除をする額を規定しているものでございますが、第7号につきまして、高齢者の給付割合を1割に統一するため、老人のうち、被保険者等の負担する額の割合が100分の10を超える者にあつては、それを越えた割合に相当する額ということに改正をするものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日からの診療分から適応するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を改定するものであります。保険料所得段階の設定につきましては、市町村民税課税階層のさらなる多段階設定が市町村の裁量により設定できることから、保険料所得段階を現行9段階から10段階に改正し、平成27年度からの介護保険制度の改正及び今後3年間の介護給付費を見込み、介護保険料引き上げの改正をお願いするものであります。

なお、保険料の基準設定額に当たりましては、引き上げ額を抑えるため、村介護保険支払準備基金を最大限取り崩し、活用することを予定した上で算定したものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第8号につきまして細部説明を申し上げます。

介護保険は、3年ごとに、介護保険事業計画、介護保険料の見直しが行われます。平成27年度から29年度の第6期介護保険計画につきましては、先月、策定がされまして、この計画に基づき、介護保険料を改正するものであります。

今回の改正は、介護保険制度の改正や高齢者の増加、それに伴う要介護者の増、施設利用者をはじめとしたサービス利用料の増加に伴う介護給付費の増などの要因によりまして、来年度からの介護保険料を引き上げるため、条例改正をするものでございます。

それでは、議案の新旧対照表、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条の保険料率の1行目でございますが、保険料の適応年度につきまして、平成24年度から平成26年度を平成27年度から平成29年度に改めるものでございます。

次に、左側の改正後でございますが、第2条第1号から第7号までと、次のページの第8号から第10号につきましては、保険料の額の改正となります。10段階の所得段階に応じた保険料を設定するものでございますが、各項が各段階を示すものと

なっておりますので、御承知おきをいただければと思います。それから、また条例中で示している金額は、年額を規定するものでございます。

それでは、3ページに戻っていただきまして、改正後の条項をもとに御説明を申し上げます。

第1号、第1段階となりますが、改正前の第1号の第1段階と第2号の第2段階の保険料が、ここでは同額であるために、第1段階に統一をされまして、2万7,360円を3万120円、月額で2,510円に、第2段階は、改正前の第3段階が1段階下がることになりまして、この金額は附則の第12条で規定をされていることから、この中には出てまいりませんが、3万5,640円を3万9,120円、月額3,260円に、第3段階は改正前の第3号が第4段階となっておりますのが、これが第3段階に1段階下がりにまして、4万1,160円を4万5,240円、月額3,770円に、第4段階は改正前の第5段階が1段階下がりにまして、この金額は附則の第13条で規定をされておりますので、この中には出てまいりませんが、4万9,320円を5万4,240円、月額4,520円に、第5段階につきましては、基準額となりますが、改正前の第4号が第6段階となっておりますが、これが第5段階に1段階下がりにまして、5万4,840円を6万240円、月額5,020円に、それから第6段階と第7段階につきましては、改正前の第5号が第7段階となっておりますが、現行では、本人が住民税で課税である方のうち、合計所得金額が190万円未満の方となっておりますが、この段階が合計所得金額120万円を基準に第6段階と第7段階の二つに分けられまして、改正前の6万8,520円を第6段階の120万円未満で7万2,240円、月額6,020円に、第7段階の190万円未満で7万8,360円、月額6,530円にと、二つの段階に分けて改正をするものでございます。次に、4ページでございますが、第8段階と次の第9段階につきましては、3ページの改正前の第6号が第8段階となっておりますが、現行では、合計所得金額190万円以上、500万円未満となっておりますが、この段階が合計所得金額290万円を基準に第8段階と第9段階に分けられまして、改正前の8万2,200円を第8段階の290万円未満で9万360円、月額7,530円に、9段階の290万円以上500万円未満で9万6,360円、月額8,030円にと、二つの段階に分けて改正をするものでございます。第10段階は、改正前の第7号が第9段階であります。第10段階に1段階上がりまして、9万5,880円を10万5,480円、月額8,790円に改正をするものでございます。

なお、介護保険料の実質引き上げ額は、基準額で月額450円、引き上げ率は9.85%となります。また、改正後の第6号から第9号までのイのアンダーラインの部分でございますが、これは要保護者の各所得段階における適応につきまして、所得段階がふえたことにより追加し、改正をするものでございます。

それから、5ページの第4条第3項では、国の標準段階が6段階から9段階に改正をされたことに伴いまして、条例に引用しております介護保険法施行令の号を追加し、改正をするものであります。



それから、第13条でございますが、この法律を法に改めまして、表記の訂正をするものでございます。

その下の附則第14条につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございますが、この事業は平成27年4月1日から開始をされるところでございますが、条例で定めることによりまして、事業の準備期間として、それぞれ開始時期が猶予される期間がありますので、その期間を定めるものでございます。

第1項では、現行の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が保険給付からは外れ、地域支援事業へ移行し、実施されるものにつきまして、平成29年の4月1日から開始することとするものであります。それから、第2項と第3項につきましては、包括的支援事業における生活支援サービスの体制整備及び認知症施策の推進につきまして、平成30年4月1日から開始することを規定するものでございます。

それでは、2ページへ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行をするものとしまして、この条例による改正後の介護保険条例第2条の規定につきましては、平成27年度分の保険料から適応し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 介護保険料が上がっていくということで、大変、支払う人、困っているわけでありまして。そこで、介護保険は、料金、税を払っていく、料金を払っていくという中で、それぞれの必要な施策が受けられることが前提なんです。実はその施設入所等に該当する人たちが多く、入れなくて待っているという状況があります。その中で、介護保険料が上がっていくということでは、非常に矛盾した話ですので、本来、施設入所がされる、そういう待機者はどのぐらいいるのかということと、今後の施設整備の計画はどのようになっているのか、その点についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） まず、待機者でございますが、今のところ約40名の待機者がおられます。その中には、在宅の方と、また介護保険施設に入所されている方もおりますので、実質的には約30人ぐらい、待機をしているというような状況でございますが、要介護の認定度によりまして、また、それが高まっていくほどに、入所の必要性は出てくるものと思っております。

また、施設の整備につきましては、今のところは、特別養護老人ホームの施設の設置予定は当面はないところでございます。ただ、高齢者のグループホームの建設予定等が、この3年度間でされておりまして、そういったところの利用ということも考えられるところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） これは、担当課長というより、町のほうで、今後そのようなことについて、どういうふうに対象する方向か、その所信をお願いしたいと思います。お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険関係につきましては、本当に、介護保険の対象者がふえていくという状況となっております。まずは、前段階としては、介護認定にならないような、そういった予防、施策というのを十分やっていく必要があるだろうというふうに思っておるところであります。それ以降につきましては、今、基本的には在宅介護をとというのが、医療もそうですけれども、そういった部分を中心となってきておるところでございます。できるだけきめ細かなサービス体制を確立していく必要があるというふうには思っておるところでありますけれども、在宅基本ということでありまして、福祉施設というのも必要になってまいりますので、その辺はそういう部分がありますので、そういったことでの建設というのは必要になってくるのではないかなというふうには思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第9号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同基準に基づき、条例中に引用している事業名が変更されたことによる改正と、外部評価

の重複が整備されたことによる改正及び利用者の居宅における自立生活支援の方針に新たな目標が追加されたことによる改正をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成27年の4月1日から施行をする介護保険法施行規則等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正をされたことに伴いまして、この基準をもとに定めております本条例におきまして、条文中に引用をしております事業名の改正と外部評価の重複が整理をされたこと等による改正をするものであります。

議案の2ページの新旧対照表をごらんいただきまして、第6条の第2項でございますが、指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業者が受けることとされております定期的な外部評価の実施につきまして、外部評価の重複を整理するため削除するものであります。これは、事業者が設置し、評価を受ける場となっております介護医療連携推進会議、これが外部評価と同様の目的を果たすものとして取り扱うこととされたことによるものであります。

続いて、第12条であります。認知症対応型通所介護の基本方針で引用し、規定をしております利用者の居宅における自立生活を支援するための方針とし、生活機能の維持、または向上を目指すことが追加されたことに伴いまして、改正をするものであります。

続いて、一番下から次の3ページにかけましての第16条第2項でございますが、これは第6条第2項と同様に、指定小規模多機能型居宅介護事業者が受けることとされております外部評価にかかわるものを削除するものであります。これは、事業者が設置し、評価を受ける場となる運営推進会議が、外部評価と同様の目的を果たすものとして取り扱うこととされたことによるものであります。

また、次の第27条、これ、一つ飛ばしまして、第28条第2項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者につきましても、定期的な外部評価の実施につきまして、第16条第2項と同様に改正をするものでございます。

続いて、その上の第27条から第28条及び第29条の5ページまでの各項及び各号に引用をしております改正前の複合型サービス、この名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更されたことによりまして、それぞれの名称を変更するものであります。これは、サービスの普及に向けた取り組みの一環といたしまして、中重度の要介護者が地域での療養生活が継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせて実施しているといったことにつきまして、利用者や家族に対して、そのサービス内容が具体的に名称でイメージできるというように名称を改称されたもの

でございます。

それでは、1ページに戻って、1ページをごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第10号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、同基準に基づき、条例中に引用している法令の項ずれによる改正をするものと、外部評価の重複が整備されたことによる改正をするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行します介護保険法施行規則等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正をされたことに伴いまして、この基準をもとに定めております本条例におきまして、条文中に引用をしております法令の項ずれに伴う改正、外部評価の重複が整理されたこと等による改正をするものでございます。

それでは、議案の2ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

第2条第1号でございますが、項ずれによりまして、第14項を第12項に、同じく第10条の3ページの2行目でございますが、第17項を第15項に改正をするものでござ

ございます。

続いて、また2ページをごらんいただきまして、第8条第2項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業者が受けることとされております定期的な外部評価の実施につきまして、外部評価の重複を整理するため、削除をするものでございます。これは、事業者が設置し、評価を受ける場となる運営推進会議が、外部評価と同様の目的を果たすものとして取り扱うこととされたことによるものでございます。

1ページのほうをごらんいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「南箕輪村指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「南箕輪村指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第3次地方分権一括法において、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防支援事業者の指定に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことにより、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準として、申請者の法人格の有無にかかわる基準につきまして、条例で定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

この条例につきましては、村長の提案理由にもございましたように、第3次一括法が施行されたことに伴いまして、これまで厚生労働省令で定めておりました指定介護予防支援事業者の指定の指定基準につきまして、市町村の条例に定めることとなりましたので、本条例の制定を行うものでございます。なお、条例の制定に当たりまして、国基準の取り扱いといたしまして、従うべき基準、参酌すべき基準の二つに分類をされまして、これらの基準を踏まえながら、制定をするものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思いますが、第1条では趣旨を規定

し、第2条では指定介護予防支援事業の申請者は法人である者と規定をするものでございます。申請者は法人であることとするということが、厚生労働省令基準の従うべき基準となっておりますので、基準どおりに定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 第2条の法人である者という部分でありますけれども、ちょっと勉強不足でわかりませんが、法人にもいっぱい、いろいろ種類がありますし、株式とか、有限とかは大分なるのに基準が緩和されてきてはいますけれども、そういう法人である者という部分は細かく決められるものでしょうか。合資とか、そういうのもあると思うんですが、NPOとか、そういうのもありますけれども、そういうものを証明するものを出して、認められればよいということになるのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） これにつきましては、もう、既に以前から規定は、厚生労働省令で定められております法人ということでございますので、その捉えられる範囲は広い範囲になるかと思えます。また、その細かい規定につきましては、後ほど確認をいたしまして、御報告をさせていただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

議案第12号「南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第3次地方分権一括法において、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準について、市町村の条例で定めることとされた

ことにより、指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準につきまして、条例で定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

この条例につきましても、第3次一括法が施行されたことに伴いまして、今まで厚生労働省令で定められておりました介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして、市町村の条例に定めることとなりましたので、条例の制定を行うものでございます。

この条例は、介護予防支援にかかわる基準でありますので、要支援1、2に該当する方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成やサービス事業所等との連絡調整を行うものでございます。本条例は、基本方針等、基本的な事項を定めておきまして、人員及び運営等に関する具体的な基準につきましては、規則に委任し、定めるものでございます。なお、条例の制定につきましては、厚生労働省令の従うべき基準、参酌すべき基準に基づき、厚生労働省令の規定どおりに定めております。

それでは、1ページであります。第1条で趣旨を、第2条で基本方針とし、利用者への配慮、介護予防サービスの総合的かつ効率的な提供、サービス利用に当たっての公正中立性、介護予防支援事業者や地域住民との連携について規定をしております。

続いて、2ページになりますが、第3条では、介護予防支援の基本取扱方針といたしまして、医療サービスとの連携、目標施行の計画策定、介護予防支援の質の評価及び改善について規定をしております。

第4条では、具体的取扱方針といたしまして、第2条と第3条に基づき、サービス計画の策定に当たる担当職員、利用者及び家族への説明及び理解、同意、サービス計画策定に当たっての具体的方法及び課題の把握、必要に応じたサービス計画の変更、関係事業所機関との連携調整等々につきまして、第1号から6ページにわたります。第28号まで、細部の規定をしているところでございます。

それから、6ページの第5条では、第2条から第4条までの規定を基準該当介護予防支援の事業に準用することについて規定をしているものでございます。

第6条では、事業の人員、運営、効果的な支援の方法に関する基準につきまして、規則で定めるとするものでございます。

規則につきましては、基準のうち、従うべき基準とし、事業者及びその員数、管理者、内容及び手続の説明及び同意等については、厚生労働省令の規定どお

りとしております。また、参酌すべき基準は、従うべき基準以外の基準とされておりますが、厚生労働省令の規定どおり定めるものと、村の独自基準を設けるものがございます。独自基準につきましては、事業者の記録の整備であります。記録の完結の日から2年間保存が義務づけをされておりますが、苦情の内容等の記録、事故の状況や措置に関する記録は5年間保存としまして、保存期間を延長し、規則で定めるものでございます。この規則による規定につきましては、長野県と同様の規定となっております。以上、独自基準が2点でありまして、その他の事項は厚生労働省令の基準と同様に規定をするものでございます。

議案の最後でございますが、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第13号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、第3次地方分権一括法において、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定めることとされていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準について、市町村の条例で定めることとされたことにより、地域包括支援センターの職員等に関する基準につきまして、条例で定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

この条例につきましても、第3次一括法が施行されたことに伴いまして、今まで厚生労働省令で定められておりました地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準につきまして、市町村の条例に定めることとなりましたので、条例を制定するものでございます。

この条例は、地域包括支援センターの職員等に関する基準について定めるもので



あります。なお、条例制定につきましては、厚生労働省令の従うべき基準、参酌すべき基準に基づき、厚生労働省令の規定どおりに定めております。

それでは、1ページをごらんいただきまして、第1条で趣旨を、第2条で基本方針としまして、被保険者の心身の状況や置かれている環境に応じた各種サービスや必要な援助、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正中立性の確保について規定をしております。

第3条では、人員に関する基準としまして、第1号被保険者が3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員数を第1項で規定しております。保健師1人、社会福祉士1人、主任看護支援専門員1人とするものでございます。第2項では、第1号の3,000人未満、第2号の特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置する必要がある場合といった、第1号被保険者の人数が小規模な区域につきまして、次の2ページになりますが、1,000人未満、1,000人以上2,000人未満、2,000人以上3,000人未満の区域で、それぞれの地域包括支援センターの人員配置基準を定めるものでございます。

その下の附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第14号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て関連三法の制定に伴い、南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） 議案第14号につきまして細部説明をさせていただきます。

では、1ページ目からごらんいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

根拠法令は、児童福祉法第34条8の2において、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、基準に定めなければならないとい

う規定がこの条例の定める根拠でございます。

第1条の趣旨では、関係条項において、児童福祉法の規定に基づき、当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるものというものでございます。

第2条の最低基準の目的、第3条の最低基準の向上では、この条例で定める最低基準は、当該事業の利用の利用者の健やかな生育を保障するもので、村長は事業者に対して、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告をすることができる」と規定しています。

第5条の一般原則では、利用者の人権及び人格の尊重、保護者及び地域に対する運営内容の説明、事業者の自己評価と公表、事業所の保健衛生等への配慮、事業者からの暴力団等の排除を定めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第6条の非常災害に対する計画策定及び訓練の実施について、第7条、8条では、事業者の職員の一般要件では、職員の基本的な資質及び技能の習得、向上について規定するものでございます。

第9条の設備の基準では、専用区等の設置、それから専用区画の面積の基準、専用区画等の衛生及び安全の確保を規定するものでございます。

第10条の職員の配置及び資格等では、支援員の設置、設置員数、資格要件、一つの支援の単位の規模等に対する規定をするものでございます。

3ページから4ページになりますけれども、第11条、17条では、運営の基本となる利用者を平等に扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理、運営規程、帳簿の整備、秘密保持、苦情への対応などを記しています。

第18条、開所時間及び人数では、開所時間、1年間の開所日数について規定するものでございます。

5ページの附則でございますが、第1項では、この条例は子ども・子育て関連三法の施行の日から施行するもので、第2項の経過措置では、この条例の施行の日において、建物につきましては、当該建物増築、改築、または構造の変更が行われるまでの間、第9条第2項の規定は適応しないというものでございます。また、支援員が受けるべき都道府県知事が行う研修の終了につきましては、平成32年3月31日までに終了することを予定しているものを含むというものでございます。また、10条第4項の規定の適応につきましては、同項中、おおむね40人以下とあるのは、おおむね70人以下とする。ただし、施行日以降、当該放課後児童健全育成事業を分割することとなった場合は、この限りではないというものでございます。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込み額の調整と、歳出では、事業の完結等に伴う不用額の調整が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,451万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億6,669万6,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第14号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げますが、歳出の各科目にわたりまして人件費の関係が出てまいりますので、71ページ、72ページに給与費明細書がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

特別職につきましては会議の開催の減等によるもの、一般職の給料につきましては異動によるもの、また職員手当は、各項目において増減がございますが、総額では増減がございません。

なお、歳出科目の説明におきましては、2節、給料から4節、共済費まで、詳細の説明を省かせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、歳出から申し上げます。

項目といたしましては、入札差金等によります不用額の減額が大半でございますので、主に増額追加の事項を説明させていただきます。

予算書案の25ページをごらんください。

歳出、1款、議会費でございます。

全て不用額の減額でございます。

次に、2款、総務費でございます。

1項1目、0201一般管理事務で、おめくりをいただきまして、14節の有料道路使用料12万円及び19節の情報センター負担金、これはマイナンバー制への対応等による増でございますが、306万7,000円の増額をお願いするほかは不用額の減額でございます。

次の0202庁舎管理事務では、11節で役場庁舎使用の灯油代2万3,000円の追加を

願いするほかは、不用額の減額でございます。

次の2目、0210文書広報事務も、全て不用額の減額でございます。

次の3目、0220財政管理事務は、8節で、ふるさと納税者へお送りをいたします特産品代13万円の増額をお願いいたします。歳入でも、寄附金の増額をさせていただきますが、7号補正で増額いただいた以上に伸びが見込まれるため、さらに追加をお願いするものでございます。これ以外は不用額の減でございます。

次の4目、会計管理費から、おめくりをいただきまして、8目、交通安全対策費までは、全て不用額の減額でございます。

9目、0257財政調整基金積立金は、基金利子58万9,000円を積み立てるものでございます。

10目、南信交通災害共済費も、全て不用額の減でございます。

12目、0242地域づくり推進事業では、13節で、巡回バス運行業務委託の事業費確定によりまして増額46万4,000円のほかは不用額の減額でございます。

13目、企画調整管理費、おめくりをいただきまして、17目、情報管理費、全て不用額の減額でございます。

13目の19節のところで、上伊那広域連合負担金不用額103万7,000円となっておりますが、人件費等の確定による減でございます。

続きまして、2項、徴税費は、職員手当を除き、全て不用額で、2目13節で、村税等電話催告業務の効率化による減61万円などとなっております。

次の3項1目、戸籍・住民基本台帳費では、窓口対応の増加に伴いまして、臨時職員賃金の不足分8万8,000円、情報センター負担金の確定によります38万3,000円の増額をお願いいたします。

次の選挙費は、いずれも不用額の減額ですが、おめくりをいただきまして、34ページから35ページにかけまして、8目、農業委員会委員選挙費は、無投票となったため、大きな減額となっております。

次の5項、統計調査費は、各目で若干の増減がございますが、国からの指定統計委託金が確定したことによるものでございます。

おめくりをいただきまして、6項、監査委員費は、旅費の不用額でございます。

続きまして、3款、民生費でございます。

1項1目では、0301社会福祉総務事務で、20節で、難病指定範囲の拡大等に伴い、障害者等給付金の増額89万6,000円、28節で、医療費の増加に伴いまして、財源が不足することとなりました国保会計を補填する財政安定繰出金4,424万8,000円の増額をお願いいたします。

また、0306障がい者福祉事業で、おめくりをいただきまして、23節になりますが、障害者自立支援給付費の過年度精算による国費負担分の返還金といたしまして、3,358万2,000円の追加をお願いいたします。

次の0360未熟児養育医療費給付事業の負担金7万円の増は、対象者の増によるも

のでございます。

そのほかは不用額の減でございます。その中で、0361臨時福祉給付事務の19節、給付金につきましては、支給率が86.3%となり、674万5,000円の減額となりました。

続きまして、2目、国民年金費は、全て不用額の減額でございます。

続きまして、3目、高齢者福祉費では、0311介護予防地域支え合い事業の13節で、高齢者ショートステイ援助事業の利用者増により委託料の増額20万7,000円、また、0316高齢者福祉総務事務で、介護給付費の増加に伴う28節の介護保険事業特別会計繰出金の増額142万6,000円、おめくりをいただきまして、0324高齢者日常生活用具貸出事業で、特殊ベッドの保管台数が増となっておりますので、28節で、委託料の増額2万1,000円、42ページにまいりまして、0329後期高齢者医療事業、29節で、こちらも医療費の増加に伴う後期高齢者保険基盤安定繰出金の増額100万4,000円をお願いするほか、不用額の減額でございます。

減額で大きなものでは、41ページに戻りますが、0327老人保健措置事業、20節で、老人ホームの入所者減によりまして、措置費460万円を減額いたします。

続きまして、2項1目、児童福祉総務費では、0330児童福祉総務事務の11節で、すすくすくハウスの電気量2万6,000円を増額するほかは不用額でございます。

おめくりをいただきまして、43ページの0331児童手当給付事務の20節、児童手当につきましては、給付見込みにより減額が510万5,000円となっております。

次の2目、児童措置費では、0340保育園運営事業の7節、賃金で、総園児数、また加配が必要な園児数の増加等に伴い、臨時保育士等の賃金106万4,000円、11節で、エアコン使用や園児数増に伴い、電気料及び上下水道料金の不足見込み額ということで166万5,000円、18節で、新年度入園児に対応するためのいす、テーブル等の備品購入費75万3,000円、23節で、過年度精算額確定による保育所運営費国庫負担金返還金6万5,000円の増額、次の0342児童発達支援事業の11節で、にじいろクラブの実施等により、たけのこ園の電気料が不足しておりまして、20万1,000円の増額をお願いし、そのほかは不用額の減額でございます。

減額で大きなものは、0342児童発達支援事業の7節で、臨時職員賃金828万2,000円の減額でございますが、これは正規職員2名を配置したことによるものでございます。

続きまして、46ページ、4款、衛生費でございます。

1項1目、予防費では、0400保健衛生総務事務の19節で、伊那中央行政組合病院費負担金の確定により増額10万2,000円、0401予防事業の11節で、各種予防接種を受けられる方の増加に伴いまして、ワクチン代10万円の増額、おめくりをいただきまして、48ページになりますが、0406市町村母子保健事業の13節、妊婦健診対象者増による委託料90万円の増額をお願いし、ほかは不用額の減額でございます。

次の2目、環境衛生費は、全て不用額の減額でございますが、主なものは、0407環境衛生事業の19節、住宅用新エネルギー施設設置補助金の申請数が減少したこと

によります減額350万円でございます。

続きまして、2項、清掃費では、1目、0410清掃総務事務で、おめくりをいただきまして、19節の伊那中央行政組合廃棄物最終処分場管理費負担金1,824万円の減額、次の0411塵芥処理事業の13節、南原焼却灰処理運搬委託料1億3,431万7,000円の減額でございますが、ともに南原住宅団地内の焼却灰除去工事の開始が来年度に延びたことに伴い、一旦減額をさせていただくものでございます。そのほかは、事業費の確定によります減額でございます。

続きまして、6款、農林水産費でございます。

1項1目、0601農業委員会事務は、7節で、農地制度事務臨時職員の勤務時間の増によります賃金11万8,000円の増額をお願いいたします。

次の2目、3目は不用額のみでございます。

おめくりをいただきまして、5目、農地費でございますが、三つ目の0641農道保全対策事業は、広域農道の改修の関係、次の0642農業基盤整備促進事業は、大泉所ダムの改修の関係でございますけれども、ともに事業費確定により、長野県土地改良事業団体連合会の特別賦課金を計上するものでございます。そのほかは不用額でございます。

続きまして、2項、林業費でございますが、全て入札差金等による不用額の減額でございます。

53ページまでお目通しをいただきまして、続いて、7款、商工費でございます。

1項2目、商工振興費は、全て不用額の減額でございますが、19節の住宅リフォーム補助金は、当初70件を見込んでおりましたが、40件にとどまる見通しとなったため、300万円を減額いたします。

次の3目、観光費も、全て不用額の減額でございます。

おめくりいただきまして、8款、土木費でございます。

1項1目、0801土木総務事務は、不用額の減額のみでございます。

次の2項1目、0802道路維持総務事務では、11節で、電気料の値上げに伴います不足分4万円の増額をお願いいたします。

0803道路維持事業は、不用額の減額のみでございます。

次の2目、道路新設改良費も、全て不用額の減額でございますが、0808村単道路改良事業の15節、工事請負費の減額につきましては、田畑の村道2038号線改良工事で、用地取得に時間を要したため、工事が来年度にずれ込むこととなりましたので、これによる減額が主なものでございます。また、次の17節、公有財産購入費の減額は、村長の挨拶の中で申し上げましたが、神子柴の県道伊那インター線と交差をいたします村道2110号線・村道2148号線改良工事に伴う用地取得の中で、県の所有地等の取得が手続の関係で来年度になってしまうということで減額をするものでございますが、これが主なものでございます。

次の3項2目、河川改良費は、15節、工事請負費で200万円の減額でございます

が、久保の北沢川の工事内容を変更したことによるものが主なものでございます。

次の4項1目、0820都市計画総務事務は、いずれも不用額でございますが、おめくりをいただきまして、28節の下水道事業会計繰出金につきましては、同会計の財務状況に鑑みまして、2,000万円の減額とさせていただきます。

次の2目、公園費では、0823村単公園整備事業の15節、工事請負費に120万円の追加をお願いいたします。大芝湖の東西にありますあずまや2棟につきまして調査をした結果、安全確保上、早急な取り壊しが必要ということで撤去工事を行うものでございます。なお、再建につきましては、来年度事業といたしまして、早期に実施をする予定でございます。そのほかは不用額の減額でございます。

次の5項1目、住宅管理費も不用額の減額でございますが、耐震補強事業補助金につきましては、本年度申請がなく、全額を減額するものでございます。

続きまして、9款、消防費でございます。

1項1目19節で、事業費確定によりまして、県消防防災航空隊費負担金1万3,000円を増額するほかは不用額の減額でございますが、伊那消防署建設及び上伊那消防広域化に対しまして、新たな国・県の補助が交付されたということに伴いまして、分担金負担金の減額があったものでございます。

2目は全て不用額で、次の3目、消防施設費の、おめくりをいただきまして、15節になりますが、久保屯所の建設が来年度に送られたことにより、2,300万円を減額するものでございます。

5目は不用額のみでございます。

続きまして、10款、教育費でございます。

1項、教育総務費では、4目、1005教育振興事務で、396万円の追加をお願いいたします。学童クラブ対象児童の増加に伴いまして、指導員の賃金、4月から子ども・子育て新制度に伴いまして、南箕輪小学校5・6年生を対象とする学童クラブ事業の実施を村民体育館2階で開始をするための準備費用等でございます。

次の2項、小学校費では、1目、学校管理費で、おめくりをいただきまして、1010南箕輪小学校管理事務で、18節、また1017南部小学校管理事務の18節にも同様でございますが、それぞれ、来年度増員予定の県費教職員等のパソコン購入費ということで追加をさせていただき、そのほかは不用額でございます。

次の2目、教育振興費は、20節で、対象者4人増ということで、就学援助費の増額でございます。

次の3目、学校給食費では、1013給食センター事業の11節で、上下水道料、ガス代の不足額13万円、18節で、故障をしてしまいましたプリンターの更新費用ということで5万円を増額追加するほかは不用額でございます。

次の学校建設費は、おめくりをいただきまして、1016南部小学校改築事業の15節、工事請負費で500万円の減額でございます。議案第29号をお願いいたします増加分を見込んだ中での減額でございます。

次の3項1目、学校管理費では、18節で、新年度、1クラス増に対応するための机、いす、30人分の購入費及び増員予定の県費職員分のパソコン購入費、合わせて90万4,000円を増額させていただくほかは不用額でございます。

次の6項、社会教育費では、2目、1040公民館総務事務の11節で、蛍光灯の修繕費5万円の増額、おめくりをいただきまして、66ページの7目、1059図書館管理事業で、ファクス通信の増加による電話料4,000円を増額をさせていただくほかは不用額でございます。

お戻りいただきますが、64ページの2目、公民館費で、13節の耐震改修設計委託料の減額315万円は、村の3カ年実施計画のローリングの中で、後年度へ先送りをさせていただいたための減額でございます。

もう一度おめくりをいただきまして、66ページの7項、保健体育費では、おめくりをいただきまして、1063大芝公園管理総務事務の13節で、大芝関連施設等指定管理者委託料930万円の増額をお願いいたします。これは、指定管理としております大芝の各施設の業務にあつて、電気料値上げの影響額が205万円、消費税率の改定の影響額が410万8,000円、味工房の食堂直営化による経費の増の分が325万5,000円など、本年度は基準外の支出がおおよそ1,200万円弱ということでございましたので、受託者であります開発公社と協議をいたしまして、その約8割に当たる930万円を増額するものでございます。残額につきましては、開発公社の経営努力の中で負担をいただくこととしております。また、次の15節、大芝公園遊具設置工事費の減額は、来年度、国庫補助を受けられる見通しとなりましたので、工事を先送りし、全額を減額するものでございます。ほかは不用額の減額でございます。

次の11款、災害復旧費、おめくりをいただきまして、12款、公債費は、不用額の減額のみでございます。

歳入歳出調整で、次の14款、予備費に、1億845万6,000円を追加いたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、10ページをお開きください。

主な事項のみ御説明させていただきます。

1款、村税でございますが、1項2目、法人村民税に回復が見られ、5,981万円の増額でございます。

おめくりをいただきまして、12ページの6款、地方消費税交付金は、額の確定により、585万6,000円を増額でございます。

おめくりをいただきまして、8款、自動車取得税交付金は、大きな落ち込みとなり、200万円の減額でございます。

次の12款、地方交付税は、普通交付税の調整額分240万8,000円を増額でございます。

おめくりいただきまして、14款、分担金及び負担金でございますが、1項、分担金では、南原住宅団地内焼却灰処分が来年度となったことにより、塵芥処理費分担



金が皆減となります。

また、消防施設整備分担金も、久保屯所の来年度に送られたことによりまして皆減でございます。

2項、負担金では、3目1節、高齢者福祉負担金の細節06老人保護措置費負担金が268万円の減額でございますが、老人ホーム入所者の減によるものでございます。

おめくりをいただきまして、16款、国庫補助金でございますが、1項、国庫負担金は、児童手当、障害者自立支援給付金の確定による減額でございます。

2項、国庫補助金も、確定による増減でございますけれども、主なものは、3目1節の臨時福祉給付事業補助金、先ほど申し上げました支給率が86.3%にとどまったということにより、650万円の減額ということになっております。

おめくりをいただきまして、17款、県支出金では、1項3目4節の障害者自立支援給付費負担金が、国負担金と同様で589万7,000円の減額、2項6目2節の森林整備加速化・林業再生基金事業補助金が292万1,000円の減額で、大きなものとなっております。

おめくりをいただきまして、18款、財産収入、1項1目1節の土地建物貸付収入で1,726万9,000円の減額でございますが、開発公社の独自事業でございます大芝荘部門の経営状況が大変厳しく、大芝荘の賃借料の一部を後年度払いとさせていただいたことによるものでございます。

次の19款、寄附金は、ふるさと納税の増加により、さらに200万円の増額をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、22款、諸収入では、5項1目4節、雑入の細節08消防団員退職報償金111万2,000円の減額が大きなものですが、当初見込みより退団者が少なかったことによるものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、第2条の継続費の補正でございますが、7ページのほうに、第2表として載せてございます。継続費補正ということでございますが、それぞれ、事業の見直しによりまして、総額及び年割額を変更するものでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いいたしまして、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） ちょっと聞き逃したので、57ページの土木費の0823村単公園整備事業の中の工事請負費で120万円の補正がありますが、あずまやを撤去するというお話だったようなんですが、場所がわかりますでしょうか。教えていただけますか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 場所につきましてですけれども、大芝湖の東側、西

側、それぞれ、あずまやが1棟ずつあります。一つは愛の鐘の付近、それからもう一つは、大芝湖東側の東の面に一つということで、状況としましては、柱の部分に腐食が目立つということで、放置すると危険だということで、大至急撤去が必要だということで撤去をさせていただくものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第16号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる介護保険料の増額と介護保険給付費の増額に伴う国・県支出金支払基金交付金の増額等が主なものであり、歳出では、保険給付費の増額と介護保険料の増額等に伴う基金積立金の増額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に2,412万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,239万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第16号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきまして、歳入から説明をさせていただきます。

介護保険料でございますが、434万8,000円を増額するものであります。確定見込み金額に近づけるものでございます。

続いて、7ページの国庫支出金でございますが、1年間の介護サービス給付額がほぼ固まりまして、当初予定額より増額になる見込みとなりましたので、国・県支払基金、村それぞれの負担割合に基づき、増額補正をするものであります。

まず、国庫負担金、01目の介護給付費負担金ですが、261万1,000円増額をいたします。

その下の国庫補助金は、01目の調整交付金で300万9,000円を増額、04目の事業費補助金で304万8,000円を増額するものであります。

8ページの支払基金交付金ですが、503万円を増額するものであります。

続きまして、次の9ページの県負担金でございますが、介護給付費にかかわる負担金としまして、428万9,000円を増額するものでございます。

その下の県補助金の01目、地域支援事業交付金の介護予防分で5万4,000円を増額し、その下の02目、包括的支援分で、事業費の減額に伴い、16万4,000円を減額するものであります。

10ページの繰入金の一般会計繰入金ですが、01目の介護給付費分を377万9,000円増額するものと、02目の地域支援事業の介護予防分を5万4,000円増額し、03目、包括的支援分を16万4,000円減額、事務費に繰り入れるその他分を224万3,000円減額しまして、一般会計繰入金全体については、142万6,000円を増額となるものであります。

11ページの諸収入でございますが、交通事故による第三者納付金が発生しましたので、48万3,000円を増額するものであります。

12ページからは歳出となりますが、1301一般管理費ですが、13委託料で、介護予防支援事業のケアプラン作成委託料の不用額を68万円減額し、19負担金で、情報センター負担金を32万9,000円減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、1ページ飛びまして、14ページの保険給付費でございますが、全体の保険給付費は3,070万円ほど伸びる見込みとなりましたので、介護サービス以下、それぞれ確定見込みに近づける補正を行うものであります。

14ページ一番上の1321介護サービス等諸費ですが、要介護1から5の方の介護サービス費を2,950万円増額し、その下の要支援の方の1322介護予防サービス等諸費を110万8,000円減額し、一番下から15ページにかけての施設入所者への軽減措置である1351特定入所介護サービス費を230万円増額させていただくものであります。

おめくりいただきまして、1ページ飛ばしまして16ページの地域支援事業の1361介護予防事業では、43万1,000円を増額するものでありますが、賃金、報償費、需用費の不用額を減額いたしまして、委託料53万1,000円増額するものであります。その主な内容としましては、社会福祉協議会への委託料でございますが、げんきアップクラブにかかわる委託料が増加をしたことに伴う増額をするものでございます。

1362包括的支援事業は、包括支援センターの事業が確定をいたしましたので、報償費、需用費と扶助費等の不用額83万3,000円を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、18ページの基金積立金でございますが、999万円を増額するものでございます。これは、介護保険料の確定見込み金額の増加等に伴いまして、第6期の介護保険事業へ充当します支払準備基金の増額を図るものでございます。

最後に、16ページの予備費でございますが、歳入歳出の調整を行いまして、1,515万4,000円を減額するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に2,412万2,000円を増額しまして、

歳入歳出予算の総額を8億9,239万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

ただいまから、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

先ほどの山崎議員からの質問の答弁を藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 議案第11号の「南箕輪村介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」の提案につきまして、山崎議員から御質問のありました条例で規定をする法人の対象となる法人範囲ということでございますが、これ、特定の法人ということではなくて、法務局に法人登記がされております法人格を持つ全ての事業者が対象となります。したがって、この条例では、この介護予防支援事業者としての基準を満たす法人であれば、全ての法人が対象となるということでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、議案第17号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定見込みによる国民健康保険税、国庫支出金の増額と、共同事業交付金の減額、また一般被保険者の療養給付費の大幅増により、赤字補填のための一般会計からの法定外繰り入れを行うものが主なものであります。

歳出では、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費の増額及び共同事業拠出金の減額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に6,564万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,737万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第17号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページから始まります歳入のほうをごらんいただきたいと思います。

01款の国民健康保険税であります。確定見込み数字に近づけるため、550万1,000円を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして、次に8ページのほうでございますが、国庫支出金の01項、国庫負担金は、02目、療養給付費等負担金を3,384万4,000円増額しまして、04目、高額医療費共同事業負担金を40万3,000円減額するものであります。26年度分の療養給付費負担分と高額医療費共同事業負担分の額がほぼ確定をしたことによるものでございます。

次に、おめくりいただきまして、9ページの県支出金でございますが、高額医療費共同事業負担金の額が確定をしたことにより、38万5,000円の減額をするものでございます。

10ページの療養給付費交付金ですが、退職被保険者の療養給付費にかかわる交付金でありまして、確定見込みにより、52万7,000円を増額するものであります。

おめくりをいただきまして、11ページの共同事業交付金につきましては、30万円以上の医療に対し、国保連から一定割合が交付をされるものでございますが、26年度の確定見込みに伴いまして、1,932万6,000円を減額するものでございます。

12ページの他会計繰入金であります。一般被保険者の療養給付費が大幅に増加をしたことに伴いまして、財源不足による赤字補填のため、一般会計からの法定外繰り入れを行うものでございます。

おめくりをいただきまして、13ページの諸収入の一般被保険者延滞金に72万1,000円を増額し、雑入では、交通事故による第三者納付金80万円と一般被保険者返納金11万6,000円を増額するものでございます。

続いて、14ページから歳出になりますが、1503運営協議会事務は、国保の運営協議会の委員報酬の不用額を減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、15ページの保険給付費の1504一般被保険者療養給付費事業でございますが、大幅な医療給付費の不足が見込まれまして、6,963万9,000円を増額計上させていただくものでございます。

1505の退職被保険者等療養給付費事業は、額に変更はございませんが、財源組み替えを行うものであります。

また、1506一般被保険者療養事業のほり、きゅう、マッサージ等に要する費用につきまして、20万3,000円を増額をするものであります。

次に、1509一般被保険者高額療養事業、16ページの1543後期高齢者支援金、おめくりをいただきまして、17ページの1537介護納付金につきましては、それぞれ額に変更はございません。財源組み替えを行うものでございます。

それから、18ページの共同事業拠出金でございますが、これは80万円と30万円を

超える医療費の一定割合を拠出金として国保連へ納付をするものでございますが、額が確定したことによりまして、1516高額医療費拠出事業を1540保険財政共同安定化事業合わせまして、330万4,000円を減額するものでございます。

続いて、おめくりをいただき、19ページでございますが、1517保健衛生普及事業の役務費の不用額16万9,000円を減額するものでございます。

その下の1547特定健康診査事業は、特定健診の事業者委託の委託料が確定をしたことによりまして、60万円を減額するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に6,564万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を13億5,737万円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 財源組み替えが幾つかありました。この17ページで、介護納付金について、一般財源から国・県に変わったということはいいことですが、ちょっと事情説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） この17ページの財源組み替えでございますが、これは介護納付金にかかわる国からの給付の補助の部分でございますが、介護給付費が増加したことに伴いまして、それにかかわる国負担分がその割合によってふえてまいりますので、その分で増加したということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、保険料の減額と保険基盤安定負担金の確定に伴う一般会計繰入金の増額、歳出では、保険料の減額に伴う広域連合への負担金額の減額が主な補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額から86万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,047万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第18号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページから始まります歳入のほうをごらんいただきたいと思います。

01款、後期高齢者医療保険料であります。26年度の保険料見込みのめどがつかまりましたので、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせまして186万4,000円を減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページ、繰入金であります。一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金が確定をしましたので、100万3,000円の増額をするものでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、1804後期高齢医療広域連合納付金でございますが、歳入で保険料の減額と保険基盤安定繰入金の増額がございましたので、保険料と安定繰入金の差額分86万1,000円を減額するものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額から86万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,047万6,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第19号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第19号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、年度末を迎え、使用料の収入の見直しと、水道検針システムや水道施設監視制御装置など、予定事業を見直したことなどにより、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、資本的収支における既定の不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を8,834万1,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第19号の細部説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を変更するものであります。

その内容につきまして、実施計画明細書で御説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

全般事項といたしまして、まず年度末を迎えまして、事業が終了したこと、また年間の工事、それから修繕等につきまして、実施計画を見直したことなく等による変更となっております。その主なものについて御説明を申し上げます。

まず、最初に、収入の給水収益でございますが、年度末を迎えるということで、収入額を見直しました。それに伴う減額でございます。結果といたしまして、減額後の収入につきましては、実績に対しまして320万円増となる見込みであります。

次のページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

まず、8001原水及び浄水事業の委託料でございますが、南原の配水池の耐震診断の業務は終了したこと、また水道施設の中央監視装置・制御装置等の設計委託等におきまして、2年の継続費で実施することとしたことなどによりまして、減額をするものであります。賃借料につきましては、夏季の渇水時期におきます水の賃借料の減少に伴うものでございます。修繕費につきましては、入札差金などに伴う減額でございます。負担金につきましては、水道水に事故が発生した場合の非常時の水質検査等の負担金でございます。該当がございませんでしたので減額をさせていただきます。

8002配水及び給水事業でございますが、路面復旧費でございますが、道路の陥没等舗装復旧工事等について、少なかったことによる減額でございます。それから、08節の保険料でございますが、水道事業の賠償責任保険につきまして、保険料の値上げに伴い、増額をお願いするものであります。

8005総係事業の旅費でございますが、年度当初、県外への職員の専門研修を予定しておりましたけれども、参加できませんでしたので、この分にかかわる旅費を減額するものであります。次のページをお願いします。06節の備消耗品費でございますが、まずハンディターミナルでございますが、これは検針業務に使用する機械でございます。ハンディターミナル5台ほど有しておりますけれども、年次でもって購入したもので、当初に購入したのにつきましては古く、修繕等が効かない状態となっております。そういった状況の中で、検針業務に必要なものということで購入を予定しておりましたけれども、そもそも検針業務そのものを見直すことといたしましたので、購入を来年度以降に先送りするという事で減額をさせていただきます。



そのほかにつきましては、事業の確定等に伴う減額でございます。

それから、8026予備費につきましては、不用額ということで減額をさせていただきます。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出についてでございますが、次のページをお願いいたします。

8031配水施設拡張事業についてでございますが、この工事請負費でございます。当初の予定では、第2水源の施設の整備工事として予定しておりましたが、第2水源のろ過器の修繕の際、今までたまっていた泥の除去、それから一部機械の修繕等を行ったこと、それから、ろ過砂の交換を実施したこと等行う中で、さらに中央制御監視装置等の更新を来年度以降ということを計画いたしましたので、その事業の進捗に合わせて大規模改修等を検討することといたしましたので、減額をするものでございます。

それから、8032配水施設改良事業でございます。工事請負費につきましては、減圧弁の取りかえ、それから下水道舗装工事、それから管路の更新・拡張、それから石綿管の更新、いずれも工事のほうがほぼ終わりました、確定したことによる減額でございます。

それでは、2ページにお戻りいただきたいと思えます。

資本的収入に対して、不足する8,834万1,000円を過年度分の損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして、第4条につきましては、議会の議決を得なければ流用することができない定義を定めているものでございます。

以上で、議案第19号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 9ページの資本的支出の8031、工事請負費で3,240万円の減額の説明がありました。第2水源の工事不用額ということですが、これは何か、第2水源を調査したところ、新たに改修するところがあったことで来年に回すという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。当初の計画以外に、新たなことが生じたとか、そういうことの説明をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） そもそもが、今年度、第2水源の施設の改良工事を予定した大もとの原因といたしましては、一昨年度になると思えますが、大芝高原まつりと言いますか、夏の渇水時に、大泉川から取水できなかったものが、夕立等の雨によって取水ができたという中で、完全に浄化し切れずに、一部給水というか、配水がされてしまったということで、それに対する安全対策工事をしようということで、昨年度から計画をしてきて、今年度実施しようということで検討してまいり

ました。その中で、ろ過装置等の点検とか、修繕とか、ろ過砂の交換で当面对応ができたこと、それから、これから、来年度以降の計画ですけれども、新造施設の中央監視制御装置等更新する中で、そういった機械もろもろを先行して直すことによって、後でまた負担、つけを負うのではないかというおそれ等もありましたので、今年度は行わず、来年度以降の実施しということにさせていただきました。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第20号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第20号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、2年間の継続事業で実施します浄化センターの修繕事業の見直しと、年度末になり、事業が確定しましたので、事業費の減額補正等をお願いするものであります。

このことによりまして、資本的収支における既定の不足する額を2億2,858万4,000円に、また当年度分損益勘定留保資金を2億2,858万4,000円と定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第20号の細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

まず、第2条の収益的収入及び支出でございます。予定額を変更するものでございます。

内容につきましては、予算実施計画明細書により御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

まず、収入でございます。

収益的収入につきましてはでございますが、本年度予定しておりました事業の見直し等によりまして、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

9401事業の管渠事業でございますが、修繕費につきまして、事業の確定等に伴う減額でございます。

それから、9403処理場事業費でございます。同じく修繕費でございますが、これは継続費にも関係しますけれども、本年度の浄化センターの汚泥の脱水修繕等を予定しておりましたけれども、来年度以降、補助事業で、浄化センターの長寿命化修繕工事に合わせて実施することといたしましたので、減額をするものでございます。

9407総係事業につきましては、不用額としての減額でございます。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出の予定額を変更するものでございますが、次のページをお開きください。

まず、収入でございます。

01の企業債についてでございます。これは事業の見直し等による縮小に伴いまして、借入額を減額するものでございます。

次の01の受益者負担金でございます。これは、当初の見込みより13件ほどふえるということで、全部としまして70件余りを見込みましたの増額でございます。

それから、02目の他会計補助金でございます。先ほどの収益的収入と同様でございます。事業の縮小等に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

9430施設建設事業の負担金でございます。これは、工事の設計を土木振興会にお願いする場合の負担金として予定をしておりましたけれども、該当がなかったため、この分を削減させていただきます。

また、次の12節の委託料につきましてですが、これは測量を伴う設計が必要な場合があるということで予定をしておりましたけれども、これも該当がございませんでしたので、この額を減額させていただきます。

それから、9432施設改良事業費でございます。これは、いずれも事業の確定等に伴う不用額で、減額をさせていただきます。

それでは、2ページへお戻りいただきたいと思います。

したがって、収入に対する支出の不足額2億2,858万4,000円は、当年度分の損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

継続費の補正についてでございます。若干、先ほど触れましたけれども、今年度、国の補助金を受けまして、2カ年計画で行う南箕輪浄化センターの長寿命化修繕工事を変更するものでございます。当初の計画におきましては、最終沈殿池の汚泥のかき寄せ機等を中心とした改修を行うという予定でございました。来年度以降におきまして、汚泥棟の汚泥の搬出コンベアーの改修を行うという計画で進めておったところでございますが、汚泥の搬出コンベアーに異常が発生しまして、早急な修繕が必要となったということで、当初の計画の順番を変えまして、汚泥の搬出コンベ

アの修繕を先行させることとし、この計画を見直すことといたしました。したがって、2カ年の事業費9,000万円を8,000万円に減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

企業債の借入限度額についてでございます。したがって、今年度の事業の縮小等に伴い、単独で行う環境整備工事費にかかわる借り入れということで、起債の限度額を減少するものでございます。

また、第6条につきましては、議会の議決を得なければ流用することのできない経費ということで、減額をするものでございます。

以上で、議案第20号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」、議案第22号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第23号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」、議案第24号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第25号「平成27年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第26号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第21号から議案第26号までの一括提案説明を申し上げます。

議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成27年度当初予算は、村税をはじめとする歳入で、昨年に引き続き厳しい状況ではありますが、人口増加に対応する積極的な予算編成といたしました。

主な事業につきましては、人口増加対応として、福祉関係では、園児の増加に対応するため、西部保育園、中部保育園の増改築事業、教育関係では、こども館（仮称）用地測量と設計委託、中学校用地の購入事業、交流人口対応として、村観光協会設立に伴う関連費用、また引き続き、子育て、教育に優しい、安心・安全な村づくり関連事業など、それぞれの費用を計上させていただきました。

前年度の当初予算に対し、5.9%増の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,000万円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉の向上を図るため、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画及び平成26年度決算見込みに基づき、新年度予算の編成を行いました。

介護保険給付費につきましては、介護認定者数の増加に伴い、前年度当初予算に対して9.1%増の8億7,602万円を見込みました。前年度当初予算に対し9.2%増の9億1,790万3,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第23号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

本案は、保険給付費の増額に伴い、厳しい財政状況が予想されるため、歳入につきましては、国保税率の改定による増額と、引き続き基金の取り崩し及び一般会計からの法定外繰り入れを見込むものであります。高額医療費を中心として、今後さらなる医療費の伸びも予想されますが、安定した国民健康保険財政の運営のため、特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めていく予算編成といたしました。

前年度当初予算に対し22.1%増の15億595万4,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第24号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度は、8年目を迎え、安定した医療制度となってきました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合の保険料納付が主な内容となっております。

前年度当初予算に対し1.1%減の1億860万7,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第25号「平成27年度南箕輪村水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成27年度は、水道事業計画に基づき、大芝公園内の井戸を利用した水源施設整備事業、水道施設中央制御監視システムの更新事業、水道D I S情報整備と水道検針業務の効率化の促進事業及びアセットマネジメント策定、経営戦略計画の策定事業などを計画しております。

収益的収入及び支出で、収入額を2億8,896万3,000円、支出額を2億8,181万5,000円と定め、資本的収入より支出の予定額では、収入額を2,290万円、支出額を1億5,381万3,000円と定めるものであります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億4,091万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであり

ます。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第26号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計予算」について提案理由を申し上げます。

平成27年度は、平成26年度から実施しております浄化センターの長寿命化工事と浄化センター管理棟の耐震化のための実施設計、都市計画事業の変更認可申請委託業務及び宅地開発に伴う管渠整備にかかわる経費などを計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入額6億6,049万円、支出額6億6,061万5,000円と定め、資本的収入及び支出額の予定額では、収入額2億3,417万円、支出額4億7,018万6,000円と定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,601万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、それぞれ予算審査の中で、副村長並びに担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） お諮らいたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号については、質疑を省略して総務経済常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第26号は総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第27号「南箕輪村村道路線に認定について」を議題といたします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第27号「南箕輪村村道路線の認定について」提案理由を申し上げます。

本案は、南原区におきまして、民間事業者が造成しました宅地内の道路敷地について、道路法第8条第2項の規定に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第27号の細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

まず、村道認定をお願いする道路の状況でございます。

路線番号は2350号線です。起点は南箕輪村字中野原8306番地2044先から、終点は南箕輪村字中野原8306番地2046先までの延長が67.9メートル、幅員が4.1メートルから8メートルの道路であります。

それでは、次のページをお願いいたします。

その図面におきまして、認定する道路の場所等を御説明申し上げます。

認定する道路につきましては、赤い丸の中の赤くかぎ状に塗ってあるところがあります。場所としましては、南原グラウンドの北東に位置しておりまして、もともとは山林であった場所にあります。

次のページをお願いいたします。

公図の写し等に道路認定路線等の状況を書き込んだ図面でございますが、そちらをごらんください。

図面の中ほど、8306番地2044から8306番地2051までの8区画が、今回造成された宅地になります。その宅地に面しましてかぎ状に、村の基準に基づく道路が築造されております。青色で塗った部分になります。

地形といたしましては、西側が高く、東が低い、傾斜地に造成されており、8306番地2044から8306番地2046の3筆につきましては、今回認定する道路面より高い位置にございまして、道路側に土法で造成された状態でございます。道路は土が崩れるおそれがある状況でありますので、土留等の設置、それから道路境界くいを設置を現在その申請者のほうへお願いをしている状況であります。

また、雨水対策といたしましては、道路東側に自由勾配側溝を設けまして、左側の村道8号線の道路側溝へ接続し、雨水排水をする構造となっております。

また、この敷地につきましては、認定にあわせまして、寄附をされることになっております。

以上、議案第27号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第27号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号「南箕輪村学童クラブ条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第28号「南箕輪村学童クラブ条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て関連三法による児童福祉法の改正に伴い、平成27年4月

から、子ども・子育て新制度が施行するに当たり、南箕輪村学童クラブ条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） ただいま村長が提案説明で申し上げましたとおり、子ども・子育て新制度が施行されるに当たります、一部改正を行うものでございます。

議案第28号につきまして細部説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を申し上げます。

4ページをごらんください。

目的、施設の名称等について、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業と整合を図るものでございます。開所位置につきましては、南箕輪小学校放課後児童クラブで利用するため、村民体育館の住所を追加しています。以下、開所時間、休所日、対象児童、使用料等については、現行制度により条例規定するものでございます。

済みません。3ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、準備行為としまして、条例が施行されるまでの間、利用申し込みを受け付けなどを行うものができるというものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第29号「平成26年度南部小学校教室棟増築工事の変更請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第29号「平成26年度南部小学校教室棟増築工事の変更請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本案は、80%出来形により精査をした段階で変更請負契約の必要が生じたため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。



教育次長（伊藤 泰子） 議案第29号につきまして細部説明をさせていただきます。  
議案書の2ページの説明資料をごらんください。

工事内容の変更でございます。

南部小学校教室棟増築工事は、教室棟2教室の増築及び職員室増築改修工事を進めてきましたが、既存校舎との接合を含む施設増設工事があるため、建築、電気設備、機械設備の各工事に変更が必要となり、80%出来形で設計を精査したところ、請負契約額ベースで183万9,000円が不足するため、増額の変更請負契約をするものです。

それでは、1ページにお戻りください。

請負契約の締結についてですが。

1、契約の目的、平成26年度南部小学校教室棟増築工事。

2、契約の金額、請負金額9,698万4,000円、変更請負金額183万9,000円、変更後請負金額9,882万3,000円。

契約の相手方、上伊那郡南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役 原武光。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

金額についてはわかったんですが、前回の説明で、工期のほうも延びるというお話だったんですが、工期の変更はしなくてもよろしいんですか。

議長（原 悟郎） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 泰子） この請負金額と同時に、改めてこの議場で議員の皆さんにお示しするという内容ではないということで、今回控えておりますが、3月末ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

久保村議会運営委員長

議会運営委員長（久保村義輝） 発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の提案説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長を置くことなどを内容とする、新

地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条が改正されたこと等により、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀議会事務局長。

事務局長（堀 正弘） 発議第1号の細部説明を申し上げます。

新地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たな教育長の設置が定められたことにより、長及び委員長等の議会への出席義務を規定した地方自治法第121条が改正されましたので、議会委員会条例の一部を改正し、また、あわせて文言の訂正を行うものであります。

それでは、議案2ページの新旧対照表をごらんください。

出席説明の要求を規定した第17条中、教育委員会の委員長を教育員会の教育長に、また文言の訂正として、囑託をうけた者のうけたを漢字の受けたに訂正するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行し、また経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の現在在職する教育長の任期中は従前の例によるという規定を受け、本条例改正後も現教育長在職中は、文言の訂正を除いて、改正後の第17条の規定は適用せず、改正前の第17条の規定はなおその効力を有するとするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第15号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第15号「平成26年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」は

原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号「平成26年度南部小学校教室棟増築工事の変更請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第29号「平成26年度南部小学校教室棟増築工事の変更請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

次に、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件については、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

村長から、本件についての説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣により行われていますが、人権擁護委員法により、市町村長は、法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

現在、村では、人権擁護委員は3名おりますが、長野地方法務局から村に対し、1名の増員依頼がありましたので、原考壽氏を新たに人権擁護委員として推薦したいものであります。

議案のほうをお願いいたします。

氏名は原考壽氏、生年月日は昭和23年6月18日、満66歳、住所は上伊那郡南箕輪村2623番地であります。経歴等につきましては、また参照をお願いいたします。

原氏は、長年教育行政に携わってきた知識をもとに、教育相談員として活躍され、人格、識見とも高く、人権擁護委員として適任であると考えますので、議会の同意を得て、推薦してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 3名の今、人権擁護委員が活動しており、また1名追加ということですが、非常に御苦労さまだと思いますが、今、非常に少年の事件から含めて、人権がじゅうりんされるということがたくさんあるわけでありまして。この

人権擁護委員の主に村内も含めた活動の状況をお知らせさせていただきたいと思います。  
議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 人権擁護委員の活動の状況ということでございますが、毎月、定例的な相談が各所で行われております。これは、村内だけでなく各地域でございますが、あと、年に2回の村内での相談所の開設、それから各施設といえますか、商店等におきましての啓発活動が年に3回ほど等行われているという状況でございますが、そのほかにも各種活動としまして、人権擁護委員としての会議等が毎月3回ほど開催されているという状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑は終わります。

本件に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

お諮らいたします。

本件については、原案を適任者とする意見に決することに御異議ございませんか。

〔議場 「異議なし」という者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は原案を適任者とする意見に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議解散後に、本会議で付託されました陳情の審査のため、委員会を開催していただきたいと思います。

それから、総務経済常任委員長から連絡をお願いします。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 先ほど、総務経済常任委員会に付託されました平成27年度の各予算の審議でありますけれども、これによりまして、二つの常任委員会の連合審査で行いたいと思います。5日の午前9時から、第1、第2委員会室で開催いたしますので、全議員の皆さんの御出席をお願いいたします。

なお、この後、総務経済常任委員会を2時45分から第3委員会室で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさ

までした。

散会 午後 2時28分

議 事 日 程 (第2号)

平成27年3月11日 (水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第1番から)

2番 久保村 義 輝

4番 小 坂 泰 夫

6番 丸 山 豊

3番 山 崎 文 直

1番 百 瀬 輝 和

5番 加 藤 泰 久

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年3月11日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分とします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、さきに決定いたしました質問順に発言を許可いたします。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） おはようございます。

4年前に、東日本大震災が起きました。今も22万9,000人が避難をしており、亡くなられた方1万5,891名、行方不明者と合わせて1万8,000人を超える大災害となりました。本当に、被害に遭われた皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

福島第一原発の事故により、ふるさとに帰れない人も多く、まだまだ復興は進んでいない、こういう感じであります。原発からは、今も汚染水が海に流れ出るなど、放射能汚染が拡大をしています。一刻も早い事故の終息と、被災された皆様が平常な生活に戻られるよう、復興の促進を願うものであります。

以上を申し上げ、質問に移ります。

三つの点について、村長に質問いたします。

まず、1であります。

米価暴落に対応して、農業者を元気づける緊急施策を実施しないかという問題であります。

（1）として、平成26年産米の価格暴落で、上伊那地域の生産者の収入が16億円減少したと、これは農協の試算であります。そういう試算がされております。

政府の政策としては、直接支払交付金を半減し、さらには廃止をするという、米政策の急変がありました。その上、このような暴落の中で、農家には先行き不安があります。本当に頑張ってきた皆さんがどうにもならない、こういう声も聞かれるわけですが、このことについて、村内状況をどのように捉えておられるか、質問いたします。



以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えをいたします。

米価暴落に対応して、農業者を元気づける緊急施策実施の質問の中での村内の状況、こういった御質問でございます。

村内の状況でありますけれども、JA上伊那でまとめた暫定数値でいきますと、今、議員御指摘のように、上伊那全体で約16億円の減少となっております。同じ方式で算定をいたしますと、村の減少は約1億円となっております。この減少分は、米価の下落分、また、これも御指摘がありましたけれども、直接支払いの交付金が1万5,000円から7,500円に半減となった分、作況指数も昨年は95ということで、取れ高が減収した分、こういったことも数値の中に含まれておるところであります。実際には、ナラシ対策の補填があるために、若干ではあります、半減分はマイナスとなっております。緩和がなされておることでもあります。いずれにいたしましても、昨年と比較すると大きな減少となっております。

また、米の生産目標の配分が減ってきているところであります。来年度は29と、面積換算で2.95ヘクタールの減となっております。

こういったことを受けまして、当村では、平成27年度も引き続き、上伊那で取り組む水田活用米穀のとも補償には参加せずに、従来どおり、村への配分の中で生産調整を行ってまいりたいと考えておるところであります。

村内全体の影響でありますので、約1億円ということで、大きな影響が出ておるという状況であります。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） いずれにしても、平常に取り組んでいた皆さんの収入が大幅に減少している、こういう状況であります。

このような中で、(2)に移りますが、農業者が生産意欲を失わないように、こういうことで、各地のJAや自治体が、わずかではあります支援策をとっているわけであります。種もみ代を助成する、あるいは苗代を補助する、こういうような取り組みがよそでもされているわけであります。なかなか暴落した米価そのものを、価格保証ということを村が支えていくということは難しい、こういうふうを感じるわけですが、村としては、だんだん耕作のできない人の田んぼを、まっくんファームを支援する中で預かっていく、村の生産を減らさないようにしていく、こういう取り組みをしてたわけであります。その皆さんも、これでは本当にやっていけないということが、もう昨年からも言われてたわけであります。

そのような皆さんに対して、やはり水田をつくっている方に、何らかの形で一定の助成をしよう。これは、政府がやってきたものが半減し、さらにはなくなっていくというわけでありますから、なかなか国の施策そのものを村が背負っていくとい

うことは難しいと思います。しかし、灯油や何かの値上がりに対しても、ハウスの皆さんに助成をしてきたというような経過もありますので、米をつくっている皆さんに対して、少なくとも励ましをするというような施策を村としても講じる考えはないか、このことをお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の支援策であります。

まず、米をめぐる全体的な状況につきまして、若干お話をさせていただきたいというふうに思います。

米の主食米の状況というのは、御承知のとおり、年々需要が減少してきております。これは、人口減少もありますし、米の消費が低迷をしておるとい、こういった状況によるところであります。生産過剰状態であることは、これは言うまでもありません。

平成27年6月末の民間在庫は、10年間で最も高い水準となる234トン程度となることが見込まれておるところであります。国は、27年産米について、米価が下落した場合は、ナラシ制度や農業者が生産コスト低減の取り組みをする場合には補助をする稲作農業体質強化緊急対策事業を実施することとなっております。しかし、過剰な米に対する対策は講じない、国はこういう方針であります。したがって、主食用米の出口対策の実施というのは、本当に困難な状況であり、全体の需給状況によっては、さらに米価は下落するのではないか、こういった可能性もあるところでもあります。

このような状況を踏まえまして、水田農家の所得の維持や経営安定の観点から、主食用米につきましては、引き続き需要に応じた生産を行うために、生産数量配分に合った作付に取り組むこと、このことも必要であるというふうに思っておるところであります。

国が関与する米の生産調整というのは、平成29年度までとしております。それまでの間は、国の交付金の交付単価が高い転作作物や、麦、大豆、ソバ等の畑作物への取り組みを推進するとともに、平成28年度以降につきましては、さらに厳しい生産の数量が配分される、こんな予想もされるおるところでありますので、飼料用米や加工用米等水田活用米穀の作付の推進も視野に入れていかなければならないと思っておるところであります。こういった総合的な対応ということが迫られているというふうに思っております。

支援策の部分でございますが、村独自で米の価格保証の支援に取り組むということは大変難しい、困難であるということでもあります。現在では、村の農業再生協議会の産地づくり事業に振興作物への助成というのは行っておりますので、このことは引き続き継続をしてまいりたいと考えております。村直接ということではありませんけれども、村が農業再生協議会に補助金を出して、そこから各農家に振興作物の助成は行っておるとい、そんな点は御理解をお願いいたしま

す。

また、今、種子代等々の補助の問題の提言がありましたけれども、この辺につきましても、また今後の動向ということで考えてみたいというふうに思っております。以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 農業政策というのは、非常に安定したものが需要だというふうに思います。

今、酪農の状況で、大変な状況が起こっております。かつては、非常に生乳、牛乳が余るということで、削減策をし、頭数も減らす、このようなことを強力に進めたわけでありまして。ところが、今、酪農を続けることが大変困難な中で、離農者がふえ、北海道ですら、もう牛乳が足りない。少し以前には、バターが全くないというような状況がありました。だから、酪農政策で見ましても、ちょっと余るということで減らすというようなことをしますと、今度は生産が全く追いつかない、こういうことが起こるわけでありまして。

今、米が確かに過剰だという話がありますが、そのことによって農家がこれをつくることをやめていったら、もう二度とこれをもとに戻すことができない、こういう状況があるわけでありまして。

ですから、日本はずっと米が余っているということの中で、国民が食べることには事欠かないということで、政治が非常に安定してきた。外国を見ますと、本当に食べるものがない、こういうことの中で暴動まで起こる、こういうことがあるわけですから、やはり日本の国民の主食をきちっと守っていく点では、過剰であるということが本当の平和だというふうに思うわけでありまして。

そういう点で、急激な農政変換、よく猫の目農政と言われましたが、こういうことではなく、将来を見据えた農業政策を続けていく。ですから、農家も安心して取り組めるような助成策をぜひとも村としても展開をしていただきたい、こう考えるわけでありまして。

村長が、今後考えるということですので、よそのそれぞれの支援策も含めながら、わずかではあっても、農家の皆さんを激励する、頑張ってくれという、こういう立場での援助策をぜひとも実行していただきたいと思っております。

（3）に移ります。

政府に対しても、先ほど申し上げたように、農業を基幹産業として位置づけて、主食の米の需給、価格安定には責任を持つ、こういうことが必要だということを強く訴えていくべきだという提起であります。

豊かな自然と水を活用して、国民の食糧を確保している、こういう役割を果たしている日本の農業でありますから、まさに基幹産業として位置づけることが大事だと思っております。

政府は、今、地方創生を目玉施策として展開しておりますが、これは、今までの

政治が地方を衰退させてきた、こういうことのアカシだと思えます。

政府は、地方創生の目指す方向として、先日も説明を受けたわけでありますが、地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す、こういうことを言っているわけですが、これは、これまでに農林水産業に携わる皆さんが、各地で自然資源を活用して、いろいろの方向でつくり上げてきた、生産をしてきた、この取り組みそのものだと思います。今さらこういうことを地方創生ということよりも、今まで皆さんが築き上げてきたものをさらに支援していく、このことが大事だと思うわけであります。

国民の食糧の確保、自給率向上、そして主食の米の需給と価格安定を図ることは、まさに政府の責任だと思います。一時の消費喚起政策だけでなく、地域で働き続ける、生産し続けることができるように、安定した政策が必要だと思います。その点で、農業団体も、国に対して大いに意見を言っているわけでありますが、この地域を支えていく地方自治体、我々も含めて、やはり政府に対して抜本的で安定的な農業政策を訴えていく。地方創生という中で、取り組む中でも、今まで努力をしてきたことをさらに支援することが非常に大事だと思います。この点で、村長の見解をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業施策が重要であるという御質問でございます。

まさにそのとおりだというふうに思います。農業は基幹産業の一つでありますし、まさに生きていくための産業、このことは御指摘のとおりでございます。

したがって、この農業をどう守っていくか、どう安定をさせていくかということは、これは本当に重要なことでもありますけれども、今までのことを考えてみますと、本当に農業農政というのは大変難しいなというふうには思っておるところであります。村としてどうしていくのかという、そのこと一つ考えてみましても、大変難しいというふうには思っておるところであります。したがって、国も真剣に農業施策を考えていただく必要があるというふうには思っておるところであります。

まさに地方創生の柱、これは地域の農林業をどうしていくのか、このことも大きな柱となっておるところであります。したがって、地域ビジョンをどうつくっていくのか、これからつくってまいりますけれども、それらと整合性をとりながらということになろうかというふうに思います。

国に訴えていくべきではないかという御質問でございますけれども、今までも訴えてきております。全国町村会におきましては、この地方の農林業を守るという立場で、常に国に申し上げておるところでございます。したがって、地方創生を契機に、さらにこの訴えというのは強くしていく、強くなっていくだろうというふうに思っておるところであります。

この農業の問題は、当村だけの問題ではなくて、全国全てにかかわる問題であり

ますので、他市町村と連携をしながら、また、特に全国町村会と連携をとりながらということになっていこうかと思えますけれども、そういった取り組みはしてまいりたいと思っておるところであります。同時に、JAや農業団体も、より強く訴えていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 今、政府の言っている地方創生の中身を見ますと、本当に今、村長も言われたし、私も考えておりますが、今まで本当に各地域で頑張っていたこと、そのことをやろうということですから、本当に今から何だという感覚もあります。あの項目をしっかりと政府も責任を持って推進する、そのことによって地方の産業を安定させる、こういうことになると思います。ぜひとも、行政としても、そういう立場で今後も取り組んでいただきたいと感じるわけでありまして。

以上、一層の支援策を検討していただくことをお願いし、大きな1を終わります。2であります。

行政無線の活用のために、習熟とマニュアルをというふうに提起をするわけでありまして。

先日、2月7日、土曜日の正午過ぎに、経ヶ岳付近を震源とする地震が発生したわけでありまして。私はこの時間には伊那にいたわけでありまして、大きな、これが最初の初期微動かというふうに感じたわけですので、大変大きな地震が来るのかなということで一瞬身構えたわけでありまして、それっきりなかった。携帯の情報や何かでは、じきに発表がありました。南箕輪では3で、伊那は1という、大変差があるなということを感じたわけでありまして、たまたま村外にいたわけで、村中のことがわかりませんでした。

帰ってきて、役場に問い合わせたところ、無線では何も発信はしていないということでした。全く被害としても事なきを得たということでは、これをしなかったのがいけないとは思いますが、村民から、いや、そうは言っても、村が何か無線で言うと思ったけれど、何もなかったということがあって、そうだったかというふうに感じたわけでありまして。土曜日という日でもあったわけですから、より平常ではなかった、平常日ではないので、そういうことになるのかなというふうにも思いますが、一応、村内の、後で聞きますと、村内が震源ということになりますと、これは、いや、村民に何らかのお知らせも必要ではなかったかと考えるわけでありまして。

そんな点で、無線でいろいろな非常事態を伝えるというときの指標、マニュアルはどうなっているのか。また、平常日でないときの対応としてはどうなのか。こちら辺について、現状をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地震を含めての災害情報の発信の問題であります。

2月7日には、御指摘をいただきましたように、南箕輪村経ヶ岳付近を震源とし

た地震が発生し、震度3が計測されたところであります。

情報の発信の方法であります。これは、南箕輪村でも地域防災計画がありますので、それに沿って対応しております。職員対応でありますけれど、震度3が発生した場合には、担当課の職員が登庁して情報収集に当たることになっておりますので、この2月7日の地震でも、担当職員がいち早く役場に来まして、情報収集に当たったところであります。それ以降の対応につきましては、その状況を見ながら、職員の登庁範囲も拡大するということになっておりますので、2月7日の地震につきましても、担当職員が出勤をして対応いたしました。被害がないということでありますので、それは事なきを得たということであります。

通常の場合でありますと、震度4以上の場合については情報発信をしていくということになっております。したがって、震度3という地震につきましては、情報発信がなかったところであります。しかし、本村が震源地、本村といっても経ヶ岳でありますけれども、震源地でありましたので、何らかのその辺の対応はしてもよかったかなと、後では感じたところでありますので、その辺は、これからケース・バイ・ケースで、本当に震源が近い、震度3でも近いところにつきましては、そういった対応も必要かなという思いもしたところであります。この辺はすぐ対応できますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

震度4以上とした理由でございますけれども、震度3というのは、地震では、固定していない食器棚等が音を立てることがあるという、こういう震度でございます。震度4以上になりますと、据わりの悪いものが倒れることがあるという、この状況が変わってまいりますので、震度4以上の場合に発信をするということになっておるところであります。震度3未満の全ての地震をとということになりますと、これは、逆に住民の皆さんが混乱をしてしまいますし、緊急時に対応ということにもなれてしまつてという、このこともありますので、今現在では震度4以上ということであります。そういった設定をしておるところでございますので、その辺はこれからもそういったことでやっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政というのは、情報を発信する責務がありますし、同時に住民にも、情報収集の責務があるところであります。そのためにも、メールの配信等の情報入手のツール、こういったことにつきましては今後も住民に周知をしてまいりたいというふうに思っておりますし、すぐラジオやテレビや、そういったところにも放送されますので、そういったことを利用していただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、村の防災行政無線でありますけれども、全国の瞬時警報システム、Jアラートを取り入れておるところであります。緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的な余裕がない事態が発生した場合には、総務省から、自動的に村の行政無線等を起動して、緊急情報を瞬時に放送しておる、こういうシステムを確立させておるところであります。総務省では、これは全国に向かつての発信でありま

すので、その情報はそれぞれの市町村で、どういった情報を選択して放送していくのかというのは、それぞれの市町村によって異なるわけでありまして。そういった異なったものをシステム化しているところであります。

したがいまして、本村の場合も、実施につきましても、震度4以上のものが自動的に流れるというようなシステムを構築しているところであります。理由につきましても、先ほど申し上げましたとおりでありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思いますし、同時に、震源地が近い場合には、また考えさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） よく防災訓練でも、無線の使い方、なかなかやっぴりなれていないので、さあとなると、発信が非常に下手だとか、難しい、こういうことが起こるわけでありまして。確かに、これからすぐに地震が来るよという、そういうことではなかったと思うんです、先日は。ただ、一つの結果として、こういう状況でしたというのは、緊急通報ということではなくても、情報を村民に伝えるということが必要だったかなと、私も思うわけでありまして。そして、家庭の中でテレビを見ているとか、あるいはメール配信を見る人たちは、ああ、そうだったかと思うんですが、野良にいたり、庭先にいて、そういう情報に接しない人にしてみると、何だったんだろうというようなことがあると思うので、すぐに、瞬時に通報ということは無理だったと思うんですが、一つの結果として、こういうことでしたよという、やっぴりお知らせをしていくということは、今後、村長も言っているように、近いところだったらやっぴり伝えるということは大事だなと思うので、その点は緊急通報ということではなくても、お知らせをきちっとできるようなことも含めて、また職員もそれに即時対応できるような、習熟、訓練はやっぴり必要だろうと思うんです。その点で、4以上の通報、3ではしないということですが、ちょっと、そこら辺、対応も考えるということですが、担当職員がたとえ来なくても、職員の中でお知らせをするような、連絡がとれるのかどうか、そこら辺をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 情報の部分につきましては、基本的には震度4以上ということでやっていきたいというふうに思いますし、その中で、本当に震源地が今回のように、本村が震源地だったという場合はお知らせしてもいいのかなということでもあります。

職員の体制につきましては、常に情報がとれる体制をとっておりますし、事実、2月7日の地震でも、登庁をして、情報収集に当たっておるということでもあります。その辺は徹底をされておりますので、これからもさらに徹底をしてみたいというふうに思います。

自動放送というのは、余裕がある場合だけでありまして、すぐに起きる場合は、

これはもう流れませんので、その辺は御理解もお願いしたいなというふうに思います。

地震の予知というのは、本当に大変難しい部分でありまして、今現状でいきますと、東海地震は予知可能であるというふうなことは言われておりますけれども、そのほかの地震につきましては、予知は不可能に近いという、こんなことも言われておりますので、それぞれが地震に対応する備えというのは、常に身につけておかなければいけないということでありまして、そのための訓練とか、村民への周知というのは、これからもやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 村民が安心できる、そういう情報収集と発信の体制をよろしく願いいたします。

3に移ります。

新ごみ中間処理施設の建設計画を大幅に見直すことが必要ではないかという提起であります。

これは、先日、2月9日に、全員協議会で報告をされた最終処分場の掘り起こし計画を見直すということでありました。これまでの計画から大きく変更となるもので、なぜ、このような事態になったのかということでもあります。

そこで、まず①としては、プラスチック減容物の状況をお聞きします。それから、②として、掘り起こし困難の状況はもっと早くからわかっていたのではないかとということでもあります。その点についての状況報告をお願いいたします。まず、その状況についてお聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 八乙女の最終処分場の掘り起こしの変更の件でございます。

プラスチック減容物の状況、もっと早くわからなかったのかという御質問であります。

八乙女の最終処分場に埋め立てられているプラスチック減容物は、直径50センチ、長さ2メートル程度の円柱状のもので、平成5年から13年ごろまでに埋め立てられたものであると言われております。4,000立方メートルの範囲に、高度のプラスチック減容物と覆土、その他の廃棄物が埋められているといった状況であります。八乙女が運用開始した最初のころは、職員もその様子がわからず、20分の1という高密度で減容をしておったようであります。その後、土になじむ状況等もありませんでしたので、次第に13分の1、10分の1程度の減容となって、現在に至っておるということでもあります。

この減容物につきましては、当初は焼却できるものと考えておったところであります。しかし、コンサルの結果で、焼却するためには破碎が必要であります、高



密度過ぎて破碎ができないという、こういった調査結果となったところであります。もっと早くわからなかったのかということでもありますけれども、今回、掘り起こし困難な事由とした中には、この高度のプラスチックの減容物のこともありますし、また水銀が含まれている、この部分が混入していないとは言い切れないという状況もわかったところがございます。水銀につきましては、掘り起こした残渣に混入したとしても、安全に処理できるというふうに考えていたところでもありますけれども、水銀、水俣条約の発効が平成28年ごろになると言われておるところであります。こうしたこととなりますと、排ガスの規制予測がさらに厳しくなります。水銀対応ということが求められてまいりますので、掘り起こしをしないほうがいいだろうということになったところがございます。そんな理由もあるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

なぜおくれたかということでもありますけれども、まずは建設予定地の皆さんの同意、このことに全精力を傾けたところでもありますし、この同意を得ないうちに他の仕事にかかるというわけには、信頼関係といいますか、地域住民の感情といいますか、そういったことから依頼をしていくことができなかつたということでもあります。そんなことも御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

したがいまして、プラスチック減容物が破碎できないことが1点、それから、水銀が含まれていないと言い切れない、この水銀対策に万全を期していかなければならない、これにはかなり経費的にもかかってまいるということ、それから、遮水シートを壊さないようにということでもあります。地元の皆さんも、この辺は大変心配をしていたところでもあります。今、安定型で、管理型の処分場となっておりますので、これが壊れてしまいますと、これは本当に大変なことになってしまいます。以上の3点から、掘り起こしをしないということでもあります。おくれたことにつきましては、御指摘もいただいても、これはやむを得ないというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） これ、当初、掘り起こしをして、溶かして、また戻すというような中で、埋立地を延命するということでありました。これを溶かすには、またコークスを使うというようなことで、CO<sub>2</sub>削減には反するなという声もあったわけですが、一応、処分地の延命も含めて、こういうことがずっと計画としてはされてきたわけであります。それが、今回、大きく変更となったわけあります。

この点では、（2）へ移りますが、見直しによって、処理量も減ること、またその内容も変わるということになるわけでもありますので、今までの計画してきたものから、処理方式も含めて考え直す必要があると思うわけでもあります。ごみ処理方式というものは、八乙女の最終処分場の延命として、掘り起こして、もとへ戻す、そ

して原料化してもとに戻すという、このことが一番主要な課題としてあって、ガス化溶融という方向が出されていたわけであります。ですから、このことが実際にはなくなるということになりますと、処理量、処理方式、これからの維持経費等も含めて、新たな、もう一度、振り出しに戻って、しっかりと考えていく、検討していく必要があると思うわけであります。この点で、どのような今後の考え方なのか、お聞きをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 施設規模につきましては、今、掘り起こしをしないということになりましたので、現在、有識者のもとで処理場を検討しているところでございます。今、処理量につきましては、見直しをする方向で進んでおります。これがどの程度の見直しになるか、まだ明らかにはできないところでありますけれども、見直しをして、処理量は減ってくるということで考えておるところでございます。

また、処理方式につきましては、これは処理場を作成する段階までに、処理方式の絞り込みをできるだけ行うという、環境影響評価報告書の知事意見を踏まえて、競争性を確保する観点も加味しながら、ガス化溶融の2方式に絞り込んだところでございます。

今、八乙女の掘り起こしの問題と同時に、焼却残渣の少ないということも重要なことでありますので、ガス化溶融方式の選定は妥当であるというふうに判断をしておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 今まで、そういうことから、掘り起こしたものの容量を減らして、もとに戻すということが主要な課題だったわけであります。今、村長が言うように、ガス化で溶融炉にすれば、一般的な焼却炉よりは残渣が少ないということではあります。

しかし、今、下伊那地域でも、今までガス化溶融をしていたものが、今度は普通の焼却方式に戻すと、これは維持費や設置費が安いということで、非常にガス化溶融については今問題も提起されておりました、見直しがされ、だんだんもとの焼却方式に戻る地域がふえております。この点では、総合的なやっぱり検討が必要だと思います。これまでの計画では、土もプラスチックも鉄もみんな、含むものを処理するというところからのガス化溶融が一番よいという評価でありました。そういうものがなくなり、分別も非常に進められている。これは住民の努力で、本当に細かな分別もする。そういうところまで今来ているわけでありますから、一層の資源化を進める。そして、ごみそのものの減量を進める。生ごみについては、できるだけ堆肥化等も含めて、資源にしていく。こういうことによって、ごみの量はさらに減らせる。

今、広域で、今までの計画の中でも、計画よりもごみ全体の量が減っているんだ

と思うんですが、その状況をお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ごみの減量化、これは本当に必要なことであります。生ごみにつきましては、燃えるごみの40%は大体厨芥ごみでありますので、この減量化というのはより一層進めていく必要があるというふうに思っておりますし、引き続き、村民の皆さんの御協力も得ていきたいというふうに思います。そのために、補助金も増額をいたしまして、ふえてはきておりますので、好ましい傾向とはなっておるところであります。

したがいまして、現在定められております134トンという数値につきましては、先ほど申しましたように、処理量が見直しがなされるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、方式につきましては、八乙女の最終処分場が掘り起こししないということで、これ、どう延命化を図って、今後も使っていくかということになってくるわけであります。このことが一番重要なことかなというふうに思います。そうしますと、焼却残渣をできるだけ少なくするという、このことも必要なことであります。そうしないと、最終処分場の建設という問題も出てまいるところでございますので、ガス化溶融とストーカ方式では約3倍、残渣量が違ってくるといふふうに言われておりますので、そういったことを考えますと、ガス化溶融ということは変更する予定はないというふうに、広域連合でもそう捉えておるところであります。

生ごみの資源化で、どれぐらいの量の問題につきましては、担当課長からお答えいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 可燃ごみの減量化というところで、今、手元にその資料を持ってございませんので、正確な数字はお答えできませんけれども、上伊那管内全ての市町村におきまして、可燃ごみの量も年々減少しているというような状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 住民の努力で、ごみはだんだん減っている。このことは明確であります。さらに、分別をしっかりと、資源化を進めることで、これはより減らせる。そういう意味で、この処理炉の規模をできるだけ小さくしていく。そのことによって、資本投下も少なく、また維持費も少なくなる。こういうことが必要だと思うんです。これは、これからの長き期間にわたって、村も負担金を出していく。そのことは、村民の負担になるわけでありますから、村民に呼びかけて、できるだけごみの処理費を減らすんだと、そのことは村民にまた返ってくるわけですから。この点で、設置をする側としても、より精査をして、既に方針が決まっているということではありますが、全面的なやっぱり見直しをして、本当に、上伊那の市民

がみんなで納得できる、こういう取り組みが必要だと思っんです。

どうしても、今まで、広域のごみ処理場ということで、村から一応離れた形になる。しかも、場所が伊那市ということを決めたわけで、より自分たちの問題というふうに、なかなか村民も捉えない面があるわけでありますから、伊那市にお願いをして、場所は設置をしたと。しかし、ごみの共同処理という点では、上伊那郡市民が全部同じ立場で責任を持っていると、また経費も同じように持つんだと。ですから、全体で減らす努力をし、分別を強化する。このことが一番大事だということは、村民にもお知らせをしていく必要があると思っます。そして、村民の努力で、みずからの負担も減っていく。

こういうことになるわけでありますので、今、広域としては、村長言われたように、大体方式はこういうことですよということで、数について、処理量については減っていくという答弁でしたが、これだけ大きな変更になったんですから、やはり、もう一度きちっとした検討をしないと、投下資本が非常にかかる。それからガス化の場合、非常に維持費もかかる。こういうことで、よその取り組みを見ましても、溶融炉からだんだん焼却方式に戻っている。こういうことを勘案しますと、しっかりと見直しが必要だというふうに思っます。そういう立場を提起し、副連合長としての立場でも、やはり広域でしっかりとそういう見直し案を提起していく、このことが必要だと思っます。どうしても、専門家の論議ということが中心になってくるわけですが、意思決定は地方自治体そのものでありますから、技術的な評価、そういうものは専門家の声が出てくるわけでありますが、あくまで、みずからの決定が、郡市民のこれからのごみ処理のことに大きく影響するんだという立場で、技術評価だけでなく、本当に郡市民の声も聞き、一番これから長年にわたって負担をしていくのには何がいいのかということは、今、この文章に書いたように、これはこれでいいんだという、選定は妥当だというだけではなくて、精査をする必要があると、この点を村長にもしっかりと検討していただく、提起をしていただくことをお願いするわけであります。

この点、もう一度お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ごみ処理施設の中間処理施設、本当に長い間かかってまいりました。計画でいきますと、もう稼働していなければいけないという時期でありますけれども、一番の要因は、やはり用地をどこにするのか、地元同意、このことを得るまでに、本当に長い年月がかかったということであります。ようやく地元の皆さんの御協力、地権者の皆さんの御協力をいただく中で、用地の契約もできていくということになりました。

したがいまして、これからは建設に向けて、より精力的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。その中で、ごみの減量化、このことを徹底しながら、規模は小さくしていく、こういうことは必要であるというふうに思っ

ております。

処理方式につきましては、ガス化溶融炉とストーカ方式との比較検討というのもしております。そういった中で、ガス化溶融炉ということで決定をいたしましたので、その点はそんな御理解をお願いしたいと思います。久保村議員の御提言につきましては、そういう御提言があったということで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） より真剣な再検討を求めて、質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

次に、4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 4番、小坂泰夫です。

きょうは3月11日、東北の被災地のいち早い復興を祈らずにはられないわけがあります。

少しだけ、4年前を振り返りたいと思います。

4年前のきょう、南箕輪村、この議会は金曜日で、前任期、4年前の任期の議会の最終日、まさに閉会の最終日が始まろうとしている3時前の2時46分、この議場も大きく揺れて、3分ほど揺れ続けたことに、本当に、ここにおられた皆さん、驚いていたと思います。その後の審議も、余震が続く中で、本当に気もそぞろで、いても立ってもいられないという議会でありました。

議会が終わって、家に帰ったわけですが、私ごとで恐縮ですが、大震災の3カ月後に、私の妻は自分の病で亡くなるわけですが、その大震災が起きたときは、余命宣告を受けておりました。家に帰って、地震の直後、テレビを妻と見ながら、その後は津波で多くの人が亡くなっていくことがわかるわけですが、本当に人ごとでない思いで、妻の思いを考えただけでも、私としては胸の詰まる思いでした。

命、生のはかなさや大切さ、また考え直し、また我々は、生を受けている間は、精いっぱい希望を掲げて生きていく、いかなければならないのかなと思っているところです。

希望を掲げる意味での質問をしたいと思います。

今回、事前通告さしあげたのは、6次産業化事業の今後についてという一つのタイトルです。6次産業化事業について、今、村で目に見える形は、このまっくん学校給食カレーかなと、私は思っていて、このまっくん学校給食カレーについて、絞って質問をさせていただきます。

村民の皆さんにもわかっていただけるように、村の広報2月号で、まっくん学校給食カレーが紹介されて、このカレーがつけられた経緯、また6次産業化ワーキングチームの存在や活動などが触れられています。

私が本日質問をすることに関しましては、まっくん学校給食カレーを今行っているのは村の事業ではありますけれど、このカレーを選び、作り出した6次産業化ワーキングチーム、村報にも紹介してありますけれど、平成25年に青年農業者やJA関係者、商工会関係者、栄養士などでこのワーキングチームを発足して、例えば、カレーをつくり、またほかには、まっくん田んぼ体験隊、農業体験、直売所の設置検討や加工施設の設置検討などをされているということで、6次産業化ワーキングチームがやられていること、また村や村長の思いというのは、また多少ずれや違いもあるのかなという思いで、これから質問することに関しましては、できることならワーキングチームの意思や決定で決まっていることなのか、あるいは村や村長の裁量が生かされていることなのか、そこら辺、お示しいただけるものがありましたら、分けていただいて、お答えいただければありがたいです。

そこで、早速、まずお尋ねします。このまっくん学校給食カレーについての今のところ考えている販売方法、販路、簡単に言ってしまえば売り方です。この売り方はどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、小坂泰夫議員の御質問にお答えをいたします。

6次産業化事業の今後についてという御質問であります。

まずは、まっくん学校給食カレーの販売方法、販路ということであります。

なぜ、こういうカレーができたかということは、村報等でもお知らせをしてあるところであります。今回は、あくまでも試験的なそういう部分であるということは御理解をいただきたいというふうに思います。2,000食を試験的に作成したということをお願いをしたいと思います。

それと、6次産業化については、村や村長の思い、それからワーキンググループの思い、違いという、こんな話もあったところであります。

私は、現段階では、ワーキンググループの意向というのは最大限尊重をしていきたいというふうに思います。しかし、最終的にどうするかという部分につきましては、これは私や村のそういった議会含めてのそういった決定となるところであります。

この6次産業化事業というのは本当に難しい事業であります。どこまで、どうやっていくのか、この辺を十分見きわめていかないと、何でもやればよいという問題ではございませんので、その点だけはまず申し上げておきたいというふうに思います。検討やチャレンジをしていくこと、このことは必要であります。そういった中で、できる部分は実施をしていく、できないところは諦めざるを得ないという結果にもなる場合もあります。しかし、それは、この事業の難しさということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

その部分をまず申し上げながら、この2,000食の部分であります。この試験的な

ということでもありますので、村の開発公社ということを取り扱っているところでもあります。試験的ではない部分に発展すれば、これはいいなというふうに思っております。そうなったときには、いろんな皆さんに御協力をして、販路を拡大していただかなければならない、こういうふうには思っておるということでもあります。

現在の状況でありますけれども、2月21日、イベントの開催日には184袋、これは出ました。その後、2月いっぱいでは、91袋が販売となっております。したがって、約300袋ぐらいが現在出ているということでもあります。1週間ぐらいでそのぐらい出たのかなというふうには考えておるところであります。

したがって、今のところは試験的な販売ということで、開発公社のみで取り扱っているということもございます。これからどう拡大が図られていくのかということは、今後の展開次第でございます。そういったことも御理解をいただければというふうに思いますし、こういったことの販売が、新たな6次産業につながる機運の醸成のきっかけになればいいなというふうには思っておるところであります。

6次産業化というのは、一番の理想は、農業者みずからが製造加工して、販売まで手がけていく。それを行政が支援してく。こういったことが一番理想であるというふうに思っておりますけれども、本村の場合は、なかなかそういった機運が高まってこないという悩みもあるところでもあります。したがって、行政が仕掛けて、農業者がどう反応するか、こういったことを今見きわめておるところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） まず、ここから再質問していきます。

まず、村長、チャレンジしていくという、試験的ではあるけれど、まっくん学校給食カレーをつくったからには、それをチャレンジしていくんだと思いますが、チャレンジするのに、なぜ開発公社だけで売るのでしょう。私としては、いっぱい売ってほしいなという思いがあれば、もう少し売り方が、開発公社だけ、大芝高原だけで売ることが、閉じられていることの理由がわからないのですけれど、しいて言うと、商品、新しい商品ですので、売る相手というか、買ってもらいたい相手、どこに、誰に売ろうとしているのか、そこら辺を考えて、開発公社だけで売るといふ、これがチャレンジなんですか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） チャレンジをしていくということは、まっくんレトルトカレーの問題だけの問題ではなく、6次産業化についてチャレンジをしていく必要はあるということを申し上げたところでもありますので、その辺そういうことでお願いをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、このまっくんレトルトカレーにつきましては、試験的な販売であります。したがって、本格的になっていくようなことであれ

ば、いろんな皆さんに御協力をしていただくということでもあります。村内の商業施設で販売をしていただく、これは当然のことでもありますので、その点はそんなことで御確認をいただきたいなというふうに思いますし、現段階では、本当に試験的にやってみたということでございますので、その動向を今探っておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これがもう少しやってみて、売れ行きが悪いようなら、ほかの販路というのも考えていかなければならぬだろうというふうに思ひます。

ただ、これも後の質問でお答えを申し上げたいというふうに思ひましたけれども、今、これが非常に高いカレーになっております。消費税含めて540円ということあります。これはロット数の問題であります。少なくとも、1万袋単位で出さないと、どうにもならないという状況でございますので、その辺も御理解もお願いしたいというふうに思ひます。試験的な部分で、評判がよければ、ロット数をふやして、多くの施設、売っていただくということも考えられるわけでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4 番（小坂 泰夫） 今、村長が言われましたけれど、540円なんですね。それで、大芝高原の開発公社、大芝高原は、村からしてみると、観光地的要素もあるかと思ひます。お土産を買って行ってほしいというところでは、540円という値段のものを、大芝で売ることが間違いではありませんので、大芝で売ることはいいんですけれど、大芝だけで売るということは、試験的であっても、売れるかどうかということが本当に見きわめられないんじゃないかと私は思ひますけれど、様子を見て、これをまた販路を広げるかもしれないというのは、それは私としては、だからもう早くから広げる、売り方を広げていくべきじゃないかと思ひますけれど、その点、もう一度お答えいただきたいのと、それは、ワーキングチームが大芝高原でまずは売らねばと決められたのか、その点もお尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 繰り返しになりますけれども、試験的な部分であります。今、小坂議員が言われたように、最初から多くの施設でということも、そういう必要性もあるというふうには思ひておりますけれども、あくまで試験的ということありますので、開発公社ということで最初はさせていただいたところでございます。

これがワーキンググループの考え方であるのかどうかというのは、担当課長のほうからお答えを申し上げます。

議 長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） これも、ワーキングチームの中で検討した結果、ワーキングチームにも開発公社のメンバーが入っております。そんなところから、試験販売を大芝で、大芝地域限定で、そこで買えるという相乗効果も狙って、誘客につながればという考えもあった中で、そんなことで始まったところでございます。



以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 私としましては、まず、今、産業課長、相乗効果と言われましたけれど、大芝の開発公社だけで売るということに相乗効果というのは、大芝だけで、大芝に行けばこれが買えるという、そういう意味の相乗効果なんですか、ちょっと言葉の使い方がわかりませんけれど。

ちょっと、私のお話をさせていただきます。

この販売記念、2月21日、土曜日、私、たまたま神奈川で高校の同窓会のちょっと集まりがあったので、十何人かに、せっかくの記念ですので、神奈川の関東方面に住んでいるメンバーに、このまっくんカレーと、つけ合わせで大芝味工場のふるまい漬けという、これをセットでお土産で持っていきました。いろんな同窓生が食べてくれて、そこでの感想を聞きましたので、ちょっと御披露します。

まず、東京で老舗の料理店、江戸時代から続く料理店の6代目のオーナーさんがおられて、味がとってもよかった、漬物とのバランスがまた絶妙だったといただいています。また、とある友人は、御飯にかけたり、パンとナンに合わせて食べました。全てに合い、とてもおいしかった。某有名ホテルのものと比較しても、レトルト独特の風味が一切なく、よかったということで、ネームバリューが出るまでは、価格的にきつそう。この彼は、特には、せっかくのこのカレー、気に入ったので、小田急線沿いの某駅名にもなっている学校の先生なんですけれど、秋に文化祭があるから、長野県と提携していて、文化祭でも長野県のものを展示するので、このまっくんカレーもぜひ販売させていただきたいよというような御提言もいただいております。

基本的に、この村だけで、あるいは上伊那という状況でしょうか、まだ長野県内にこれが普及していると思いませんので、大芝の味工房だけで試験的に売るといっても、おいしさも含め、宣伝するという意味では、どう考えても開発公社だけで試験的に売るといのは、試験にならないんじゃないかと。このことに関しましては、ワーキングチームの考え方というのも、私もその点では本当に疑問に思いますけれど。販路をいつの段階で、では、いつ結論を出して、何百食まで行かなかったら販路を広げるとか、何か、その線引きはありますでしょうか。このまま2,000食が開発公社で売ればよいのか、そこら辺もわかりませんが、どういう線引きを考えて、これを開発公社だけでずっと売り続けることが、売り切れても何にもわからないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ずっと開発公社だけで売り続けるという考え方は持っておりません。したがって、今、小坂議員の話にありましたように、販売をさせていただきたいというところがあれば、どんどん御紹介いただければ、販売をさせていただくつもりであります。

今、2月21日に始まったばかりであります。まだ、一月たっておりません。そういった状況の中で、300袋ぐらいが今出ております。そういった状況を加味しながら、また外部へも販路拡大、展開をしていければというふうには思っておるところであります。ずっとという考え方は持っておりませんので、その点はそういうふうにご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 販路、販売方法についても、私としても提言したいこと等ありますので、また、ぜひ大芝開発公社だけでまず売ることが試験にはならないということは考えていただきたいと思えます。

次にまいりますけれど、この学校給食カレーを売った場合の売り上げや利益などについてお聞きします。

実際に、村の税金を投入して製造されているというところが2,000食つくられているというのは私わかってますので、これ、実際に売って、その利益、利益ですね、いわゆる、相当厳しいものだとは思いますが、普通、ものを製造して売るには、原価は3割ぐらいで、あと7割が利益になるというようなのが最低限の商売かなと思うんですけど、その利益の額を聞きたいわけではありませんけれど、これについて、利益はあるんでしょうか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） この関係につきましては、先ほど村長申しましたとおり、少ロットであるということで、なかなか利益というのは難しいわけですが、ちなみに、レトルトカレーの加工賃につきましては、1食当たり340円という、税抜きで340円という経費がかかってございます。それから、まっくん野菜カード、そういったものもつけておりますので、それも十数円かかっております。あとは、それらの製作費とは別に、野菜の原材料代も農家の皆さんから購入しておりますので、現在では税込みで540円という金額をもってしても、利益が出ているという状況にはないような形になっていきます。

したがって、やはりロット数の拡大とか、そういったものが課題ということではありますが、地元の野菜を使っている地産地消とか、食育の面という付加価値で、大規模で生産できるようになっても、そこら辺の付加価値の御理解が得られるような努力を続けて、何とか販売拡大ができればと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 今、お答えをお聞きすると、少ロットで、加工賃が、今540円で売っているうちの340円加工賃がかかって、それ材料費が別だということなので、利益に関しても私が申すまでもなさそうですけれど、ただ、食育というような付加価値というんでしょうか、それに関しても、もう村の中で、村の事業ですか

ら、村民が食べてくれて、それが、まして村の子供たちが食べてくれて、それが食育につながるというならいざ知らずなんですけど、基本的に、今の状態の価格帯としては、どう考えても外に、外向きで売っていかないと、村民がこの値段で基本的に買わないよという声のほうが、私が聞いている限りでは多いですので、食育だけを考えると、福祉事業になってしまいかねないかなという気がします。

ちょっと、次の質問にしますけれど、これ、加工賃等、村の税金を使ってつくったわけですけど、販売としましては、財団法人南箕輪村開発公社とここに、カレーのところに書いてあります。実際に、売り上げや利益、ちょっと流れがわかりませんが、どこの収入になるのでしょうか、お尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 試験的な販売、試験的な製品ということでやりましたので、議会にも御議決をいただきまして、80万円の交付金ということでお認めをいただいて、その中でやっている事業であります。当初は、開発公社が、発注から販売まで行っていくということでもありますので、売り上げた収入につきましては開発公社の収入となっております。そういうことで御理解をいただいております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4 番（小坂 泰夫） まず、要は、もうけとして余り入ってこないものなんだなということで、この事業を進める、いわゆる6次産業化、例えば、ワーキングチームが、まっくん学校給食カレーをつくって、それを村の6次産業化として発展させていきたいんだという考え方のものをつくられているので、ロット数が少ないというのが一番のネックかなとは思いますが、やはり利益が上がる商品として、継続して売り続けられるというものをつくらないと、これ、例えば、味工房というか、開発公社が製造して、販売し続けるということもできないと思いますし、今のところの利益から考えると、この事業を味工房開発公社、あるいは私としては民間にぜひ普及して行ってほしいなと思うんですけど、それを今の状況で継続というか、売っていくモチベーション、動機づけというか、それが果たして続くのでしょうか。あるいは、どうやったら売っていけるのでしょうか。利益が出ないものから、非常に難しいと思うんですけど、どのようにお考えなのでしょうか、お尋ねします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6次産業化全般につきましての御理解をいただかなければならない面もあるのかなというふうには思っております。今、まっくんレトルトカレーの御質問でございますけれども、まず大きく捉えていただきまして、6次産業化をどう進めていくのかという、このことは冒頭でも申し上げたところであります。一番の理想は申し上げたとおりであります。農業者がみずから考

え、実践すること、それをどう行政が支援をしていくことができるのか、こういうことが理想でありますけれども、なかなかそういった機運が高まってこないということから、村が音頭をとりまして、6次産業化に向けて検討を始めたところであります。そういった機運を高めるという意味でもあるところがございます。

6次産業化を含めまして、他の戦略的な問題もそうであります。検討にも時間がかかりますし、ある程度の費用もかかりますし、さらに、これはリスクも伴う問題であります。その点を御理解いただかなければ前に進められませんが同時に、これも申し上げたとおりに、突き進むだけではなくて、検証をしながら、できる部分のみを実施していく、このことも必要であるというふうには思っておるところであります。

今、6次産業化ワーキンググループの中では、いろんなことを手がけております。そういったことで、例えば、農業体験等々につきましては、先般の報道にもありましたけれども、みそづくり体験なんかには、非常に大勢の親子連れに参加してきていただいております。そういった部分も出てきておるわけでありますので、そういった機運も高まっていたいただければなということであります。

この6次産業化、くどいようでありますけれども、チャレンジをしていくことは必要であります。それをどう見きわめていくか、見きわめも必要であります。したがいまして、その両方の観点で考えていきたいというふうには思っておるところでございます。

レトルトカレーにつきましては、本当に利益が上がって、出てくれば、上がって、いろんなやってみたいという人が出てくれば、それは本当にそういうふうになっていただきたいなというふうに思いますけれども、なんせ540円という価格では、私はこれはどうにもならないというふうに思っております。したがいまして、少なくとも1万ロットくらいの部分で考えていかないと、成功はしないというふうに思っておるところであります。これから、いろんなところでイベントがありますので、そこへも持って行って、宣伝もしてまいりたいというふうに考えておるところであります。そういった状況を見ながら、これからどう進めていくのか、前へ進めていくのか、そうはいつでも難しいという判断をするのか、こういった部分の判断をせざるを得ない時期も来るんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

まっくんレトルトカレーの前に、いろんな試験的な試みもいたしましたけれども、なかなか難しい面もありまして、まっくんレトルトカレーというところに落ちついたということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） では、今の御答弁を聞いてい、2点お尋ねします。

現状、このレトルトカレー、2,000食、ロット数の問題もあります。この価格で

2,000食が売れようが、売れまいが、残念ながらこのレトルトカレーが成功するかどうかというのは、この形ではわからないと思うんです。ワーキングチーム、あるいは味工房あたりの考えとして聞きたいんですけど、まず一点目は、例えば、これ、540円という単価が余りにも高過ぎますので、前、ちょっと議会の一般質問の中で、私が口にしたんですけど、例えば、カレーパンをつくって、単価の低いものをもう少し多く出す。この味を、またほかの形で知ってもらう、売り方を変えるという意味で、例えば、カレーパン、これは私の例えですけど。レトルトカレーに縛られているから、売れにくい状況からも脱しない状態になっている。村長答えられた、先ほどの答えに、また1万食でも出してということですけど、そこに、また税金を投入するという試験はできないんじゃないかと思うんですけど、例えば、カレーパンみたいな商品の形を変えることは考えられないのか。

そして、もう一点は、今は味工房開発公社が販売ということになっておりますけれど、こういったレシピとか、つくり方、また販売の仕方も含め、これを民間に参入を認める。要は、単価を下げなければいけない、原価を下げるという努力も含めてですけど、そういった民間の参入を今の時点で認めようとされているのか。その2点をお尋ねします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1万袋のロットというようなことにつきまして、これ以上、税金を投入はできないという、それはそのとおりであります。これ以上、税金を投入する考え、もともと持っておりませんので、試験的な販売ということでお願いしたところでございます。

いろんな形の部分というのは必要でありますので、これからも継続して検討していく必要はあるというふうに思っておりますし、同時に、民間参入があれば一番いいことですので、それはそういった方向で進めていくことはやぶさかでないというふうに思っておりますし、むしろ、そういった形のほうが理想であるというふうには思っておりますのでございます。したがって、開発公社にこだわっているわけではございません。その点だけは御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、試験的で、540円という設定ですと、それはなかなか難しいということでもあります。評判を聞きながら、民間で、さらに大量ロットで引き受けてくれるところがあれば、それはそれで展開をしていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。少なくとも、半分ぐらいの値段にならないと、これはなかなか難しいのかなという思いはしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4 番（小坂 泰夫） 最後の質問にしたいと思いますけれど、まず、6次産業化ワーキングチームが、一応、この南箕輪で特産品とか、いわゆる名物になるよう

なものを本当につくってこれなかった村だと思いますし、ワーキングチームの2年間の努力で、とりあえず、このまっくんカレーができたのは、私は本当に喜びたいというか、よいことだと思います。

例えば、この上伊那で考えれば、ソースカツどんやローメン、上伊那の市町村で、私が言うまでもなく、いろんな市町村ごとに名物を、井ものとかつくろうとしております。南箕輪は現状ないのかなと思う中で、まっくん学校給食カレー、名前のよしあしもちよっといろいろあるかと思いますが、南箕輪がとりあえずここに一つ行き着いたということは、それはそれで評価すべきだと思います。ワーキングチームの努力も買いたいと思います。

ですから、せっかくつくって、おいしいと言われるものが一応でき上がったわけですから、今度はそれを販売する方法とか、また民間が参入できることを村が積極的に認めて、広げていく努力が必要だと思うんです。民間も扱えるものを、さっき農業者からのという言葉もありましたけれど、民間が扱えるものを6次産業化として、村として成功させていただきたいという思いで、今は、私はまっくんカレーが形にあるので、このまっくんカレーがどういうふうになっていったら成功なんだろうという聞き方を、あえてものが見えているので、このまっくんカレーの成功の形を聞きます。

6次産業化の成功の形は、もう本当にいろいろだと思いますので、最後の質問としては、このカレーが、レトルトカレーでなくても結構ですけど、このカレーがどうなっていたら、村の6次産業化の一つとして成功になったと思えるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪には特産品がないという御指摘もあります。これは、昔から、本当に悩みの種であります。ただ、ソースカツどんとか、ローメンとか、長い歴史がある、こういう食というのは、本当に時間もかかりますし、長い歴史や伝統、そういう中で生まれてくるものでありますので、その辺は他の市町村もいろんな食試みておりますけれども、なかなか拡大というところまでいっていないのが実態でございます。そういった部分で、南箕輪村も、高原の山のヒラメ井、漬け井というようなことも考えまして、これも一部の企業と連携をしながらということをやってきました。これができればいいなというふうに思っておりましたけれども、やはりもうけの関係とか、採算の関係で、企業も撤退ということになりましたので、これは諦めざるを得ないということでもあります。そのほかに、どういったものをつくっていくことができるのかということも、これから真剣に考えていかなければならないというふうに思います。

このレトルトカレーにつきましては、レトルトカレーを含めまして、この味というもの、こういったものを使って、いろんなことをやってくれる民間業者が出てきて、そういったことを販売してくれる、このことが私は成功であったと言えるんじ

やないかというふうに思っております。最後は、あくまで民間で取り組んでいただけるという、このことが一番だというふうには思っておるところでございます。それは、小坂議員と意見は同じでありますので、そういったことにつきましても、またいろんなところで売ってみたい、やってみみたいという人があれば、御紹介もいただきたいなというふうには考えておるところでございます。

この6次産業化の中から生まれてきた問題で、これだけはどうしてもやらなければならないなと思っておるのが、農産物の販路拡大であります。これは、地産地消の観点からも必要であり、実施をしていかなければならないと考えておるところでございます。これも、今、盛んに検討をしておるところであります。ただ、場所の問題や農産物の確保の問題等、検討しなければならないことも本当に多いところでもありますので、これはもうしばらく時間をかけて検討していきたいというふうに思っておるところであります。この部分は、どうしてもやっていきたいというふうに思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、小坂議員。

4番（小坂 泰夫） 質問は終わりますけれど、このまっくん学校給食カレーの販売記念日のイベントで、お話をされました信大の香辛料の専門なんですかね、松島先生、たまたま私が信大にいまして、その1個下の後輩だったそうで、松島先生は私のことを覚えていてくださったんですけど、松島先生いわく、このカレーは、特に村報にも書いてありますし、イベントの日にも紹介されましたけれど、さらに野菜をトッピングして売ることが一つの付加価値だろうというようなことをおっしゃってました。それによって、売れていくものになるんじゃないかと。野菜をトッピングするからには、レトルトに限らずですけど、村の、村内の飲食店が、独自に野菜をトッピングした商品を出すこともできるでしょうし、どんどん、これを使ってくださいと、村としてはぜひ大芝味工房に限るのではなく、広げていくんだということを早くから決断して、発信していただいて、民間の方に活用方法を見つけ出してもらう、その努力をぜひしていただくことをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時45分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、丸山豊議員。

6番（丸山 豊） それではお願いいたします。議席番号6番、丸山豊です。今期最後の議会となりました。

私は、認知症に関する現状と施策、推進についてという大項目1点についてお伺いいたします。

定例会のたびに、認知症に関する一般質問が出ていますが、私の母も認知症を患っております。今後、大きなテーマとして、国の方針も示されたことから、今回、この問題について村の考え方をお聞きいたします。

国では、平成24年9月に、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを策定し、さまざまな対策を講じていますが、さらに1月の末、これを発展させ、認知症の対策強化に向け、厚生労働省のほか、消費者庁、警察庁、経済産業省、国土交通省などが連携する、省庁横断の国家戦略、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを決定しております。これによりますと、我が国における認知症の人の数は、平成24年で約462万人、65歳高齢者の約7人に1人と推計されており、正常と認知症の中間の状態の軽度認知障害と推計される約400万人と合わせると、65歳高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍とも言われているそうです。

長野県内の認知症の高齢者は、2012年時点で8万8,000人に上ると推計されており、今後、国も県も、15年以上にわたって増加し続けると見られています。

さらに、新オレンジプランでは、増加傾向にある認知症高齢者が、尊厳を保ちながら、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けるために必要としている施策を総合的に推進していくとするものです。そして、認知症地域支援推進員の配置など、相談体制の充実、認知症の人に対するサービスを有機的に連携させる認知症専門医による司令塔機能の必要性や、認知症の人の介護者への支援などの取り組みなどの体制を整備していく必要があるとしています。

1点目の質問ですが、我が村の認知症高齢者数、在宅、施設、医療機関などの居場所別内訳と今後の推移について、どのような見込み及び見解を持っているか、伺います。

社人研予測でも、本村は他市町村と違い、2025年以降も高齢者は増加数字を示しています。認知症高齢者も当然ふえると考えますが、御見解をお願いいたします。あわせて、独居等の患者はいるか、またその数もお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、丸山議員の質問にお答えをいたします。

認知症高齢者の現状と支援策につきまして、多くの御質問をいただいております。まず、村の状況であります。

村では、全国の統計予測とは違い、人口増に比例して、徐々に高齢者はふえ続けるため、それにあわせ、認知症の高齢者も増加していくのではないかと予想しております。

平成27年の2月1日の認知症自立度2以上の要介護、要支援者の認定者数は、



358人であります。その内訳でございますが、自宅または入院が250人、特別養護老人ホームに47人、老人保健施設に18人、療養型施設に4人、有料老人ホームに1人、グループホームに9人、地域密着型特養に26人、養護老人ホームに3人となっております。

今後の見込みとしては、高齢者の人口増とともに、平成27年4月の介護保険制度改正によりまして、特別養護老人ホーム入居資格が要介護1以上から要介護3以上に制限されることから、在宅の認知症高齢者数も徐々に増加していくものと思っております。

また、認知症のうちの独居の方は17人おいでになります。こちらも高齢化の生活形態の変化により、今後も増加していくものと思っております。

したがいまして、これからは、本当に、この認知症対策の対応というのが、ますます重要になってくるのではないかと思っておりますし、その対応もしっかりしていかなければならない、こういうことで考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 確かに、ふえてくるというふうに予測されております。また、その対応についても、これからまたお聞きしていきますが、独居の方に特に、17人という今数字をいただきました。前回、私が担当課のほうに聞いたときには、まだクロスした数字ないということで、認知症の方と独居の方の数字がわからなかったんですが、今17人という数字をお聞きいたしました。この方たちの対応とか、そういうものについて、どのような対策がとられているかということをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） この独居の方々の17人の対応ということでございますが、この方々につきましては、要介護の認定を受けておられる方々でございますので、介護保険制度にかかわる訪問介護、ヘルパーですとか、また通所介護のデイサービスセンターにおける日常生活等の生活を過ごしたりですとか、そういった対応がなされているといった状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） はい、わかりました。

先ほど、自立度、自宅というか、在宅でというのが250名という数字をお聞きしましたけれど、この250名というのは、今の358名のうち70%ぐらいを占めているわけなんですけど、国のほうでは在宅でという方針が示されていて、非常に、この数字がいいか、悪いかということはどうなのかなと思うんですけども、都会なんかを見ていると、約50%前後ぐらいであります。うちの村は70%が在宅でということであるんですが、この件について、村長、どんなふうにお考えになっているか、非常に

いい傾向かと。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） いい傾向かどうかという部分につきましては、なかなか難しい問題があります。認知症を含めて、全てがそうでありますけれども、これから在宅ということが中心となってまいりますので、在宅が中心となってくるということは、それに対応でき得る施策といいますか、そういったものも構築をしていかなければならないというふうに思っております。この施設の部分と在宅の部分を、これ、組み合わせるとしても考えていかなざるを得ないというふうに思っております。認知症というのは、本当に大変でありますので、在宅だけでしっかり対応ができるのかどうか、その辺はこれから考えていかなければなりませんけれども、施設という部分、これも当然考えていかないと、それはどうにもならないんではないかというふうに思っております。

在宅の数が多いということにつきましては、やはり都会と地方との差であるのではないかと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 対応でき得る施策が必要だということでありますので、全くそのとおりだと思います。うちも、今の人員、スタッフ、この後で、またお尋ねすることになろうと思っておりますけれども、私はちょっと非常に少ないか、寂しい限りじゃないかなというふうにはちょっと思っておりますので、それはまた後で出てくると思いますのでお願いいたします。

2番目のほうへ移らせていただきます。

認知症高齢者の虐待等が発生しているか、また対応、ケアはどうかということでお尋ねいたします。

最近の新聞報道も、介護施設などでの高齢者の虐待がふえていることを報じておりまして、高齢者の尊厳保持にとって、虐待防止を図ることは当然のことです。

生命、または身体に重大な危険が生じている虐待発見からの第一報は、まず村へ通報しなければなりません。そして事実確認、立入調査、一時保護などの措置が行われます。また、重大な危険が生じていない場合でも、速やかに通報するように努めなければなりませんことになっております。高齢者福祉計画、介護保険計画には、虐待が把握された際には、複数の職員で迅速に事実確認を行い、適切な対処をしますと記されております。村の最近の状況と、把握したときの適切な対処に当たる対応マニュアルが整備されているか、伺います。

虐待が疑われる事例を早期に発見できる体制づくりが必要かという新聞報道の一文もありました。また、在宅でのケースだが、これ、うちの村の在宅でのケースということなんですが、その家族にはどんな対策を講じたか、伺います。暴力に関す

るところで、一つの事例を説明していただければ、ありがたいと思います。

また、この業務は、地包括支援センターの業務となっていますが、このセンターの認知度はどの程度高くなっているか、村の認識としてどう捉えているか、伺います。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 虐待事例と地域包括センターの認知度の問題であります。

村の認知症高齢者専用、こういった対応のマニュアルというのはつくってありません。ただ、24年に障害者虐待マニュアルを作成してありますので、高齢者虐待においても、それに準じて対応してはおります。したがって、あると同じような状況となっております。

虐待の事例の発生状況でありますけれども、平成26年度の在宅における虐待の発生件数は7件ということで把握しております。これは、疑いも含んでの7件ということであります。そのうち、認知症の方が被害者になっているのは6件でありますので、大半が認知症の方ということであります。

対処方法といたしましては、老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所が2件、それから家族指導が3件、日常生活実質支援事業、これは金銭管理の問題でありますけれども、その活用が1件、それから経過観察が1件となっております。家族指導や、そうはいつても、ひどい部分にならないうちに、養護老人ホームとか、特別養護老人ホームへの入所もさせておるところであります。

これは、認知症につきましてもそうでありますし、全てがそうでありますけれども、虐待の部分につきましては、早く察知をするということ。したがって、通報というのは大事になってまいります。このケースにおきましては、ケアマネジャーが3件、住民の方からの通報が1件、本人からの申し出が1件、職員の訪問によるものが1件ということであります。虐待防止、啓発については、今後も機会を捉えて、住民の皆さんにお伝えをしていきたいというふうに思いますし、通報が早ければ早いほどいいわけですので、その辺の周知もしていかなければならないというふうに思っております。

それから、地域包括支援センターの認知度であります。

これは、高齢者実態調査、本年度行っておりますので、その項にも触れております。まず、要介護、要支援認定者につきましては、よく知っている・ある程度知っているという人が41.3%、県平均が43.2%であります。元気な高齢者では27.7%、県平均が36.0%ということでありますので、いずれも県の平均を下回っております。認知度が低いなというふうに感じたところでもあります。このことは、さまざまな機会や広報活動を通じて、地域包括支援センターの認知度を高めて、相談しやすい体制づくりをつくっていかなければならないと改めて感じたところでもありますので、この辺の広報につきましましてはしっかりとさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 暴力にかかわる一つぐらいのケースということですが、これにつきましては、当事者である御本人自体が暴力、暴言を発するというような事例がございまして、家族もそれを我慢していながら、どうしても、ついそれに、当事者に暴力を振るわれることで、逆にまた仕返してしまったというような事例がございました。これにつきましては、介護施設等の通所しているところから、お風呂に入る際に、あざがあったりとかということがございまして、その中で気がついて、御家族のところへもそういったお話に行って、指導もさせてもらって、今のところおさまっているという状況でございます。そんな中で、家族指導というところで、御家族の方も暴力は振るうつもりではないんですけども、誘発されて暴力を振るってしまうといった、そんなような状況がございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 発見は介護施設でということですので、その施設へ行かなければ、結局わからないままで終わってしまっているということなんですね。そういうことになるのか。わかりました。

それと、今、包括支援センターの認知度ということなんですが、実は、今度策定、新しく策定されたわけなんですけれども、策定される前の介護保険計画ですか、この中には、認知度が低いことが課題ですと書いてある、その文面が載っております。こういうことが、もうそのまま現実にあらわれているのかなということで、積極的にちょっと努力が足りなかったのかなというような、私は印象を持ちました。新しい方には、そういうことは記述されていないということをこの間も確認しましたので、ぜひ、そんなふうによろしくお願ひしたいと思います。ぜひ、アンテナを高くしていただいて、暴力みたいなのを防いでいただきたいと思います。

次の3番目のほうへ移らせていただきます。

BPSDと言われる、徘徊とか、妄想、幻覚、暴力、暴言等の周辺症状に対する対応はどうかということですが、認知症の中でも、介護を困難にして、日常生活に支障を来すおそれがあるのがこのBPSDと言われているものであります。この症状がなければ、家族や介護者は普通に対応可能であると思います。先ほど、358人という数字を上げられましたが、BPSDに該当する人数というのは、認知症自立度という、先ほど255名が在宅でという、この数字のところ中で何人いるかということが判別できるのか、どうなのか、もししたら、教えていただきたいと思います。その方たちには、どのような対応をされたかということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） このBPSDでございますけれども、それは種類や程度にかなりばらつきがございます、認知症自立度の尺度では、一概にその有無を判断することができないような状況でございます。したがって、人数としては、正確には把握できていないといった状況でございます。

BPSDにつきましては、認知症の症状の中で二次的に生じる症状ということでございまして、適切な環境設定や対応方法をとることによって、改善可能な症状と言われております。しかしながら、家族だけで適切な対応を行うということは、困難な場合が多いということがございます。介護サービスを導入しまして、ケアマネジャーをはじめ、介護サービスの職員が適切な対応を行うといったことで、症状が落ちついてくるということもあるといったところがございます。また、家族介護がどうしても困難な場合につきましては、精神科の入院治療を行うと言った場合もございます。それは、かなりの状況になって、家族自体が疲弊をしてしまうといったところに至った場合ということにもなっておりますが、それぞれのケースに応じた対応がとられているといった状況でありますけれども、これにつきましては今後の、この後も御質問が出てまいります、認知症のサポーターの各地域、また家庭での支援ですとか、また施設における対応の仕方、それから、家族の認知症に対する理解度というものもそれぞれ深めていただく、そういったことが、BPSDというものを抑制していくというような効果もあるということもございますので、またそこから辺の啓発、普及等も行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） このところ、本当に大変難しい問題と、私もいろいろちょっと勉強させてもらって思ったんですけども、医師との連携だとか、それからシステムづくりとか、村の行政での対応をどうやったらいいかというのは、たまたま、まだうちの村ではできていないというようなことであるものですから、これ、非常に難しい問題だとは確かにわかりました。でも、やっていかなければ、どうも、どこかでやらなければいけない問題でもありますので、ぜひ、今、課長言われたようなところで取り組んでいただければと、そんなふうに思います。

それから、次のほうに移らせていただきますけれど、4番目の若年性認知症の実態把握及び支援についてというのはちょっと後回しにさせていただきます、5番目の早期発見のほうへお願いいたします。

認知症について、啓発・啓蒙及び認知症高齢者の早期発見・早期治療には、どのような施策で取り組んでいるかということでお願いいたします。

今回の質問、この5番と6番と7番が、特に私の一番聞きたいところにあるわけなんです、記憶障害や見当識障害、見当識障害というのは、今の年月や時間がわからない、あるいは迷子、自分の年齢の記憶がなくなるということのようなんです。ほか、先ほどの周辺症状に気づいたとき、医師の受診をするわけですが、どうして

もおくれてしまうのが実情であると思います。

私の母もそうでしたが、徘徊も一時はしました。今は動けなくなったもんですから、しませんが、医師に連れていったときに、なぜ早く連れてこなかったかと言われたわけです。早く対応できていたら、病気の進行を幾らかでもおくらせることができたのだそうです。今は、私としては、周りの心配する症状の人には、早く医師にということで進めてはいますが。誰もが発症する可能性がありますから、なるべく軽い症状のうちに、早く治療につなげるきっかけが重要であると考えます。

高齢者福祉計画、介護保険計画によれば、認知症については、できるだけ住みなれた地域で生活が続けられるよう、地域住民と一緒にいう見守り体制づくりに取り組み、また認知症に関する啓蒙・支援の場として、講演会の開催、広報活動、介護予防事業、これ、はつらつクラブですね、介護者支援、これ、介護者リフレッシュ交流会を実施しています、としています。これらのイベントにおいて、早期発見、あるいは早期治療に結びついたかどうか、伺います。

また、認知症の早期発見のタブレットなどの導入活用はどうかということなんですが、私も調べている最中に、こういうことを利用している市町村もありました。また、あるいは、認知症チェッカーというか、チェックシートみたいなものですね、こういうものを導入している市町村もありました。

以上のことでお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 認知症の早期発見、早期治療の施策の問題であります。

早期発見、早期治療には、まず認知症に関する知識の普及・啓発と相談しやすい体制づくりが必要となってまいります。これまで実施してまいりました認知症の講演会、介護予防事業、認知症サポーター講座がきっかけとなって、地域包括支援センターへ相談に来たという事例がありますので、早期対応に結びついているものと考えておるところであります。したがって、今後も継続して実施はしてまいります。特に、この認知症サポーター講座では、早期発見につながるように、軽度の症状を発見するためのチェックシートを配布しております。地域包括支援センターのシートとあわせて、チェックシートの取り扱い部署であることについても周知を徹底し、活用推進をしていきたいと思っております。

タブレットの話が出ましたけれども、まずはこのチェックシートの活用徹底を優先に考えていきたいと。その必要性や費用対効果をよく研究した上で、将来的な課題として考えていければというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） たまたま、この今の文章を読み上げた中では、これ、介護計画の計画の一文なんですけれども、地域住民と一緒にいう見守り体制づくりに取り組みと、これができているかどうかというのをお尋ねいたします。

また、新しい介護保険制度の中から、体制整備をして、かかりつけ医、それから認知症サポート医というのを置くような、今回、これが経過措置として平成30年度までということで、うちの村ではこの間、説明していただきました。これらのことについて、どんなふうを考えているかということをお尋ねするわけですが、私も、この間、社協の法人へ、運営部会のとときですか、役場の担当者の方から、この体制整備としてのかかりつけ医、あるいは認知症サポート医のこのお話を聞きました。非常に難しいと言ってしまうと、非常にちょっと困ることなただけけれども、お医者さんたちに勉強していただくとか、あるいは認知症サポート医になっていただくと、こういうふうな格好をとってもらわないと、この体制整備ができていないかということになってくるわけなんです、これについての村長の考え方、ちょっとお願いいたします。

だから、見守り体制というのが村にあるか、ないかということと、それから体制整備としてのかかりつけ医、認知症サポート医、この2点について、ちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 見守り体制でありますけれども、全量として、きちんとしてできているという状況にはないというふうには思っております。しかし、これから、本当にこの数がふえていくことによりまして、見守り体制というのは構築をしていかなければならないなというふうには思っております。

それから、介護制度の改正によりまして、認知症初期集中支援チームを設置することが市町村に義務づけられたところでありまして。この対応につきましては、第6期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画におきまして、平成30年4月までに設置するようになっておりますので、それに向けて設置はしてまいります。

また、かかりつけ医等の問題につきましては、専門的な部分がありますので、課長のほうからお答えをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 医療にかかわるかかりつけ医の専門的なところということでございますが、実際、この村内で、その専門医という方は非常に少ない状況でございます。どちらかというと、精神医療的な分野になってくるところがあらうかと思いますが、そういった中で、その対応をしていただける医師の皆さんに、また働きかけをしていく必要もあらうかと思っております。そこら辺が、要は、地域包括ケアシステムといった中での構築の中で、その中に医療の関係者の方も入っていただく中で、相対的なそういった取り組みをする上での認知症にかかわる分野ということで、また、まだその事業、実際に実施にしていくのはまだ先になってまいりますけれども、この2年間の猶予の期間の中で、そういったシステムづくりというのを構築してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 大変難しい問題になろうかと思えますけれども、ぜひ取り組みのほうをしっかりとさせていただきたいと思えます、お医者さんに関しては。

それと、見守り体制の団体なんですけれども、たまたまお隣の箕輪町の記事が載っておったものですから、すまいると言うのですか、こういうこともやって、箕輪町が24年から実施しているということでもありますので、ぜひ、うちの村でもということをお願いいたします。

それと、もう一点、第6期の計画が策定されたということでもあります。特に、重点項目、今回の中で、うちの村として、認知症に関する早期発見、早期治療について、今まで以上に積極的な取り組みとして何か、重点項目として上げられるものが何かあるか、今、ちょっと私たちの手元にまだ見ていないものですから、何とも言えませんが、そんなのがあったら、一つ御紹介いただければと思います。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 先月策定をいただきました高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中で、介護保険事業の中での取り組みという部分がございます。その中で地域支援事業というところがございます。その中で重点的な取り組み事項といたしまして、認知症対策の推進ということがございます。先ほど来、丸山議員のほうで御紹介いただいている内容、またこちらで回答させていただいた内容とも重複してまいりますけれども、認知症の初期集中支援チームの設置ということでございます。これを専門スタッフが、早期化から集中的に対応しまして、適切な診断と適切なサービスにつなげていくためのチームの編成ということで、これを平成30年の4月までに設置をしていくということで重点施策としてございます。それから、認知症サポーターの養成というところでございます。地域で認知症を支えるために、正しい知識を持って、本人や家族を支えていただけるボランティアである認知症サポーターの養成を引き続き行って、地域の見守り活動につなげていくといった内容となっております。その2点を重点事項として掲げているものでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

常に担当する職員は、問題意識、常に持っていただいて、早く気づきというか、そういうものに、活動参加者の的確なところを捉えていただいて、早く見つけていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、6番目のほうの質問に移ります。

新オレンジプランでは、身近な取り組みとして、正しい知識と理解を持って認知症の方、家族を支援する認知症サポーターを、平成29年度までに、現在の養成目標600万人から800万人に増員するとしています。調べてみますと、既に昨年末で580



万人余が養成登録されております。本村の認知症のサポーター数はどれぐらいか、目標、あるいは定員はあるか、またどのような取り組みで募集していくか、お伺いいたします。

本村も、各地で講座が開講されており、先日も村民センター、またその前は大泉、その他、きょうの新聞にも紹介されておりましたけれども、新聞報道がありました。喜ばしいことではありまして、積極的な参加を働きかけてほしいと思います。講座は1回のみでなく、複数回の受講が必要と考えますが、あわせてお願いいたします。

このことは、認知症にはさまざまなケースが起こり得ることから、新オレンジプランでは、サポーター養成講座を修了した者が、復習を兼ねて学習する機会を設け、サポーター同士の発表、討議も含めた、より上級な講座への推進も記されておりますので、村の取り組みについてお伺いいたします。

上伊那管内のことも後でお伺いいたしますけれども、以上、お願いいたします。  
議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 認知症サポーターの養成は、600人を目標としておるところであります。力を入れて実施してきており、2月1日現在で434人と、人数は着実にふえてきておるところであります。

上伊那管内では、人口比率でいくと、当村は最も低い状況ということですので、さらに力を入れていかなければならないと考えております。

この原因につきましては、認知症サポーター講座の講師役として養成したキャラバンメイトが、一般住民の方の割合が多かったために、実際に講師として活動することが難しく、効率よく開催ができなかったことが上げられておるところであります。

平成25年度からは、特養のコンソール大芝や養護老人ホームの職員の方々がキャラバンメイトになっていただき、近年では、独自の演劇を交えながら講座を開催しており、サポーター数も急激にこのところ伸びてきておるところであります。こういった取り組みを始めてから、かなり人数もふえてきておりますし、きょうも新聞報道がありましたけれども、かなりの参加人数があるということであり、この認知症につきましては住民の理解度というか、関心度が高くなってきているのではないかなというふうに思っております。

今後は、今、御指摘もありましたように、キャラバンメイトに対してフォローアップ講座を開催し、実際に講師として活躍できるようスキルアップを図り、サポーターの増員につなげていければと考えておるところでありますので、フォローアップ講座は開催をしていきたいというふうに計画しておるところでありますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 全国のというか、全国の市町村が見られるホームページ

の中からも、確かに、うちの村の非活動メイト数というのは89名で、これが相当響いているもので、相当数値が低くなってしまっているということで、上伊那では最も低い数字になっております。この原因は何だったのか。あるいは、私は先ほどからちょっと言っていますけれども、職員の、いわゆるスタッフの人材が不足しているんじゃないかという、そんなふうなことを思いますけれども、この件についてはどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人材不足につきましては、これは認知症の部分に限らず、本村の場合は、どこの部署をとっても、そういったことは言えるというふうに思っておるところであります。特に、一般行政職の部分につきましても、数が少ないところでもあります。福祉職員は非常に多いということになっておりますけれども、これは村の特徴でありまして、保育園の数が多い、子供が多いという状況から生まれてきております。したがって、これから、こういった専門職の部分というのは、これは必要でありますので、ふやしていかざるを得ないというふうに思っております。本村の場合には、他市町村と違うところは、人口がふえてきておるところであります。それに伴って、職員数をふやしてこなかった、そのつけが今来ておるのかなと。最近、ようやく、そういった増員をしておるところでありますけれども、効率化を余りに求め過ぎてしまったのかなと、これは私自身の反省でもあります。そういったことで、これから人員増を図りながら、それぞれの分野に対応できる体制づくりは必要でありますので、これからそんなことを考えて、実施をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ぜひ、そんなふうによろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、その複数回の受講についてということで、新オレンジプランでは上級のほうへということで、1回だけでなく、何回も受けていって、上級のクラスへ入ってほしいということがあられるわけなんです、これについての働きかけ、村民に対してはどうなんでしょうか。

議長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） 現在行っております、サポーター講座の関係であります、既に、この講座に何回も、複数回出ておられる方もいらっしゃいます。内容的には、何回もやっているうちに、その講師の講座の内容も充実はしてきておりますが、実際、まだサポーターの皆さんの意見交換の場ですとか、スキルアップ的な部分では、まだまだこれからかなというところがございますので、また、そこら辺も研究をしながら、要は、サポーター同士でお互いをスキルアップしていただくと同時に、今度はキャラバンメイトという立場にまたなっていて、講師的な立場でまたサポーターを育成していくというような方もふやしていければというよ

うに考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 確かに、非活動キャラバンメイトさんというのは、結構埋もれちゃってるというか、表へ出てこないことになってしまっていますので、でも、この方に立ちに出てきていただいて、新しいサポーターを発掘していただければと思います。ありがとうございました。

じゃあ、次の質問に移ります。

学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解についてということで、教育委員長に伺います。

前定例会で、同僚議員の認知症キッズサポーターの取り組みの質問に対し、教育委員長は、教科学習の時間がふえ、教職員、児童生徒、ともに現在は余裕のない状態であり、開催は困難と言っておられました。今回、新オレンジプランでは、学校において、高齢者との交流活動、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進し、小中学校での認知症サポーター養成講座の開催等を利用した認知症に関する正しい理解の普及を進めるとしています。大事なことであると理解はされているようですが、教科学習で時間がとれないとのことであります。今後どう取り組まれるか、お伺いいたします。お願いします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 丸山議員さんから出されました、学校教育における認知症に関することについてお答えいたします。

時間もありませんので、簡単にお伺いいたします。

本村の学校におきましては、小中学校とも、高齢者との触れ合い等々を中心にした活動を幾つか行ってきております、現在でも。しかし、1月27日に新オレンジプランというものが政府から決定されました。その内容につきましては、今、先ほど議員さんがおっしゃったとおりにかと思えます。教育課程が改定になって以後、時間的に余裕は少ない状況でございますけれども、認知症が社会生活で重要な問題になってきていると、こういうような現状から考えると、その人たちの意思が尊重されて、地域で暮らすことができるような社会、これを目指して学習を進めていかなければならないと考えております。中学3年生の総合的な学習の時間におきましては、これ、私たちのふるさと、南箕輪と、こういうことでやっておりますけれども、これにつきましても、高齢者問題をテーマとして調査活動に取り組んでいる生徒もございます。さらに、学習内容の充実等を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） きょうの御答弁は、前向きな発言として捉えさせていた

だいて、非常にありがたいと思います。

何度も言いますが、高齢者もふえて、認知症の方もだんだんふえてきますので、ぜひ、その対応を、国民病だと言われているようになってしまいましたので、ぜひ、その取り組みをお願いしたいと思います。

また、連合審査のときにもお伺いしましたが、チェンジアップスクール事業交付金ですか、そんなのも新たに何か予算化されて、学力向上、指導力向上ということで、各校25万円ずつ、75万円が計上されておりました。教科時間が少ないと言ったときに、教育長さんは、そうはいつでも学校の特色ある授業を進めたいということで、この予算をということでありましたので、私は後で思ったのは、認知症に取り組む特色ある学校をつくってもらったらどうなのかなというのを少し思ったところでございますので、そんなことも考えていただけるのかどうなのか、ちょっとそこら辺のところだけ、検討に値することなのか、どうなのか、御答弁いただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんがおっしゃるようなことを含めて、今後検討していきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ありがとうございます。

それでは、8番目の介護の将来像ですか、地域包括ケアシステムの取り組みについてをお願いいたします。

村長は、この取り組みとの関連で、やはり昨年、同僚議員の質問に答えておられました。これは9月の議会だったと思います。

地域ケア会議は、設置し、開催すると明言されておりましたが、オレンジプランでの計画ですと、27年度以降、全ての市町村で実施するよう求められています。地域ケア会議とは、介護保険法第115条の46第6項に書いてありますが、包括センターに、関係者との連携努力義務で明記され、行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体として、地域包括支援センターの設置運営についてで示されています。また、新オレンジプランにおいても、医療、介護などの連携を、地域ケア会議において、認知症にかかわる地域資源の共有、発掘や連携を推進するとしています。

地域ケア会議は連携努力義務ではありますが、どう検討されておりますでしょうか、伺います。

また、将来像としての地域包括ケアシステムは、団塊の世代、村長や私の年代になります。75歳以上となる今から10年後、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括システムであり、全国的に構築することが求められているものです。

高齢化の進展状況には、大きな地域差があるため、自治体ごとの地域特性に応じた自主的な取り組み、私が勝手に名前をつければ、南箕輪オリジナルという名前をつけたんですが、重要と思われま。他市町村がしているからうちもという姿勢ではなく、南箕輪に合ったものという意味で、村長のお考えと、現段階での取り組み、進捗状況をお伺いいたします。準備をしているかとか、今後の対応など、お聞きしたいと思ひます。

手順からすれば、地域ケア会議で、地域のニーズや社会資源の把握を行い、地域課題の共有をし、対応策の検討、決定、実施となりますから、とりあえず、この地域ケア会議ができなければ、先に進めない、まず第一歩ではないかと考えます。そして、単に会議を開催するというのではなく、地域の実情に合った取り組みをしていくものであると思ひますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 介護の将来像等々についての御質問であります。

これは、本当に大切なことでもありますので、しっかり対応していかなければならないと思っております。

今、村では、個別事例に関する会議は行ってきております。と同時に、今年度は、地域におけるボランティア活動を行っている有志の皆さんと意見交換をする機会を設けました。また、今後は、まずは医療と介護の連携を深める観点から、医療機関と介護サービス事業所との連携会議を実施してまいります。こういったところから始めまして、前に進めていきたいというふうに思っております。

介護保険制度改正によりまして、地域での住民主体の生活支援サービスの担い手育成が求められておりますけれども、本村では、その担い手が不足しておる、このことは事実のことです。担い手不足ということが課題であります。そこで、各地区における課題や要望の把握、地域での担い手の発掘、養成につなげるために、地域ケア会議を村の社協とともに協力して、まず各地区において実施して、地域包括ケアシステムの構築につなげていきたいと考えております。その前段として、いろいろなことをやっておりますので、御理解もお願いしたいというふうに思ひます。

本当に、これからは、この介護の将来像をきちんとつかみながら、システム構築、体制づくりというのをやっていく必要がありますので、とりわけ力を入れていきたいというふうには思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 27年度中に、この地域ケア会議というのをどこかの地区からでも始められるという、そういうことで理解していいわけですか。

議 長（原 悟郎） 藤田住民福祉課長。

住民福祉課長（藤田 貞文） この地域ケア会議は27年度から実施をしていくということになっておりますので、これが一番モデル的にできるような地域から取り組

んでまいればと思っているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 大変難しい問題になろうかと思えますけれども、ぜひ、一生懸命取り組んでいただければと思います。

それでは、ちょっと最後に時間がありますから、先ほどの若年性認知症についての実態把握及び支援についてということで、お願いいたします。若年性認知症の実態把握調査や訪問調査などを行っているか、把握できているかということをお伺いいたします。

若年性認知症というのは、初期症状が認知症特有のものでなく、診断しにくい、また、本人や周囲の人が、何らかの異常には気づくが、受診がおくることが多いといった特徴があることから、早期診断や早期対応が必要となります。利用できるデイサービスや高齢者デイサービスでの年齢による違和感や、高齢者の方たちの、いわゆる相手とも違うということですね、若年性でありますから。介護保険サービスだけでは不十分だったり、特別の対応も期待されるのではないかと考えます。啓発が十分でなかったり、研修や制度の情報が少なく、対応が難しく、若年性の特徴に合わせたモデルが示されていないなどの課題が多々あるお聞きしますが、どう取り組まれているか、お伺いいたします。

新オレンジプランでも、若年性認知症の人の居場所づくり、就労、社会支援等を推進すると記していますが、村の現状、現在の状況と今後の対応はどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 若年性の認知症の実態調査は行っておりません。正確な人数というのは把握できていないところであります。要介護、要支援認定を受け、認知症自立度2以上と判定された65歳未満の方は、自宅に3名おります。それぞれの介護サービスが導入されているところであります。ただ、認定を受けておらず、症状のある方というのはほかにもいるんじゃないかというふうに思っております。

新オレンジプランでは、医療機関や都道府県の取り組みも明記されております。村といたしましては、この若年性認知症について、まずお知らせする啓発活動というのをしっかりやっていく必要があるなというふうに思っております。気づかないという部分もありますので、こういった啓発を通じて、早期受診や早期治療に結びつけていければというふうに考えております。

本当に、難しい部分でありますけれども、啓発をしていく、常にしていかなければ気づかないということでもありますので、気づかせる努力をしていく、これは行政の役目だと思っておりますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

私は、3点について一般質問を行いたいと思います。

この後、4年前の東日本大震災の大地震に対する黙禱が予定をされているところであります。

思い出せば4年前、灼熱の中での大槌町におけるボランティア活動が思い出されるところであります。

さらに、私が今一番心配しているのは、昨年視察をしました原発立地自治体の大熊町、双葉町のところで、いまだに、町の中心部に誰一人として住めない状態が続いている。そして、立地交付金でできた市役所よりも立派な町役場の建物の目の前のかつては水田だったところでしょうが、現在は雑草の野原になっているところに、低レベルの放射性物質の中間貯蔵施設ができるというニュースを聞いたところです。中間といえども、多分、これは半永久的にならざるを得ないのではないかなど。人の住めない、そういうところが、この狭い日本のところで、多くの土地がそれに奪われてしまう、大変なことだなというのを改めて感じているところでありまして、この長野に住んでいると、福島の実情というのが必ずしも正しく伝わってこない。こういうことは、やっぱり正しく伝えて、対処していくということが大事じゃないかなと思います。こういう実情を正しく伝えるということは、多くの事件に共通することだと改めて感じているところでありまして。

そういうことも含めながら、1番目の質問を行いたいと思います。

1番目は、子供を犯罪被害から守るために、一層のいろんな機関の連携が必要ではないかという点であります。

2月5日に、和歌山県の小学校5年の児童が亡くなっている刺殺事件が起きました。それから間もなくして、川崎市の中学1年生の殺害事件、非常にむごい事件が相次いでいます。そのほかにも、このごろ、子供を取り巻く事件が、最悪の命を奪われるという事件までつながっていくというのが非常に多く発生しているのではないかなと感じます。川崎の事件が起きた以後には、もう和歌山県の事件が、何か影が薄くなってしまいうぐらい、いろんな事件が起きてきている。そういう中で、この村を取り巻く中でも、対岸の火事とは言えない。子供の命をいかにして守るかとい

うことが、非常に重要だというふうに思います。

県内でも、2014年度中の子供への性犯罪が176件もあったという新聞報道も見たところ。いろいろな事件が、その残虐性が大きくなってきている。こういうことで、やはり地域の中をみんなで守っていくということが必要じゃないかなというふうに思うわけです。

先日は、小学生の女児児童が、大人の男性から声をかけられて、家に駆け込んで助かったと。それで、校長先生の言うに、いわゆる身を守るための合い言葉というか、「イカのおすし」という言葉が、学校の中でみんなで学習をして、それが児童皆さんが知っていて、それが助かることにつながったのではないかと、こういうふうに紹介をされていました。「イカのおすし」というのは、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐに逃げる、知らせるといった頭文字をとった、助かるための合い言葉だそうです。そういうのを学校の中でもみんなで勉強し合う。さらには、法務省では、全国の児童生徒に、子供の人権SOSミニレターというのを配布しているということでもあります。

それぞれ、いろんな活動をしていると思うんですけど、1点目の質問として、現在、この南箕輪の村内の学校での予防活動、さらに今後は各地でいろんな事件が起きるのを受けて、さらにそれを強化するような計画ということを考えているかどうか、これを教育委員長にお聞きしたいところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議席番号3番、山崎文直議員さんから出されました、子供を犯罪被害から守るための連携等々についてお答えを申し上げたいと思っております。

川崎市の中1年生、男子生徒が殺傷されるという事件でございますが、これは極めて凶悪かつ残忍な行為であると感じております。特に、児童生徒の健全育成の根幹を揺るがす重大な事態と捉えております。

本村でも、先ほど議員さんが申しましたとおり、昨年12月8日、夕方、自転車に乗った不審な方に、南殿、北殿、久保で、小学生2人と中学生4人が声をかけられたと。すぐに逃げて、保護者とか、学校へ連絡して、伊那警察署で素早く対応していただいた。そのために大事に至らなかったということもありますし、1月の26日も、小学校4年生の男女2人が同様な事件・事案に巻き込まれたというようなこともございました。そのことを含めて、警察では、パトロールの強化とか、来校するなどして、経過を見守ってくれております。

小学校では、議員さんが申しましたように、子供を守っていくために、インパクトのある防犯用語「イカのおすし」、これを使った指導をしております。中学校では、常日ごろから、不審者への注意として、1人での下校を極力避ける。危険を感



じたら大きな声を上げるとか、逃げる。できるだけ早く、大人の人に報告をして、指導をしていくと、このようなことを考えております。小中学校ともに、安全マニュアルの手引き、または安全指導、これが全てではございませんけれども、こういうものを作成されております。万一に備えての訓練等も行ってきております。また、各地区におきましては、安全の家の配置をお願いし、協力をしていただいていると、そのように感じております。

しかし、いつ何どきそういうものが起こるかということは、予想することはできません。緊急対策として、私の私案として、次のことが考えられるのではないかと考えております。脅迫とか、暴力を受けた場合、または受けそうになった場合、また見たり、聞いたりした場合、すぐに学校の先生とか、保護者など、大人の人に伝える。次に、受けていることが明らかとなったような場合、何とかそれを見守る態勢を続けていきたい。脅迫とか、暴力を行っているという情報を得られた児童生徒についても、さらに今後検討していく必要があるのではないかなと感じております。

以上のところを現在のところは考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、教育委員長から、私案ということで、いろんな対策をお聞きしたところであります。校内での南部小、南箕輪小学校、中学校ありますけれど、学校として、これからどうしていこうというような具体的な計画というのはもう既に立てられたとか、そういうことはございますでしょうか。さらに、もっと安全を高めていくという意味で。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 先ほども申しましたように、緊急対応に対するマニュアルというものはできておりますので、現在はそれに沿った指導という形で行ってきております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） マニュアルがあるということですので、ぜひ、これを徹底していただくということも大事かというふうに思います。

2点目の今、教育委員長からも話がありました、いろんな対策の方法、校外での犯罪防止という部分については、学校ばかりでなく、地域の力が重要であるというふうに思います。

川崎の中学生の事件でも、多くの方が、中学生が先輩の少年と一緒に歩いているとか、パチンコ屋さんに行ったとか、暴力事件等もある程度知っているという、そういう状況を知っていながら、大人の方はそういう人をある程度把握していながら、結果として命を守れなかったということで、新聞の中にもあったのですが、周りの人たち、特に大人の人たちが、もう一歩ずつ踏み込んで対策をしていけば、命を奪われるというところまでは行かなかったのではないかと、こういう指摘もあります。

学校では、先生が何回も電話したり、訪問したりとかしたんですが、それがもしかしたら校長先生のところまで行っていなかったとか、駐在さんとか、そういうところにまで伝わっていなかったのではないかというふうに考えられるところでありませう。

子供を守る校外の団体、組織としては、警察だとか、児童相談所、教育相談室、PTA、防犯協会、児童委員、交通安全協会、人権擁護委員、保護司、子供の見守り隊などの多くの団体が現在もあるわけです。まだ、ほかにもあるかもしれませんけれども、いずれにしても、これだけの組織がありながら、結果として、中学生も命を失ってしまうことになってしまったと。何とか、その一歩手前でならなかったのかなというふうに思うのは、もう本当に日本国じゅう、みんなが思うところだと思います。

そういう点で、このような団体のこれから連絡をしたりとか、お互いに情報を共有して、対策を練るとか、そういったもの、これから防犯協会だとか、交通安全協会も、年度末の会合とかあるようでありますけれども、常日ごろから連絡体制をとるということについて、現状とこれからの一層の連絡体制をつくっていくことについて、これはいろんな組織の部分もかかわっているということで、村長にお尋ねするところでありませうけれども、この辺のところの見解をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 答弁を求めませう。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 犯罪関係の御質問であります。

現在の犯罪というのは多様化しており、特に高齢者を対象とした振り込み詐欺に代表される特殊詐欺事件の発生は、毎日のように報道されておりますし、また大人ばかりでなく、子供が犠牲となる犯罪も後を絶たないところであります。その事案につきましては、今、お話があったとおりでありますし、つい先日は、淡路島で、5人の皆さんが犠牲となるような、本当に凶悪な犯罪も発生をしておるところであります。

本村におきましても、通学中の声かけ事案が報告されておりますが、おかげさまで、実際に犯罪に巻き込まれたというケースは今のところ発生をしておらず、この辺は大変ありがたいなと思っております。

村では、犯罪を予防し、犯罪のない社会をつくることを目的として、今、議員が申されましたような、いろんな組織、学校やPTAや保護者会や、そういったあらゆる組織を網羅しながら、南箕輪村の防犯協会というのを設置しておりますし、各区には、防犯部というのも設けてあるところであります。

防犯協会につきましては、全体会議を開催し、情報の共有や地域の連携の強化をお願いしております。特に、その都度、伊那警察署の御協力をいただく中で、最近の犯罪の傾向等について御講演をいただき、会員同士の研さんも積ん

でいるところでもあります。実は、この会議、あす開催をする予定であります。そんな事案も話されるのではないかと考えておるところであります。

平成26年の本村の犯罪の件数でありますけれども、全件数でいきますと、内容はともかく、かなり減少しております。そういったところは、いろんな効果があるのかなというふうにも考えておるところであります。

また、日ごろの活動につきましては、防犯部でも、防犯パトロールをやっているところでありますし、議員の皆さんも、毎月1回ではありますけれども、防犯パトロールを実施していただいております。それぞれの組織ごと、計画を立てて取り組んでいただいておりますので、未然に犯罪被害を防いでいるものと考えているところであります。それぞれの会議で、いろんな計画を立てながら実施しております。その連携をとるのが防犯協会の全体の会議であります。その中で、十分に認識を共有していきたいというふうに考えております。

緊急に重大な事案が発生した場合には、横の連携というのがより重要となってまいります。村といたしましても、警察や関係機関からの情報をもとに、それぞれの立場、組織の皆さんと連携を図りながら、迅速に対応してまいります。

一方で、犯罪を未然に防いでいくということには、そういった組織力にも限界があるところでもあります。村民の皆さん一人一人の意識の目、安心安全な村づくりにつながるものと考えております。多くの皆さんに、情報の提供など、協力をお願いしておりますし、これからもしてまいります。地域におきましては、本当に、住民の皆さんの目というのが一番犯罪を防ぎやすいというふうに言われておりますので、そんな情報提供には、これからも力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） いろんな組織の連携が大事であって、その一応中心になるのが防犯協会というふうに今答弁をいただきました。ただ、いろんな情報を村民から寄せられたときに、村民の人たちが、防犯協会というのは多分役場の中に事務局があると思うんですが、どこに行ったらいいかという部分については、どこで受けても速やかに横の連絡をとっていくということが大事だというふうに思います。その点で、防犯協会が中心になって連携していくのですが、こういうときには連絡先、例えば、学校電話番号だとか、駐在所さんとか、いろんなところで受け付けているよというようなのが住民の人たちにわかりやすいような、そういった取り組みとか、資料とか、そういうことは今どんなふうになっているのかなというのがわかりますでしょうか。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 防犯協会の取り組みとしましては、年に何回か会議を行いまして、それぞれの計画に沿った事案の発表だとか、いろいろしてもらっているわけですが、それに対しての広報的なものというのは、今、特にはしており

ません。ただ、定期的にはありませんけれども、村報だとか、ケーブルテレビを使いながら、そんなことでは呼びかけをしているというようなところであります。特に、今、力を入れておりますのは、特殊詐欺というような形の中で、むしろ力を入れているということでありますので、この子供を犯罪から守るという観点では、ちょっと若干遠のいておりますので、今後はそういった取り組みもしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） いろんな団体があります。それぞれで皆さんが苦勞されながら活動されているというふうに思います。今、防犯協会を中心にして横の連絡をとるということ、さらに地域の住民の人たちがみんな、いつでも承知しているというようなことが大事だと思いますので、ぜひ、そういったものに向けて、広報活動なりをさらに高めていただくというようなことをお願いするところでもあります。

関連で、(3)に移るわけですがけれども、私も時々1人で歩いていると、例えば、中学生がもう下校時に数人で歩いてくるということになれば、体格も大きいですから、例えば、若干、道、横いっぱいになって、グリーンロードをもう無視しながら、道いっぱいになって歩いてくるのを少し注意をしようかなとか、そういうようなときもありますけれども、さすがに中学生ともなると、その人たちが数人も歩いてくれば、1人でいると、なかなか声をかけるのも勇気がいるわけです。ましてや、例えば、お年寄りの人たちが、何か注意したほうがいいなと思いつつも、お年寄りの人が注意することになると、非常に勇気のいることだというふうに思います。また、今回の川崎の事件でも、告げ口したことに対して怒って、その仕返しというようなことで暴力を振るったというような報道がされております。

そういうわけで、例えば、誰かが言ったということがわかると、後で何をされるかわからないという、そういうような恐怖心もあるわけではありますが、そういう点では、匿名の電話でも、名前を言わなければ、その後の行動をしてくれないということではなくて、匿名の電話でもちゃんとそういう警察や何かで対処してくれるというような、何らかのシステムが必要ではないかなというふうに考えるところでもありますけれども、そういった点について、どこでも一報をとると、すぐ横の連絡がとれるというようなシステム等を今考えてられるのか、今後もこういったことを検討していこうというような案があるかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 匿名の電話という話であります。

チャイルドライン、01209977があります。このチャイルドラインの電話番号を記したカードにつきましては、毎年学校を通じまして、全ての子供たちに配布をしておるところであります。したがって、子供たちは、このチャイルドラ

インを活用していただければというふうに思います。子供専用の電話ということで、何でも話せる、言いにくいことでも名前を言わなくても安心であるという、こういうチャイルドラインとなっておりますので、その辺はさらに徹底を学校のほうでしていく必要があるのではないかとというふうに思います。

困ったときは、学校のいじめ相談窓口、担任の先生、相談室の先生、そういった相談体制というのができておりますので、すぐに相談していただくことが一番いいんではないかとというふうに思っております。

学校でも、計画的に、伊那警察署の生活安全課職員による講話等で、トラブル防止や危険性を学んでおるところであります。そんなことで御理解もお願いをしたいというふうに思います。

また、日ごろから、児童生徒が発するサインを見逃さないようにして、早期発見に努めているところであります。また、ケアに、全職員で取り組んでおりますし、SOSを大人が受けとめる体制づくりと、地域社会から孤立させないよう、家庭や関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる、そんな体制も整えてきておるところでありますので、これから必要なことがあれば、その都度やってまいりますけれども、電話をかければすぐにと、こういうシステムもありますし、村内で大人の方がそういったことということになると、それはちょっと難しい部分もありますので、そのために警察というのがありますので、そういったところを活用していただければというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 確かに、今、村長が最後に言ったように、顔のわかってる人たちが直接指導したりするというのは、なかなか勇気のいることだと思います。このごろ、あそこで何かが起きているよというような問題、こういうのも警察のほうへ情報、連絡が行ったら、簡単に片づけるんじゃないくて、一步踏み込んで、解決に向けて対処していくというようなところを、あすも防犯協会の会議があるようでありますので、いろんなところで確認をし合って、進めていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の質問に移りたいと思ひます。

県営住宅の問題であります。

南箕輪の中には、浅間塚団地と中込団地の県営住宅がありますが、両方の団地とも、非常に老朽化してきています。県営住宅の問題ですので、県の施策のもとに動いているわけでもありますけれども、付近を見ましても、辰野にも箕輪にも本村にも伊那にも、県営の住宅というのが設置されております。そういう意味では、かつても県で、各市町村の中に、もうほとんどの市町村の中にそういう県営住宅をつくりながら、いわゆる定住化、住宅を提供する、格安で提供するという政策が行われてきたんだろうというふうに思ひます。それが大分老朽化してきています。

浅間塚につきましても、かつては2戸分を今は1戸分に統一というか、壁を抜いて1軒分に改造したりして住めるようになってきているというようなことで、この団地、やはり県営の団地ですから、今までも、例えば、経済的に非常に厳しい人たちだとか、いろんな、午前中の話も出てきましたけれども、暴力問題とか、そういうこともあって、緊急に住宅を探すというようなところでも、こういう団地が提供されてきた。そういう意味では、非常に有意義であったかなと思います。これからも、そういう問題は少なからずあると思いますので、こういった団地、できれば新しい団地になってほしいなというふうに願うところでもありますけれども。聞くところによると、今住んでいる方たちが住まなくなった段階で、次の人の募集はしていないというような話もありました。こういう点で、この村は人口がふえているわけですが、今後もこの住宅政策の一環として、県営住宅は今後どうされるのか、再建築を求めていくのか、その辺のところの県の事情と、また村としての考えがありましたらお聞きしたいところではありますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 県営住宅の問題でありますので、これは県の問題ということで、その点はそんな認識でお願いしたいと思います。

浅間塚団地は、昭和40年から43年に39戸が建築されました。また、中込団地は昭和46年から49年に59戸が建築をされております。今、年数もたち、本当に老朽化をしておるところであります。現在の段階では、浅間塚団地は、入居者の募集は停止しております。今住んでいる方だけということでもあります。

浅間塚団地、中込団地とも、維持管理を行うのみで、改築や建てかえなどの計画は未定のようにあります。ないと言っていいんじゃないかなというふうに思っております。平成27年度には、県におきまして、公営住宅等の長寿命化計画を見直し、売却等の具体的な計画が示されれば、村へも協議があるんじゃないかというふうに考えておるところであります。現状では、浅間塚、中込両団地とも、再建築等の予定はないという状況であります。仮にそういったことが村へ示されたような場合は、これは慎重に対応しなければならないというふうに思っております。本当に、古いものを引き取ってもどうにもなりませんので、その辺は慎重に対応せざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、浅間塚については、もう入居の募集を停止している、中込も非常に老朽化してきているということで、改築は未定ということでありました。

建物についてはそういうことで、どうも、この先、改築というのはちょっと見込めないのかなというふうには考えるところですが、そうしますと、土地もあるわけです。県の所有の用地だというふうに思いますが、両方の団地にしても、面

積的にはかなりの面積ですし、浅間塚も村の中心部に近いところで、そういう意味では、非常に村のこれからの土地利用という部分からしても、非常にこの面積の大きさを考えると、重要な意味を持っているのかなと思いますので、もし、そういう意味で、県のほうで、例えば、将来的に住宅を取り壊すというようなことになれば、村としては土地について払い下げを要望していくとか、そういうような考えは今のところ持っているのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 県の用地でありますし、県がどういう方針を持っているかわかりませんので、今ここでお答えをするというわけにはまいりません。そのときが来たら、その時点で判断をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） ぜひ、用地の問題についても、その時点で、よりよい生かした方を研究するという意味で、村としてもかかわっていただきたいなど、こういうのもお願いして、2番目の質問を終えたいと思います。

3点目の質問であります。

広域農道の歩道であります。

ことしの3月末で、信州大学の西側の歩道については、県の工事で歩道が整備されてまいります。そうしますと、戸谷川沿いから北の大泉川沿いまで、広域農道の西側については、おおよそ歩道が整備されてくるわけであります。特に、大芝高原の範囲内でいきますと、その中で、みんなの森の東側の部分だけ、いわゆる農道についた歩道ということになれば、そこだけが取り残されてしまうというような感があります。歩道としての機能については、みんなの森のセラピーロードの一番東側に走っている部分が兼ねているというような、前にも話がありました。しかし、何となくあそこを見ると、農道との間というか、何とか、中途半端な感じになってまいります。そういう点で、今後とも、その歩道という部分について、村としてはどう考えていくか、この辺のところを要望していくとか、そういう部分があるかどうかをまずお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘の場所についての歩道の計画はございません。広域農道は村道でありますので、たまたま今は、県営の事業でいい事業がありましたのでお願いをしておるということでありまして、これから整備をするということになれば、村道整備の中での歩道という、こういうことの位置づけになってまいりますので、今のところはございません。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 村道で、今のところ歩道がないということではありますが、

そうはいつでも、あそこのところは、南のゴルフ場との境からセラピーロードに移るところ、北側の6号線との交差点からセラピーロードに移るあたりのところの取りつけ部分というんでしょうか、何か中途半端なような気がします、せめてその辺のところの若干の整備というのが必要ではないかなというふうに思いますし、さらに今、冬の状態ですと、あそこの交差点の近くにススキが枯れてあります。聞くところによると、あのススキ、何か、業者の方が必要な方がいたので残してあるというような話もありますけれども、一番山に近いところでありまして、山火事という心配もあります。そういったところも含めて、少し、あそこら辺の整備をしていくということも必要ではないかなというふうに考えます。

関連のことですけれども、ちょうどセラピーロードの東側の部分につきましては、広域農道の東側についても、夏になると非常に雑草が生い茂る状態で、東に見える南アルプスを見るときに、その雑草等もちょっと見ばえが悪いのかなというふうに思います。北側については、西側歩道、東側も花いっぱい運動の皆さんが一生懸命花壇をつくって、きれいになっていますので、その北と南が非常にアンバランスだなというふうに考えますけれども、その辺のところの西側の歩道、少し見ばえをよくするような整備という、そういうことは考えられないかどうかをお聞きしたいところですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ススキにつきましては、秋に刈り取っていくことのほうがいいだろうというふうには思います。山火事の対策、起きないようにしてまいりたいと、そんなことで今は考えております。秋は、セラピーロードとの景観も非常によくて、風情があって、このススキというのは黄葉でありますけれども、今御指摘がありましたように、山火事の心配もありますので、枯れた時点では刈っていきたいというふうに思っております。

また、歩道の問題が出ました。理想からいえば、ずっとつながることがいいだろうというふうに思っております。したがって、将来的な課題として捉えていく必要があるというふうに思っております。ただ、今現時点におきましては、早急にというわけにはまいりませんので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、大型の農道沿いの雑草等の質問もありましたけれども、地権者、地先の皆さんに御協力していただければいいんですけれども、なかなか難しい状況であります。信号機より北側は、花いっぱいの皆さんで管理をいただいておりますけれども、これも現状では手いっぱいあります。もっともっとボランティアの皆さんがふえていただかないと、これ以上ふやせないということでありまして、6号線の花壇につきましても、今、ボランティアの募集をしているところであります。なかなか引き受け手がないということで、議会や私や副村長も受けておりますけれども、そういう皆さんが受けているようでは、どうも本村の場合は本調子じゃないなとい



う、こんな気もしておるところであります。進んでやっていただけるような、そんな団体が数多く出てきていただくことを願っておりますし、そういった機運をつくっていくことも行政の仕事でありますので、できるだけそういう機運が高まるような、これからはそんな活動もしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

よく、いろんなことは言われますけれども、実際やる段になると、なかなかそういう皆さんがあらわれてこないというのが今の南箕輪の実態であり、それが悩みであります。それをどう解消していくかというのも行政のこれも役割でありますので、あわせていろんなことを考えてまいりたいなと思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 現状の限界の理論もあります。いずれにしても、みんなの森の東側のところは、ちょっと質問と離れちゃいますけれども、道路の東側のところも、道路ののりの部分はあると思いますから、少なくともその辺のところについては、例えば、除草剤の対応とか、そういう部分で、これから大芝高原の観光としての価値観を高めるためにも、この南アルプスを見学するとき、非常にいいポイントでもありますから、そういうところも美しくしていくというようなことでの何らかの取り組みも考えていただくということをお願いしながら、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

本日3月11日は、御承知のとおり、東日本大震災が発生し、4年目を迎えます。多くのとうとい命が失われ、今なお避難生活を送られている方もおります。

地震発生時刻の午後2時46分にサイレンが鳴ります。被災された方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

したがって、ただいまから2時45分まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時45分

議長（原 悟郎） 黙禱、ありがとうございました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

被災地の皆さんの一日も早い、人間の復興、心の復興をしっかりと進めてもらうことを願います。また、忘れないと胸に誓います。

平成23年4月に、多くの皆さんの応援をいただいて、村議会に送り出していただ

き、4年が過ぎようとしています。今回、しめくくりの16回目の質問をさせていただきます。

最初に、公会計制度導入の効果について伺います。

日本の官庁会計は、明治以来、1世紀以上にわたり、単式簿記、現金主義会計による処理が行われてきました。単式簿記、現金主義会計は、予算の執行状況を明確に把握し、現金収支を厳格に管理することができるものの、資産・負債のストック情報や金利、減価償却などのフルコスト情報が欠如しております。住民への説明責任や自治体経営の視点から、限界が明らかになってきました。これらの課題を克服するための財政運営ツールとして、複式簿記、発生主義による新たな公会計制度の導入が、平成27年度から3年かけて始まることになりました。

東京都は、全国で先駆けて、平成18年度から取り入れています。その白書によれば、地方分権が進展していく状況の中、自治体の財政運営や行政サービスの提供について、住民に対してのより一層の説明責任を果たしていくこと、自治体が自治体経営において、主体的に政策判断を実施することが必要となる。こうした状況の中で、新公会計制度が果たすべき目的は、2点あるとされています。

一つ目はアカウントビリティ、説明の充実です。住民の負託を受け、各種の行政サービスを行うものであるから、行政の特筆を踏まえた説明を果たしていくことが求められます。従来の官庁会計では見えてこなかったストック情報、コスト情報を公開することで、わかりやすい説明の向上につながります。説明責任を十分に果たすためには、正確なストック情報、コスト情報に基づき、住民サービスや事業に要したコストなどを分析していくことも重要であると書いてあります。

二つ目としては、財務諸表から得られる情報を活用して、自治体の財政運営や個別事業の改善に生かせることが求められます。これが可能な仕組みであることが必要である。そのためには、財政の持続可能性について分析、検証が可能であり、ストック情報、コスト情報から、事業の効率性、有効性を検証し得る財務諸表であるとともに、自治体経営に有用な情報を得るための仕組みを構築する必要があると書いてあります。

地方創生の政策についても、PDCA、計画・実行・評価・改善のサイクルを徹底することが明記されております。

新公会計制度を導入することにより、財政の見える化と職員の意識が変わらなければ、形だけの導入になります。南箕輪村の取り組みを伺います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

新公会計制度の導入の効果、財政の見える化の取り組みの御質問であります。

御質問の新公会計制度につきましては、昨年12月議会、全員協議会で、平成18年度以降の検討経過と今後のスケジュールについて概要をお話しさせていただいた

ところであります。

本村では、国の整備要請を受け、総務省改定モデルにて、平成21年度決算にかかわる財務諸表を平成22年度から作成し、議会にも報告をしてきております。本年1月には、総務大臣から、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、全国の都道府県知事、各指定都市の市長宛てに正式な要請があり、長野県におきましても、各市町村長に周知が図られたところであります。

この要請の内容につきましては、議員御指摘のように、地方財政の厳しさを背景に、財政の透明性、住民や議会等への説明責任、自由かつ責任のある地域経営が地方公共団体に求められているとしており、統一的な基準による財務書類等を、原則として平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体が作成し、予算編成等に積極的に活用することとしております。特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である、固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に整備することが望まれるとしております。

こうした要請を踏まえまして、本村におきましては、平成26年度から27年度の2年間で、固定資産台帳を整備し、統一的な基準による財務書類の作成に必要な有形固定資産を発掘し、平成28年度決算分について、平成29年度から応用をする予定で現在進めておるところであります。その前段階として、固定資産税台帳を整備しなければなりません。今年度から取り組んでおりまして、継続事業として平成27年度にかけて実施して、これを済ませてしまうという。これを終えてから、新公会計制度ということになってまいります。なお、この作成した書類等につきましては、受益者負担の適正、施設の統廃合、予算の編成の活用、行政評価との連携など、財政運営上の目標設定や資産の適切な管理に活用をしていきたいと考えております。

御指摘のように、ただつくるだけでは、それはそれで終わってしまいます。これをどう活用していくかということが重要であります。職員の意識の問題もお話しになりましたけれども、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。コスト意識を植えつけていくことができるんじゃないかという期待があるところであります。現在の会計制度では、このコストというのを出すのもなかなか大変な面もあります。そういったことが、いろんな仕様の中で分析可能になってくるんじゃないかと期待をしておるところであります。

しかし、現在でも、それに近いものはやっておりますけれども、やってみて、本当に地方公共団体の資産という、この捉え方が大変難しいところあります。地方公共団体の資産というのは、道路や学校や公共施設がほとんどでありますので、この資産価値というのは算定のしようがないわけあります。資産はあっても、その活用はゼロということでもありますので、そういった公共の部分での活用しかできないということがありますので、利益を生み出す資産はほとんどないという、こういうことでは御理解をいただきたいなというふうに思います。ただ、コスト意識だとか、あるいは減価償却、今行っておりませんので、そういった部分には十分活用で

きるんじゃないかというふうに期待をしておるところであります。整備はしてまいります。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） この導入によって、やはり職員の意識が変わったり、事業に対するコスト意識というものがしっかりと把握されて、住民に説明責任をしっかりと果たせるような形でお願いしたいと思います。

次に、地方創生について伺います。

地方創生は、景気回復の実感が乏しい地方経済の再生に密接に関係する政治課題であり、全力で取り組んでいく必要があります。

政府は、昨年12月、地方の活性化を目指す長期ビジョンと今後5カ年の総合戦略をまとめました。総合戦略では、地方で30万人の若者雇用創出などを目標に掲げ、この戦略に基づいた施策に、15年度予算案と14年度補正予算を合わせて、1兆円の予算を計上しております。地方の自主性を尊重し、それを国が支援する枠組みが総合戦略であります。

これから、南箕輪村も、地方版総合戦略を作成していかなければなりません。この戦略づくりに当たって、地域を担っている人に焦点を当て、人が生きる地方創生を実現させる必要があります。人を主役にしたものでなければ、どれほど斬新でユニークな戦略を描いたとしても、本当に住みたくなるような地域に変われるかわかりません。そのために、同戦略の策定に多くの住民の声を聞く取り組みが必要だと考えます。総合戦略推進組織を構成して、推進していきませんか。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方創生につきましての御質問であります。

地方創生につきましては、きのうも、いろんな御説明もさせていただきましたし、国で策定した事業等も見ていただいたところでもあります。

地方創生、一口に言いましても、これは本当に大変な問題だなというふうに思っております。国のビジョン、総合戦略というものがつくられております。それに基づいて、地方版の総合戦略をつくっていかなければならないと思っておりますし、その部分で臨時会をお願いし、予算をお認めいただくという準備もしておるところであります。

その前に、地方人口ビジョンを策定してまいります。これに基づきまして、地方版総合戦略を策定するということでもあります。ただ、この地方人口ビジョンにつきましては、本村の場合は他の自治体とかなり異なってくるのではないかなという思いはあります。現状では人口がふえておりますし、これから、今の状況を見ますと、まだまだふえていくんだらうなというふうに思っておりますので、この地方人口ビジョンをしっかりと策定して、次の地方版の総合戦略の策定に結びつけていくという考え方を持っておるところであります。

その過程におきまして、住民の意見を聞くということは大切なことであります。それはそのとおりでありますので、できるだけそういったことはしていかなければなりません。国でも、産学官金労という言い方をしております。住民代表からのこういった推進組織ということになっております。たまたま本村の場合には、同じ時期に、村づくり委員会が今、第5次総合計画を策定しております。これは、本当に幅広い住民の皆さん方から組織されておりますし、この産学官金労の部分があります。金の部分につきましても、これはその都度意見を聞くことでできるのかなというふうに思っておりますので、この村づくり委員会で現在進めております第5次総合計画との整合性ということも必要になってまいりますので、この組織を活用してまいりたいと考えております。その点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。計画が同じ時期でありますし、整合性をとっていかなければなりませんので、村づくり委員会をお願いをしていきたいという、今、こういった考え方を持っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 住民参加での取り組みが大変重要で、南箕輪村の将来の道筋をつくる取り組みだと考えます。村づくり委員会も一生懸命やってくれていますので、第5次の総合計画とあわせてやっていただくのと、また、ほかの面からも聞くという取り組みも、やはり私は必要じゃないかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

文化、芸術の推進について伺ひます。

村では、第4次総合計画、平成27年度までを作成しております。文化、芸術は、その中の基本計画第1章、心豊かな人づくりの村、地域文化の計画に入ります。それをもととして、生涯学習計画をつくり、取り組まれております。

そうした中で、多くの村民がかかわれる取り組みをしていく必要があると考えます。総合計画にも書いてある、子供や若者が主体となった文化イベントや住民の自主的・積極的な活動を促進すると書いてあります。このことをしっかり取り組む必要があると考えます。

そこで、先進的な取り組みをしているいいじま文化サロン、これ、飯島町が取り組んでおります。飯田方式、これは飯田市がやっております。住民と行政が一緒になって企画をしていくようにしていいたらどうかという提案なんですけど、そのためには予算も必要になりますが、その件、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 百瀬議員さんから御質問のありました、文化、芸術の推進について、その中で、（1）につきましては、教育長よりお答え申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 百瀬議員からの文化、芸術の推進について質問がございました。私のほうから答えさせていただきたいと思います。

現在は、議員御指摘のとおり、第4次総合計画に基づきまして、教育委員会としては、公民館、あるいは分館の多様な活動に協力するとともに、毎年行う講座や教室について、アンケート調査もとりながら、希望を満たせるような講座を組んでおります。ちょうど、今、1年間の講座や教室が終わりまして、終業式や閉講式が行われておりまして、その最後のところで、それぞれアンケートをいただいております。随分、好評な講座が多くて、連続して何年か続くような講座も中にはございます。

さらに、村の文化や芸術を推進するための文化団体が35団体ございまして、この35団体が、いろいろな活動を通じ、積極的に村の文化祭にもほとんどの講座が参加をするというようなことで、私がここに就任してから、毎年100人ぐらいつつ、村民文化祭にも参加がふえておりまして、好ましいものだなと思っております。

また、講座が終わりましても、講座に参加していた人たちのサロンが続いたり、コンサートやイベントへの開催も行われるような団体もございます。

今、議員、飯島町、飯田市の取り組みを参考にしたらどうかというような御指摘でございますが、それぞれの市町村にはそれぞれの市町村の特異な文化や芸術がございます。そんなところを考え合わせまして、今後とも、南箕輪村としては、文化団体連絡協議会を中心とした文化を推進していきたいと、こんなふうにところでございます。さまざまな考え方があり、価値観もあろうかと思いますが、当面はそんなところで進んでいくと、こんなふうにお答えを申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 講演会なども開かれていますけど、2年に1回です、今までは。という中で、やはりその講演会をどう開いていくか、どういう方を呼ぶかというの、住民が入って、やっていないんですね、今。そういう中、教育委員会の中で決めて、講演をお願いしているという内容の中では、やはり開かれた文化活動というのが私は必要だと思います。文化団体の方たちも協議会をつくってやられていることは、私も存じ上げております。ただ、そこに入っていない人たちが、じゃあ、どう村で取り組む文化活動、イベントだとかいうのに取り組めるかというのを今提案しているところですので、若い村と言われて、越されてこられている方たちも多いわけですよ、今。そういう方たちに、この文化とか、芸術だとかいうものを開かれた形で計画していくというのが大事だと思いますので、そこをひとつよろしくお話ししたいと思います。

以前に、教育委員会で、私がスローシネマのお話をしたことがあります。この映画は、文部科学省選定、青年家族向け、後援が総務省、全国市町会、全国町村会が

している映画です。映画館では上映しない、地域ごと、地域に合わせた上映を行うスローシネマスタイルの映画です。村でも、担当者が2名、試写会に参加されています。この映画、ことしの5月までの上映予定を入れると、全国で430自治体で上映されています。長野県でも、13カ所で上映されています。できれば、これ、教育関係者の方が、私は見に行っていたら良かったかなと思います。これ、私も試写会を見せていただいたんですが、教育委員会の方々が見て判断して良かったかなと思います。また、この映画について、分館活動でも取り組めるスローシネマスタイルなんですよ。地域を元気にするスローシネマ方式です。その情報を伝えることはできたと思うんです。常に、村民のためにどう活用できるかを考えていただきたい。このことはどうですかね。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今、百瀬議員さんがおっしゃったとおり、見たい映画、こういったものを自分たちで上映していくんだと、これがスローシネマだと言われているのではないかなと思います。まあ一つの市とか、まちとか、村、その他の地域で、実行委員会を立ち上げて、数年をかけて、各地区のホールとか、公共施設で上映していくと、これが公開方式というのですかね、そんなことを聞いておまして、今上映というか、試写されている映画につきましては、親子の心のきずなというものですか、これを描いているということも聞いております。昨年の試写会でしたけれども、都合がつかず、参加することはできませんでした。機会があればと考えております。

上伊那では、教育事務所の中に、上伊那地方視聴覚教育協議会がございまして、上伊那視聴覚ライブラリーというのがその中にございます。これは、上伊那の全市町村から、毎年負担金をいただいて運営しております。その中には、当然、16ミリフィルムもたくさんございますし、ビデオもたくさんあります。DVDもあります。映写機、プロジェクター等々、全てそろっております。毎年更新する作品等につきましても、試写会が行われ、検討して、購入作品を決定しているというふうに思います。

小学校でも、春と秋、2回、巡回映画をして回っておりますし、子供たちも、1時間ですけれども非常に楽しみにしております。

公民館活動の中におきましても、本村でも年1回、借用して、鑑賞会が行われておりますので、いつでもそのような機会があれば、見ていただければと思いますし、今回の試写された映画につきましても、文科省の選定というようなことでございますので、いずれライブラリーで購入していただけるのではないかなと思っております。

そういうようなことも含めて、こういう映画を購入してほしいとか、こういう映画がいいとか、そういう御希望がございましたら、ぜひ教育委員会のほうに申し出ていただければと思っております。それをまたライブラリーのほうに伝えていき

いと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） そういう取り組みを、住民を交えて、私はやっていただけないかということを行っているわけです。上からおろすんじゃなくて、住民のほうがそういう企画を立てて、人集めもして、村で取り組んだほうが、地域の元気が出てくるんじゃないかということは今言わせていただいております。ただ、スローシネマの映画を私はやれというわけじゃないんです。そのことを、小さなことでも常に考えて動く職員であっていただきたいということを言っているんです。住民に、どうしたら住民サービスというか、住民のためになる文化、芸術ができるかというのをしっかりと考えていただきたいということを言っているのです、そこをしっかりと検討していただきたいと思ひます。

次に、地区要望について伺ひます。

村の基本は、区を主体とした地域自治です。そのために、年に1度、各区から要望を出していただき、実現できるものは3カ年計画で実施しております。今年度は少し前倒して、27年度要望も予定に入れていただいております。しかし、残念ながら、細かな実施時期がわかりません。担当者に聞くと、来年度からは、上半期、下半期とわかるようにして、実施時期もできる限り入れたいとのことでした。このことは評価したいと思ひます。

事業の着工、完成の工程表をつくって、説明して、実施していただくことが大切だと考えますが、この件、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区計画の御質問でございます。

工期を明確にできないかという点につきましては、おおよその工事の時期はお知らせすることはできる、これはおおよそであります。

この地区計画というのは、本村では昭和50年代からやってきております。他の市町村では余り例のない地区計画制度というのをつくって、実施をしてきておるところであります。

そもそも、この制度がなぜできたかということでもありますけれども、やはり公平、公正なそういった地区の推進が必要だろうということと同時に、今、従来は議員の力関係でいろんなものが決まっていたわけでもありますけれども、そういうことのない地域社会をつくっていくことが必要であるという、こういう趣旨にもとで地区計画事業というのはできました。

多くの地区から要望をいただき、いろんな要望をいただいております。しかし、今申し上げましたように、測量や調査、時間がかかりますし、いろんな農繁期の部分や水の問題、いろんな条件がありますので、おおよその工期ということで御理解をいただきたいというふうに思ひます。来年度からは、上半期、下半期というような、そんな分け方をしていくということでもありますので、この辺は区長会へもまた



報告をさせていただきたいというふうに思います。

と同時に、もう一点、なぜ地区計画が出てきたのかということにつきましては、これは地区でしっかりと議論をして、地区でまとめていただくという、この思いがあったところでありますけれども、なかなかそこが思うように行っていないという、私はもどかしさがあるところであります。

この地区計画、私は係長の時代からかかわっておりまして、全組に説明に回った、このこともしたところであります。この中で、やはり地区計画というのは、各地区の要望でありますので、用地交渉から用地の問題、全部片づけていただきたいという、こういうお願いをしてきておりますけれども、これはなかなかうまくいかないというのが実態であります。その辺は問題でありますけれども、そうはいつでも地区の住民の皆さんの要望でありますので、できるだけ前に進めていきたいと思っております。そういう制度でありますけれども、住民の皆さんのためになるようなことはやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 私も、この地区計画はいいシステムだと考えておりますので。

以前も質問させていただきましたが、区と区の境の解消については、区長さん同士で調整をしていただいているという説明を受けました。ただ、例えば、駅に行く道、駅のある区ではない隣の区の方たちが通る道なんです。特に、今、高校生の方たちです。自転車だと、車が通ってくると、とまって待っていないといけなくなります。道もかなり傷んでいて、狭くて危ない箇所もあります。地区要望以外に、そういう箇所を取り上げる方法はありませんかという質問なんです。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 各地区にまたがる事業というものも当然出てまいります。これは、道路に限らず、防犯灯や交通安全の問題を含めまして、数多くがそういうところがあるんじゃないかというふうに思っております。そういったところにつきましては、それぞれの区から上げていただくということも必要な、それぞれというか、関係ない区からも上げていただくということも必要なというふうに思っておりますので、その辺は区長会で十分徹底をしてまいりたいというふうに思います。うちの区には関係ないけれど、うちの区民が通る部分で、こういったところが不便だよという、そんな要望欄的なものも地区計画の中に取り入れて、出していただくような様式を考えていけばできるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺はそんなことで改善をしてみたいというふうに思います。

同時に、過去におきましても、3区にまたがる道路問題というのもありました。これは、本当に三つの区の区長さんたちに調整をしていただきながら、解決してきた事例というのがありますので、その辺はできるというふうに考えておるところで

あります。

先ほども申し上げればよかったんですけども、この地区計画事業というのは、本村の場合には負担金がほとんどないわけでありまして、多くの要望というのでもまだまだ出てまいります。他の市町村へ行きますと、この地元負担がネックになって要望が出せないというところがほとんどであります。実施はしていきたいけれども、地元負担が伴うということで、要望数というのはかなり少ないというふうにはお聞きをしておるところでございますけれども、本村の場合には本当に手厚い行政が過去から出されてきております。何をやるにも、ほとんど行政でやってきておるところであります。こういったこと踏まえまして、要望を取り上げる場合でも、できるだけ緊急度の高いところ、公正、公平な面から考えていかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。

御質問いただいた面につきましては、今年度の要望の中から取り入れてまいりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 村内には、北殿駅と田畑駅と、二つの駅があります。高校生が多く利用されております。駅に向かう道が、安全で通えるような体制をつくらせていただきたいと思います。また、田畑駅の駐輪場、看板等も傷んできておりますので、そこも含めて、現場も見ていただいて、対応していただければと思います。

地区要望は、区長を通して申請するシステムです。以前相談を受けた例なんですけど、長い急な坂がある地域で、融雪剤ボックスが坂の下に設置されておりました。高低差のある坂道ですから、上にも設置すればいいと考えて、担当課に聞いたところ、可能ですと、ただ設置するのは区長が申請を出していただかないとできないと。そこで、相談者と区長と話をさせていただき、区長さんの判断は、1カ所あるのだから、税金の無駄遣い、ほかにも置きたいところがあるから申請しませんとの結論でした。結局、設置はできませんでした。

いろいろな考え方があると思います。そこに暮らしている人たちが、地域の安心・安全を守ろうとしている活動を取り組みやすくする考えを持っていただきたかったと考えます。地域の小さな声に区長が前向きでなければ実現できません。

また、未加入の方や直轄地域の方は、どのように要望を出せばいいのでしょうか。先日、信大の近くの直轄地域の方になるんですが、南部小に行く歩道と通学路はできたけれども、そこを渡る横断歩道がないんだよと相談されました。また、アクセスから、信大の前に抜ける道なんですが、村道の2142号線も交通量が多く、道幅も狭く、危険ですと相談されました。このような地域の力を高めていくために、そこに暮らしている方の地域を守ろうとする大切な小さな声、この声をどう吸い上げていくかというのが大切だと思いますが、そのことについては、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 区長さんとの融雪剤の話につきましては、それはそれとして、そういうことがあったんだなということで捉えておきたいというふうに思います。ただ、地区計画につきましては、区を通してということ、この基本性は守っていききたいというふうに思っております。ただ、不都合な面につきましては調整をしてみますので、そういったことは議員として声を上げていただければというふうに思いますので、それはそのままに放っておくのではなくて、村も入って調整をしていくという、このことはやっていかなければならない面もあろうかというふうに思いますので、そんな御理解をお願いしたいというふうに思います。

組未加入の方につきましては、やはりこれは区を通してお願いをしたいというふうに思います。このことで区という理解もいただきたいなという、みんなでやっているんだよという、そういう理解もいただきたいということも考えておりますので、組未加入の方も区を通じての御要望ということでお願いをしております。

直轄地域の要望につきましては、これは村が直接受けていかなければならないというふうに思っております。ちょっと、この辺は私もうかつでありました。当然、直轄区へはとっているんだろなという、そんな気もしていましたけれども、今、総務課長に聞きましたら、ちょっとやっていないということでもありますので、区と同様な取り扱いをしていかなければ、これは不公平であります。これは、27年度からきちんとやってまいります。

くどういすけけれども、地区計画につきましては、区をとということで、これは基本としてまいりますので。そうしないと、数限りない要望をどうこなしていくかということもあります。それは区の皆さんで真剣に考えていただき、要望を上げていただいているという、村も捉え方をしておりますので、これからもそういうふうにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 本当に、この地区要望って、私も本当に大変いいシステムだと評価しております。ただ、その中で、もう一工夫できたら、もっとよくなるんだろなという考えがあるんです。例えばなんです、一部のスポーツでは、チャレンジシステムというのが、今、採用されております。判定を見直すシステムなんです。住民の小さな声を、例えばの話なんで、チャレンジ申請をしていただいて、またそこをしっかりと話をして、検討していただいて、取り組んでいただくとかいうような考えはできないでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 先ほどから申し上げておりますように、地区計画というのは、区が主体となって考えて、上げてきていただいている部分でありますので、当然見直しということは区の中でやっておるというふうに理解をしておるところで

あります。そういうお願いもしております。1回申請すると、それがずっと続くということではなくて、見直して、こちらのほうが、こういうのがいいよということがあれば、それは見直す機会というものもありますので、それは区を通じてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） わかりました。

直轄地域については、済みませんが、要望を吸い上げるように、よろしく、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、インターネット、村のホームページについて伺います。

村のウェブサイトのリニューアルをして、1年半ぐらいが過ぎたんですかね。その内容について、使いやすさだとか、表示の仕方だとかいう内容について、庁内で検討されたかどうか伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、昨年10月にリニューアルをしまして、それぞれ今稼働しておりますけれども、基本的には、職員がいつでも簡単に情報を発信できるような、そんなシステムに改めたということと、それから、またウェブアクセシビリティというような、いわゆる身体の機能や年齢など関係なく、ウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用するための基準を設定したということでありまして、本村でも、この基準が、総務省で定めておりますダブルAの資格を取得したということでもあります。また、このウェブサイトも、日々、職員が更新しておりますので、そういったことに関しましては、担当職員が、この等級ダブルAが基準を満たしているかどうか、その都度点検をしているというようなことでありますので、1カ月に何回かは、専門のツールがありますので、そのサイトを使いまして、定期的にチェックをしているところであります。

また、使いやすさという面につきましては、例えば、今、細かい部分ではございますけれども、利用者が問い合わせしやすいようにということで、ホームページのトップページ、これがスクロールしなくてもいいような形で画面を制限しておりますので、全部の画面が出ないという問題がございます。ただ、それは、あわせて検索システムというものを使っておりますので、その中で検索していただくような形でお願いできたらというふうに考えております。

今後もそんな点を考えながら、魅力あるウェブサイトにしていきたいと思っています。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 今の課長の説明だと、担当課に任せてやっているという

ような答弁だと思いますけれども、全庁的な検討というのはされていないということですかね。

議長（原 悟郎） 松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

毎月1回、広報委員会というものがございまして、例えば、広報の関係では村報もそうなんですけれども、ウェブサイトについてもいろんなところで確認はさせていただいております。また、このチェックにつきましては、情報系のほうで専門のツールを使つてのチェックという形になりますので、専門的にやっているというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 課ごとで、少し差が出ているんじゃないかなと思うんです。今、世間では、オープンデータということも言われているんですが、役場の持っているデータをやはり開示していくということが非常に今大切な時代になってきていると思いますので、そこら辺も含めて、差がないような、各課ごとで差がないような取り組みをお願いしたいと思います。

次に行きます。

メール配信のこれからの活用の可能性についてですが、村では、来年度から、産後ケアの支援事業を行います。これをもう一步進める取り組みで、子育て応援メールをしませんかという提案なんです。希望によりメールアドレスを登録した利用者にメール配信し、妊娠、出産、子育ての孤立化を防止し、安心して出産、子育てできるように、妊婦の方や家族、乳幼児の保護者の方に、健康、食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をお届けするというものです。また、予防接種についての情報も提供できます。

さらに、これから、来年度からですかね、やり出すレセプトデータを活用したデータヘルスの取り組みでも、生活習慣病の方に対して、健康や食事のアドバイスもできます。

そんな取り組みの中で、病気の予防の視点から、大切な取り組みだと考えますが、その件、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） メール配信の問題の御質問をいただいたところであります。

現在でも、いろんなメール配信をしておりますし、健康部門分野につきましては、特定健診や健康講演会のような全村民にかかわる部分につきましては、メール配信をしております。ただ、それを個々の分野にということになりますと、これは大変難しいなという思いもしております。これは人の問題もあります。専門に人をつけなければならないという問題、どうクリアしていくかということでもありますし、同時にいろんな情報というのは、個人、個人によって違ってくるわけで

あります。メールアドレスを登録していただいておりますので、違っても、それは発信する人さえいればできるわけでありますけれども、その経費との関係も出てまいりますし、情報量というのにも限られてまいります。先ほど申しましたように、一律の内容であれば一斉に流せるわけでありますけれども、内容が異なる場合には、個人、個人に発信をしていかなければならないということもあるわけでありますので、そんな点を考えますと、今すぐにといいわけにはまいりません、これは。そういったことをどうクリアしていくかということを考えていかなければならないというふうに思います。

同時に、いろんな子育て部門、乳児健診や予防接種やいろんな分野があります。これは個々で郵送をしております。これは、メール配信ということではなくて、全て個人、個人に通知をしております。これ、タイムリーな部分というのが出てまいりますので、そういったことで個々対応をさせていただいているということでもあります。その上でメール配信をするとすると、これは二重のお知らせになることにもなりますので、今申し上げましたように、一人一人にいろんな情報を発信できればいいんですけれども、それは現段階では不可能でありますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 今、本当に、ネットを使った取り組みというのが、ようやく行政側でも、この個々に対する支援という面で、モバイルを利用した取り組みというのが今研究されてきております。そういう中で、まず導入として私はメールを今提案しているんですけれども、行く行くは、やはり個々で取り組めるような体制ができたら一番いいんだろうなという思いがあります。ただ、それは予算もかかりますし、今、お金をかけずにできるというと、やはりメール配信なのかなという提案です、今回は。

村の事業、いろいろな事業で、モバイルを利用した取り組みが考えられると思います。若い職員の方たちがおりますので、そういう方たちの意見もしっかりと取り入れていただいて、前向きにこのことは取り組んでいていただきたいと思います。そのことが、やはり南箕輪村が人口がふえて、子育てしやすい、住みやすい村になっていくと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、これ、またちょっと詩なんですけど、モンゴルの詩人、チェデブの言葉です。心に火を持つことほど、爽快にして健康なものはない。胸に炎を持つことほど、顔を輝かせるものはない。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、1 番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

次に、5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤泰久です。

3月、弥生となり、この冬は、12月より雪も早く、大変寒い冬であったが、大きな雪害もなく、安堵しておるところであります。暖かな春の訪れを待ち望むところでもあります。

通告どおり、4点について質問をいたします。

県内においても、人口増加の村として注目を集めておりますが、人口増加における新しい課題が出てきております。

人口増加対策に大きな予算を組み、2年間で人口増加対策の一つのめどをつける  
と村長は言っておられます。人口増加に伴う施設整備には、中部保育園、西部保育園の増築工事と中学校特別教室棟増築工事、中学校の用地購入、さらにはこども館の建設・設計計画等を計画し、大型予算を組み、大変な事業であると思えます。執行していく中で、2年間という短期間に、どのような計画で行うのか、質問いたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

人口増加対策についての施設整備、2年間でめどはつくのかという御質問でございます。

前々から、この人口増加対応につきましては、平成27年度と28年度に一定のめどはつけてまいりたいという、このことは前々から申し上げておるところでございます。そうしないと、いろんな分野で先に進んでいけないという面がございますので、このことはどうしてもやってまいりたいというふうに考えております。

本村の場合では、この総合計画に基づきまして、3カ年実施計画を作成しております。あわせて、財政フレームの調整も図っております。そういった中で、5年間の事業も把握しながら、3年間の実施計画を策定しておるところでございます。

今、議員申されましたように、どうしてもやらなければならない事業というのがあります。これは保育園の整備、学校の整備であります。

したがいまして、保育園の整備といたしましては、西部保育園、中部保育園の大型の増改築は実施してまいります。これは、27年が主で、28年度に一部はかかってまいります。また、学校関係では、中学校用地は27年度で購入してまいりますし、特別教室棟の増改築工事の設計等につきましても、27年度に実施をしてまいります。

一番の問題は、子ども・子育て関連三法の改正に伴いまして、放課後児童クラブ、学童クラブの問題であります。対象人員が大幅にふえてまいります。これは、一日も早い解消を図っていかなければならないというふうに考えております。そこで考えたのが、仮称でありますけれども、こども館の建設であります。これ、用地取得、ほぼめどがついてまいりました。また、それに伴いまして、設計等も平成27年度に実施をしてまいりたいと、こういうことで予算化をさせていただいたところあります。加えて、28年度建設に向けて動き出します。28年度1年間でできるかどうか

という、1年でやってしまいたいという思いはありますけれども、これは規模等によっても変わってまいります。今検討しているところでありますので、そんなことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

あと考えられるところにつきましては、北部保育園が若干残っております。これは、給食室も老朽化しております。狭くなっております。この改築はしていかなければならないだろうというふうに思います。それと同時に、今、南部小学校が非常に児童がふえてきております。今、ゼロ歳児から就学前までの児童数を今現状で考えても、教室は不足してまいります。今、今年度、2教室をつくっておりますので、来年、27年の4月、この4月から対応できます。今の人員からいきますと、平成30年、31年度につきましては、この南部小学校の増築をしていかなければならないというふうに考えております。これはどうしてもやっていかないと、入学することができませんので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。一度にやらなかった部分もあるわけでありまして。建てる場所が、今の場所とはちょっと逆のほうへ建っていかなければならないのかなと、こういうことで年度を組み出させていただいたところであります。この推計も、あくまでも現在の推計であります。南部小につきましては、この4月の入学は45人でありまして、本当にふえたなという思いがしておりますけれども、何とでもこういった対応につきましては、優先的に実施をしてまいります。

保育園や学校部分につきましては、不便がかからないように、人口増加対応をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

あとの問題につきましては、単年度で何とかなるんではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 大変、大型な計画であり、短期間でありますが、スピード感のある計画遂行を希望するところでございます。

続きまして、こども館について、仮称でございますが、質問をいたします。

子ども・子育て新制度に伴うところの総合施設が建設されるということでございますが、この制度の内容と建設規模、建設予定計画についてお尋ねをいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 仮称こども館の計画であります。

一番の発端につきましては、先ほど申し上げましたように、子ども・子育て三法の改正によります学童クラブ人数の増加であります。それに対する施設不足、何とかしなければならないという、現状ではどうにもなりません。そういったことで、急遽出てきた問題であります。こども館ができるまでは、今、村民体育館の2階を使いまして、学童クラブを実施してまいる予定であります。

放課後児童クラブ、これは必要に迫られておりますので、これはどうしても入れ



ていかなければなりませんし、子育て教育支援相談室を中心に、どのような機能を持たせるのか、現在、検討委員会で今検討しているところであります。早急に結論をいただきながら、規模も決定していきたいというふうに思っております。平成27年度設計、平成28年度完成目標というのは、これは変わるものではございません。検討を早めていきたいなというふうに思っております。検討段階では、子育てに携わる団体や関係機関などの意見を十分聞いてまいりたいと、こういうことで今進めておるところでございます。

考えられる内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、子育て教育支援相談室、中間教室、これも必要だろうというふうに思っております。それから、主の目的であります放課後児童クラブ、これも設置をしていかなければなりません。それから児童館、これは15歳から20歳までの青少年の場、このことも設置できればというふうに思っております。それから、発達障害などの子供の専用室、専用スペースの確保、こういうこともしていかなければならないだろうというふうには思っておるところであります。そのほかに、ミニ図書館とか、遊戯広場ができればいいなというふうに思っておりますけれども、これ、今検討段階ということで御理解いただきたいと思っておりますし、経費の問題と規模の問題、このことも十分考えていかなければなりませんので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいと思っております。金銭的に余裕があれば、本当にみんな入れたいなという思いはありますけれども、なかなかそんなわけにはまいりませんので、必要な部分を加えながら、余り規模の大きくないものをつくっていかざるを得ないというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 説明を聞く中で、私たち古い人間にとっては、学校が終われば開放されて、自分で遊ぶ、自分の行動をとれるというようなことから考えますと、社会の変化とは言いながらも、戸惑いを感じるところでございます。

次に、大型工事が多く、基金の取り崩しがあるが、将来的財政は大丈夫なのかと、そんなような老婆心であります。そんな心配をするところでございますが、その点について質問をいたします。

基金の取り崩しは、必要なときに取り崩し、繰り入れていくものと理解しております。今回は、財政調整基金から一億六千三百何ぼ、学校改築基金から6,000万円等、大きい取り崩しをし、繰り入れが行われております。しかし、将来的には、ただいまも説明があったように、南部小学校、中学校等の増築が予想されますが、将来的には財政は大丈夫なのか、どんな見通しなのかということを質問いたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政運営の主体は、健全財政を維持していくことであるというふうに思っております。健全財政を維持しながら、どう事業を推進していくことができるのか、このことは常に考えておるところでございます。

将来的に財政は大丈夫かという御質問であります。

大丈夫だというふうには思っております。

現在、26年度末の現在高で申しますと、全体で29億6,000万円、こういう基金があるわけでありまして。27年度に、今、加藤議員が申されましたように、財政調整基金から1億6,357万円、学校改築基金が6,000万円、取り崩しをいたします。したがって、27年度末には、26億8,500万円ほどの基金ということになるわけでありまして。

今年度、26年度もそうでありますけれども、当初は2億円の取り崩しを行いました。しかし、25年度の決算の中で2億円は戻しました。したがって、27年度も一定額は戻せるんじゃないかというふうには考えております。ただ、今までどおりのように戻せるということはありません。本当に、財政も厳しくなっておりますので、取り崩しただけまた戻せるという状況にはありません。今まではそれでやってこれましたが、27年度からはちょっとそれは難しいんだらうなというふうには思っております。

そうしたことで、他市町村の当初予算の概況、新聞報道したのを見れば、多くの市町村で基金からの繰入金というのを充てておるところであります。地方財政は、それだけ厳しくなってきたのかなという思いもあるところでもありますけれども、本村の場合は、27年度末で26億8,500万円で、28年度に向けての事業、今、こども館の話もさせていただきました。これにもかなり多額な費用がかかってまいりますので、できるだけいろんな補助金も考えていきたいという思いでおるところであります。ここ、27年度、28年度、29年度、この辺の3カ年が一番厳しいかなというふうには思っております。これを乗り越えれば、事業の平準化というのも実施できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、健全財政が維持できるものというふうに考えております。

私が引き継いだときの基金残高、総額17億円でありましたので、私はそのために積み立ててきたつもりでありますので、ぜひ、これ、人口増加対策につきましては、この基金を活用させていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 健全財政の維持、持続には、首長であります村長さんをはじめ、村の職員の手腕がかかっているというふうに思っておりますので、ぜひ、村の健全財政維持、継続をお願いいたします。

続きまして、国保税の対策について質問をいたします。

医療費増加に対応すべき税率改正を行いました。ただ、まだ不足しているところであり、将来的にはどうなるのかと、そのように心配するところがございます。5大疾病による高額医療費の増加や高度医療による医療費の増加、また高齢者医療費が増加しているところが大きな要因となっていると思っております。

基金4,000万円が繰り入れられており、基金の残高もわずかとなり、今後は基金を望むことはできないと考えております。なお、一般会計の繰入金も増加しているところでございますが、今後の対応をどのようにしていくかということについてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 国保税の問題であります。

国保税につきましては、一般会計以上に心配であります。本当に、これは大変なことになってきたなというふうに考えておるところであります。この原因は、医療の高度化と高齢者人口の増加であります。本当に大変であります。65歳から74歳までの前期高齢者の保険者負担分、人数も増加したことによりまして、前年よりも2,080件、7,400万円の増加となっており、このこと一つ見ても、本当に大変になってきたなというふうに考えておるところであります。

村としましても、今まで以上に予防事業に力を入れていく、今までも入れてきましたけれども、さらに力を入れていかなければならないというふうに考えておるところでございます。また、平成30年度からは、市町村国保が県1本になってくるといふ計画でおるところであります。しかし、その内容がまだ明らかになりませんが、各市町村の過去の医療費の実績において算定をした割り当て額を県に納付して、市町村はその割り当て額を賄えるよう、税額を決めて徴収するという形態になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、あんまり変わらないのかなということは思っております。

ただ、本当に、全国的にこの国保財政というのは大変になってきておりますので、国はこの点にはもっと力を注いで、国費を入れていただかないと、市町村の国保というのは本当に大変になってしまいます。この辺は、声を大きくして、また訴えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 大変先が30年というような形の中で、先が大変不透明である。そうした中で、国に頼らざるを得ない、また国が力を入れていかなければならないというようなことでございます。私もそのように思っていますが、国保税事業の安定運営については、お医者さんにかからなければ、それが一番いいことだと思っておりますが、そんなわけにはまいりません。ですので、村民、また個々で意識をし直さなければならぬところでもあります。特定健診の受診者の増加の推進やら、健康指導の強化で、一人一人の村民が自己の健康管理や健康意識の改革が必要だと思っております。何しろ、それぞれの皆さんが、自分の健康に気を使いながらいくことが一番かと思いますが、ただいまちょっと話がありましたが、対応はどういうふうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 特定健診の受診の推進、健康指導の対策という問題でございます。

特定健診の推進でありますけれども、生活習慣病の予防、重症化の予防、早期発見、早期治療のための特定健診、そのための特定健診であります。平成25年度の受診率45.9%で、平成26年度も同じぐらいで推移しているというふうに考えております。ただ、この特定健診がスタートした当初と比べますと、かなり伸びてきておりますので、さらに受診率を高めていきたいと同時に、村民の皆さん一人一人が健康意識を持っていただきたいということを思っております。未受診の方につきましては、保健師や管理栄養士が直接受診勧奨をしておりますし、そうしたことで受診率向上に努めていきたいというふうに考えております。

いかに、この受診率を高めていくか、それと同時に、大事なことは、適正受診の啓発ということもやっていかなければならないというふうに思っております。適正受診ということで、あっちへかかり、こっちへかかりという、こういうことはやはり防いでいく必要があるのかなというふうに思っておるところであります。受診というのは、あくまで適正に受診をしていただきたいということでもあります。それと同時に、この受診率向上に向けまして、平成27年度から健康ポイント制度というのを導入し、健診率や健康教室等の参加を呼びかけてまいりたいというふうに考えておるところであります。より一層、この予防対策をしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと同時に、これも前々から申し上げておりますけれども、来年度から国保データベースシステムのレセプト、健診データを分析した上で、保険事業の実施計画の策定に取り組んでまいりたいと思っております。加入者一人一人に合った生活習慣や運動習慣の意識づけの強化を図ってまいります。また、これに伴いまして、どうしても専門職の人員不足を感じておりますので、専門職の人員増もあわせて考えてまいりたいと、人力的な部分も含めて、健康分野に力を入れてまいりたいと思っておるところであります。

また、各地区に健康すこやか係というのを設置しておりますので、その活動の充実や健康講演会等を継続的に開催もしておりますし、これからも開催してまいりたいというふうに思っております。先日も、糖尿病を含めて健康講演会には、会場に入り切れないぐらいの皆さんがおいでになったという、こんな話も聞いておりますので、健康に対する関心が高くなってきたなという思いはしておるところであります。その思いをどう健康につなげていくかという、このことは実践をしていかなければならないというふうに思います。それと同時に、健康寿命を延ばしていくことも必要なことでもありますので、あらゆる機会を通じまして、生活習慣病の予防というのを力点に置きながら、運動をすること、この啓発にも努めていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 受診率の向上等、数字が上がることによって、また健康教室参加者の数がふえるという数字が上がることによって、医療費が少なくなるというような数字の表示ができれば、またそれも大変わかりやすいところでございます。

そうした中で、健康保健無使用者への特典をというようなことで考えておりますが、個人の健康の維持管理には、個々の体に合った必要なことから、例えば、ウォーキングだとか、温泉入浴、フィットネス等の施設に通うと、それぞれの健康管理に努力されております。それには経費もかかっておりますし、医者にかからぬ努力をした御褒美をというようなふうにも考えております。先ほども出ましたポイント制度も予定されておりますが、その制度等を含めた中で、御褒美をというようなことをぜひお伺いしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康保険の無使用者への特典をという御質問であります。

先ほどから申し上げておりますけれども、いろんな対策をしても、なかなか医療費が下がってこないという悩みがあるところであります。これは、先ほどから申し上げておりますように、医療の高度化、それから高齢者人口の増加、この二つが大きく起因しておりますし、本村の場合には、お医者さんの数もかなりふえてきております。現在も、建設中のお医者さんもおいでになります。こういったことから、なかなか医療費抑制というのは至難のわざだなどというふうに思っておりますけれども、健康の部分につきましては、ぜひ実施をしながら、できるだけ健康でいていただくような、そんな制度というのをつくっていきたいというふうに思っております。

この健康保険無使用者への特典につきましては、過去はやっておりました。しかし、やっておりましたけれども、医療費の抑制効果があらわれないという理由で、平成15年度に廃止をした経過があるところであります。廃止をして、11年が経過をいたしましたところであります。したがって、その辺の抑制効果があらわれない理由でありましたので、これを復活していくということは今考えていないところでございます。一方では、余り無理をして病院に行かずに、健康を害して、重症化をすることがあってはならないところでありますので、あくまでも適正受診という部分に心がけていただけるような、そんな啓発をしていきたいというふうに思っております。無使用者に対する特典は考えていないということでありますので、そんな点はぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 御褒美がなしということで、非常に残念な思いはしますが、やっぱり健康はその人の宝でもありますし、それぞれ健康を目指して努力しな

ければいけないということで、健康ということで村民がいられるような、啓蒙、啓発をしていただきたいと思います。

続きまして、大芝開発公社の経営状況について質問をいたします。

26年度の補正予算9号に、財産貸し付け収入が1,674万5,000円減となっております。この貸し付け収入が、大芝荘の土地建物貸し付け費用がその中に入っているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝荘の土地建物貸し付けの関係であります。

一つ前段の部分で申し上げておきたい面であります。現在の大芝荘の建物というのは、平成2年度に、当時の長野県観光開発公社、現在は統合されて信州長野県観光協会となっておりますが、村がここにお願ひして、建設をして、年費払いの方法でやって取得したものであります。村の支払いにつきましては、平成16年度に完了しておるところであります。したがいまして、これまで村の普通財産として管理しておるところであり、開発公社に貸し付けを行っております。これは、村がつくって、村の普通財産であります。その普通財産を開発公社へ貸し付けておるところであります。

賃貸契約では、総額で7億1,000万円余支払うこととしておりますけれども、その条項の中で、開発公社の経営状態、また経済変動により、賃借料を変更することができるということになっております。開発公社は、近年大変厳しい経営状況になっておるのは御承知のとおりであります。したがいまして、この支払い期間は延長をしておりますし、支払い金額も年2,384万5,000円と定めておるところでありますけれども、昨年は1,357万6,000円ということで、前年よりふえました。これは、昨年度は開発公社の経営がよかったということでありまして、ただ、ことしの場合、また余り芳しくない状況もありまして、657万6,000円に変更をさせていただいております。したがいまして、当初予算の部分につきましては、この1,600万円余は減額を平成27年度はさせていただいております。いつも盛らせていただいておりますけれども、なかなか予定の部分だけ入ってこないということで、当初からことしは六百数十万円ということで変更はさせていただいております。

一番頭の痛い問題は、賃料は、村が建てた部分でありますので、これはやむを得ないという面もありますけれども、施設がかなり老朽化をしております。本当に、この老朽化した施設をどうしていったらいいのかなという、こういうことが非常に大きな課題となってきております。この辺も真剣に考えていかなければならない。今のままの施設で、あんまり長く放っておけないという状況も生まれてきております。施設が古くなると、利用者も少なくなる、悪循環になっていってまいりますので、この辺につきましては、議会とも十分相談をしながらというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 払えるときには払う、払えないときは繰り延べというように行われているという説明と受け取りましたが、大芝も一般財団法人となって、利益追求は当然行っていかなければいけない部分でありますし、民間から考えた場合、民間の家賃、借地料、それが払えないような経営状態では、民間ではとても立ち行かないという状況になるわけであります。その辺で、今後も大芝開発公社に、それぞれ一生懸命利益の追求の努力をしていただくというようなことが必要じゃないかと。また、スポーツ関連や村民福祉の施設については、補助が当然必要だと思いますし、村民の福祉、体力増強には必要だと思いますので、これには補助を十分出して、対応していただきたいと思いますと思うところであります。

（2）番の27年度予算で、大芝関連施設等指定管理者委託料が970万円、大幅に増加しているのはどういう理由であるかということをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝関連施設につきましては、教育関係や体育施設含めまして、開発公社に委託をしておるところであります。これは、一般財団法人になって3年目、来年で3年目を迎えるところであります。それまでは、村民の福祉追求の施設でありまして、急に一般財団法人になって、そう利益があるというわけにはまいりませんので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思っております。

指定管理、今年度から4年間ということで指定管理をさせていただきました。したがって、4年間はこの指定管理で行くということであります。これは、議会の議決もいただいておりますのでお願いいたします。

平成25年度の基礎額4,971万円とさせていただいて、委託契約を締結したところであります。これに、もろもろの条件を加味していかなければならないというふうに考えております。25年度、4,971万円をお願いをいたしましたけれども、今議会で930万円、お願いしたところであります。これは特殊事情ということであります。電気料の値上げ分、これが本当に大きいものがありますので、これで200万円余、消費税率の改定された部分の影響額が400万円余となっております。消費税率が改定いたしまして、村の方針として、入浴料も運動施設等々も全て据え置きとさせていただきました。これは村の方針ということでありますので、その影響は、もろに委託先の開発公社が受けておるということであります。これが400万円余ということであります。あとは、急速充電器をつくりまして、これが60万円ほど電気料がかかっております。それも対象外の部分となってまいります。それから、味工場の食堂を直営化いたしました。これは、当面の間ということで御理解いただきたいなというふうに思います。これの初期投資が300万円ということでありますので、合計しますと1,200万円となります。しかし、あと930万円の部分の270万円につきましては、これは開発公社の経営努力で何とかしていただきたいということで、930万

円とさせていただいたところでもあります。当初の契約からいくと、1,200万円ほどの特殊事情がありますけれども、公社にも責任を持ってもらうということで930万円という額を定めさせていただいたところでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 270万円の公社の受け持ちというような形で、やっぱり責任を持った形でいかなければならないと思いますし、一般財団法人に移行して3年目ということでございますけれども、やはり3年たっている中で、人員の一新も考えながら、それぞれの皆さんの英知を結集して、これからは改善に向かっていってほしいと思っております。

それでは、プレミアム商品券について質問をいたします。

ここには、国の地域住民生活緊急支援交付金の活用で、プレミアム商品券の発売が他町村でも行われて、計画されたり、実施もされております。

先日の会議で、本村でも発売の計画が提示されました。その中で、今回はプレミアム率を30%にするということで、1万円が1万3,000円分ということでございます。それで、一般4,000セット、障害者660セット、1人4セットまで購入可能というような実施計画概要が提示されております。また、低所得者向け商品サービス購入助成ということで、1人3,000円分を配付するというような計画がなされております。

そうした中で、他町村の今動向が出ておりますが、よそのまねをしろというわけではございませんけれども、こんなあれもあるのかということで、最近、宮田では、子育て50%、福祉90%のプレミアムつきお得な商品券というような形で発売されたそうです。これは、子育て支援金には、子供が3人以上、中学生以下の子供がいる村内の子育て世帯、約200世帯を対象として、8,000円で1万2,000円分の商品券を発売すると、福祉プレミアム商品券については、高齢者世帯など、村が支援が必要と認めた世帯、700世帯を対象にして、500円で5,000円分を発売するというように書かれております。また、その後、飯島町としては、プレミアム商品券を低所得者、多子世帯には給付するというようなふうに報じられております。飯島の場合においては、低所得者向け商品券は、ことしの住民税非課税世帯、対象610世帯に1万円分を給付し、子供が多い、3人以上いる世帯には、世帯数1,800世帯対象で、1万3,000円分を送るというようなふうに報じられております。

まだ、これ、南箕輪の場合は、概要案で提示されておりますので、その辺もまた何らかの形の中で取り入れていただければというふうに考えるところでございますが。その点、また障害者については、660セット用意されているということでございますが、何分にも、障害者であったりしますので、交換券等を事前に申し込みし、障害者の引きかえがより安く、簡単にできる、簡単と言いますか、できるように留意をしていただければというふうに考えますが、その辺の御答弁をお願い



します。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方創生に伴います地域消費喚起生活支援型の事業として、プレミアム商品券と直接お配りする生活支援型の福祉券の考えのところであります。

この交付につきましては、本村では、2,320万7,000円ということが交付額でありますので、これを超えてというわけにはまいりませんので、そんなことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

他市町村の例も出されました。多子世帯へという、このプレミアム商品券を出しておるところは多くなるというふうに思っております。本村の場合には、プレミアム30%という部分で御理解をいただきたいというふうに思いますし、福祉の部分につきましては3,000円券を配付いたしますので、その辺につきましても御理解をいただきたいというふうに思います。

これは、総務省と協議をした上でのことです。その辺もそんな捉え方をさせていただければというふうに思います。

この交付金の大小の問題があります。本村の場合は、本当に額は余り多くないので、こういう面があるところでもありますので、それはやむを得ないというふうに思っております。本村の場合には、既に人口が増加して、常に地方創生を先行させているんだから、額は少ないよという部分があるわけでもありますけれども、これはやむを得ないなというふうに思っております。

したがって、2,320万7,000円をどう使っていくかという部分で考えたところでもありますので、よろしく願いいたします。

交付方法につきましては、さきの全協でもいろんな御意見をいただきましたので、それを踏まえてやってまいります。そんなことでお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） これは交付金でありまして、ことしは計画策定ですが、来年がこうなるかというようなことはわかりませんが、もし来年このようなプレミアム商品券を発売できるとするならば、2月18日の南箕輪の日等に発売できれば、村民も、何か村からのプレゼントじゃなくて、そんな意義のというように考えるので、来年こういうことが継続する予定があるようでしたら、その日に合わせていただければうれしいところでございます。

また、取扱店舗につきましても、小規模でやっているところもございまして、改善されたようですが、換金をなるべく早目にできるようなシステムをつくっていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） このプレミアム商品券、地方創生型につきましては、来

年は恐らくないというふうに思っております。したがって、南箕輪村の日の記念プレミアム商品券をつくらざるならば、単費ということになってまいります。これは、平成26年度補正、27年度事業としての国の事業ということで御理解いただきたいというふうに思います。

これが毎年あれば、これは国の財政、どうにもなりませんし、私は、このプレミアム商品券で地域創生、地方創生ができるとは思っておりません。消費喚起ということは大切なことでありますけれども、そのことをもって地方創生はなかなか難しいだろうという。やはり、地方創生は、雇用の場の確保、より広い地域と連携をしながら、働く場所の確保、それから安心・安全な地域をつくっていくという、こういうことに尽きるんだらうというふうに思っております。そんな点で、独自事業をどうしていくかということは、またこれからの問題であります。来年も引き続きというわけにはまいりませんので、それは国の交付金の範囲内でことし実施をさせていただいたということでありますので、よろしく申し上げます。

また、換金につきましては、今回の分は金融機関も入っていただいておりますので、それはスムーズにいくというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 私も、これが地方創生や、それに欲があるというふうには考えておりませんが、現在行われた国の制度でございますので、それを上手に使って、たくさんなくても、お財布にある中のもので、村民が喜べればというふうに考えております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っておりますが、あす12日の午前9時から一般質問を続けたいといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時20分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 3 月 1 2 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

9 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年3月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ端的な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） おはようございます。

経済成長が終えんし、人口減少時代を迎えている日本、4年前の東日本大震災発生後は、きずなという言葉が多用されるようになり、従来の経済的な豊かさとは異なる価値観である、幸福度の向上を追求している自治体がふえています。全国で日本一の幸福度を感じているのは長野県と言います。

そもそも、自治体は、住民の幸福度を高めるために何ができるかを模索しなければなりません。我が村は、県で唯一人口が自然増加し、人口増加率のトップとなっています。私が2期目を目指し、人口増加に耐え得る施策を提言し、議員として精いっぱい住民のために頑張る所存です。そもそも、議員は、地域の代表というより、住民の代表であり、何よりも一般質問を通じてビジョンを語り、村に提言することが務めだと信じています。

今回、四つの質問を通じて、よりよい村づくりができればと考えます。

1、安全・安心な村づくりを確立するためには。

防犯灯の実態は、LED化は。

12月、ノーベル賞の発表があり、名古屋大学大学院教授の天野氏が、LEDの研究で受賞されました。東日本大震災以降の省エネ対策、節電を配慮した取り組みがあちこちで行われています。神戸でも、イルミネーションはLEDに切りかえられ、青色となっています。

村では、防犯灯も増設されていますが、青色と黄色があります。発光ダイオードを使用しているのか、現状をお願いします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答え申し上げます。

安全・安心な村づくりの確立で、1点目の防犯灯の実態の質問でございます。

防犯灯につきましては、御承知のとおり、地区要望によりまして順次整備を進め

ております。その中で、平成22年度から、新たに設置する場合には、LEDの使用の防犯灯を設置しております。平成26年度末までに、ソーラー式LEDを含めて188基を設置したところであります。また、修繕による器具の変更につきましてもLED化をしております、168基をLED化したしました。合計で341基、現在LEDとなっております。

これらの防犯灯を一挙にLEDに変更することは可能であります、村内には1,259基の防犯灯があります。約900基を変更するということになります。いろんなことを考慮しますと、一気にLED化に変更することは望ましいというふうに思っておりますけれども、しかし、費用として3,000万円余がかかるということであり

ます。したがって、平成27年度、28年度、この2年間は、前々から申し上げておりますとおり、人口増加対策に膨大な予算が必要となっておりますので、その後村の予算を踏まえながら、そういったことも可能かというふうには思っておるところであります。当面は、新設、修繕のLED化を図ってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、必要な場所に防犯カメラの設置をということで。

川崎の中学生が殺傷されました殺人事件について、多くの防犯カメラが鍵を握っていると言われております。その映像から、事件の解決が早まったということで、村でも防犯カメラを設置し、安全な対応をとったほうがいいのではないかなと思います。県でも、議会棟に追加設置の記事が出されておりました。例えば、大芝のセラピーロード、村民体育館、各学校の玄関等に設置するということが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防犯カメラの設置の質問でございます。

防犯カメラを設置することによりまして、犯罪の抑止力や検挙につながる事例というのも多くなってきております。都市部では、市街地や公園、学校なども導入が進んでいるという認識をしておるところであります。

必要な箇所に防犯カメラの設置ということでありますが、防犯カメラというのは、犯罪の抑止効果、これは期待できるというふうには思っておりますけれども、一方では、プライバシー等の問題が残ります。防犯上、特に必要であると判断される場合を除き、慎重に行うべきであるというふうに思っておるところでございます。

したがって、真に防犯カメラが必要であるのかどうか、見きわめながら対応してまいりたいというふうに思います。

地方では、まだまだそういう状況にないということでもありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） その時期が来たら設置するように、お願いいたします。  
次に、経ヶ岳の地震予測と対応はということです。

2月、経ヶ岳を震源とする震度3の地震がありました。それは、ドンと鳴って、車が飛び込んできたような衝撃があったということですが、今後、経ヶ岳パーティカルリミットなど、事業の計画がある以上、何かあってはいけません。万全を期すべきと思います。地質学者や研究者等に相談するなど、調査研究が必要ではないでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 経ヶ岳の地震の御質問であります。

きのうも御質問が出されたところであります。本村の場合は、震度4以上で住民にお知らせするというところでありますので、その辺はきのう申し上げたとおりであります。

地震の予測につきましては、気象庁からの発表に委ねる以外は方法はないというふうに思っております。

地質等々につきましては、可能な限りわかっている部分というのはあるわけありますので、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思いますし、南箕輪村には、河岸段丘上に、経ヶ岳山麓付近を伊那谷断層体が走っております。先月の7日には、ここを震源とする震度3の地震が発生いたしました。また、ほかにも、本村の場合、断層があるわけあります。そういったことを考えますと、地震というのはどこでも起こり得るという状況が生まれてきておるといえるか、昔からあるわけありますので、それに対する備えというのがより必要になってまいります。

地震を予知するということは非常に困難であります。唯一、東海地震が、地震予知の可能性があるとされているところでもあります。

先日のような地震の場合には、緊急通報というのも作動しないところでもあります。その間がないという面があるところでもありますので、地震対応といたしましては、まずは地震が起きたときの行動をどうするのか、このことは一番重要なことでもありますし、地震への備えというのも必要であります。また、二次災害の防止、こういったことも重要となってまいりますので、訓練等を通じて、意識の向上を図っていく以外にはないというふうに思っておりますので、村民への周知や、あるいは訓練の充実を図っていく、このことが一番安全性を確保することだろうというふうに思っておりますので、これからも訓練等を通じまして、地震に対する備えというのを周知してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 住民も備えをしていかなければいけないと思いますので、こういったことを頭に置いて、危機管理意識を向上させていきたい、いかなければ

ならないと思います。

次に、東日本大震災の発生から4年ということで、遅々として進まなくて、まだ長期避難を強いられている方が13万人もいらっしゃるということですが、また未成年者に除染作業をさせていたなどというニュースもあり、なかなか、本当に胸がつまされる思いがします。何か、村として支援等、アプローチをしていますかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 東日本大震災が発生してから、きのうで丸4年となりました。本当に、大災害でありまして、一日も早い復興を願っておるところであります。

きょうの新聞報道につきましても、そのことが大半でありました。政府も加速をさせると言っておりますけれども、報道の中には、これからはその一部を地元負担というような報道もなされたところでもあります。しかし、やはり、これは国の責任で進めていくべきだろうというふうには思っておるところであります。

東日本大震災の現在の村の対応でありますけれども、特別なことは行っておりません。発災した後におきましては、岩手県の大槌町の社会福祉協議会への臨時職員の人件費の支給等々はさせていただいたところでもありますし、本村でも避難者がいたわけでありますので、その皆さんにはしっかりと対応をさせていただきました。今まで、村では、伊那市や辰野町、南箕輪村、宮田村の4市町村合同で、東日本大震災避難者交流会を開催するなどして、避難者の支援を実施してきております。たまたま今年度は開催しておりませんが、今後も必要に応じてやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） わかりました。ありがとうございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画はということで、こども館建設の構想はということですが。

この低成長に新設は、どうもいかなものかというような気持ちでしたんですけども、9月議会において、夏休みの実情を、大変だったということを私も一般質問させていただきました。その以後、5年生だけ受け入れるということでしたけれども、放課後児童クラブが、児童福祉法改正に伴って6年生までと広がり、人数がふえるからということで、今度、思い切って、こども館を建設しようというお話でしたけれども、その構想はどんなものでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 昨日も御質問がありましたこども館の建設につきましては、今議員御指摘のとおり、これは子ども・子育て制度の改正によりまして、放課後児童クラブ、小学校6年生までということで、今現状ではどうにもならない状況



が生まれてきてしまいましたので、急遽そんな構想を持ったところでもあります。その点は、ぜひ御理解もお願いしたいと思いますし、今の小学校の部分を考えますと、この放課後児童クラブを他へ移しまして、今使っているところを特別支援教室等へ改修をしていかないと、子供の受け入れというのも難しくなってくるということでもありますので、そういったこと、もろもろをかみ合わせながら建設をしていくということでもあります。

建設に当たりましては必要最小限という、このことはやはり基本的な考え方の中に置いていくべきだろうというふうに思っておりますので、この放課後児童クラブプラス中間教室や子ども・子育て相談室や、あるいは児童館的な役割を持たせる施設にできたらということで、今、検討委員会で検討しておりますところでもあります。また、結論が出ましたら、議会へも相談しながら進めてまいりたいというふうに思いますし、用地の取得もおおむねめどがついてきたところでもあります。そんなことから、平成27年度に当初予算に設計費を盛りさせていただきました。28年度いっぱい建設ができればと思っております。ただ、ちょっと規模的な関係で、継続的な事業になろうかという懸念もあるところでもありますけれども、いずれにいたしましても、検討をしながら、新設はしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 公民館をお借りしている相談室がありますが、そこでは公民館活動を本来はすべき場所なので、今度、こども館ができて、それで、その3人の先生たちも、学童クラブの指導員と一緒に、子供さんの健全育成に努めたり、放課後の子供たちの居場所づくりができれば一番いいのではないかなとも思います。ただ、時間が6時半までですので、時間をどういうふうに配分していくのか、8時半からでなくて9時半にするのかどうなのか、またそういった細かいところもまた検討していただいて、本当に、中間教室、子育て相談室、学童クラブ、指導員たちも、本当に大変なんですよね、あっちの部屋、こっちの部屋と分散しているので、そういった関係でうまくいけばいいなと思っております。

次に移ります。

保育料の改定で、多子世帯への対応はということです。

村保育料審議委員会から、6.4%の引き下げが答申されました。村では、子供、子育て日本一の村ということで、多くの若い住民が転入しております。県下でもトップで人口がふえているということで、住民サービスも本当に一流であるのではないかと思います。

兄弟が同時に通園している場合に限り、保育料を2人目は半額、3人目は無料としている、ある市の方針が出されました。来年度から、県の支援策もあるので、6,000円が来るということですので、3人目はほかの町村でも2,000円を補助してみても、8,000円減額してみたりとか、いろんな工夫をされております。

本村ではどのように、大体わかっておりますけれども、ぜひ、そういった3人目の多子世帯を無料化してもらえればなと思います。国でも、少子化大綱の見直しが行われており、将来、村やまちの経済を担って、生産年齢人口がふえないと、限界集落になるというようなことも言われておりますので、子供は宝ですので、ぜひ。少子化の原因には、若者の雇用の不安低下とか、晩婚化などの原因が絡み合っております。多子世帯は、食費や教育費などが重なり、大変な実態ではないかなと思いますので、今いる子供たちの支援をぜひお願いしたいと思います。近隣市町村でもやっていくという方向が出されているのですが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育料の改定の御質問であります。

4月から始まります子ども・子育て支援制度の施行によりまして、国の保育料基準額の見直しに伴い、村の保育料基準額の改定も行ったところであります。平均で6.4%、多子世帯を含めると8.4%という、こういった減額を諮問いたしまして、答申をいただきました。この諮問に当たりまして、担当課に指示したことは、本村の場合には、上伊那郡下で一番低い保育料でありますので、そのことは維持するよというということで、額を決めさせていただいたところであります。

この保育料の改定の中で、多子世帯の軽減措置につきましては、新たに県の支援制度ができましたので、第3子以降の入園児につきましては、上限6,000円の減額措置を行ってまいります。この第3子の捉え方、市町村によってまちまちでありますけれども、本村の場合では、第1子が何歳であっても、保育園の入園児がその家庭で第3子であれば、この措置を適応していくということで行っております。また、従来から行っております、同一世帯から保育園に複数の子供がいる場合には、第2子は半額、第3子は無料ということになっておりますので、その制度につきましては継続してまいりますので、同じ保育園といいますか、保育園に3人いれば、第3子目は無料ということになります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） わかりました。

次に、産後ケアの問題です。

産後ケアということがクローズアップされてきて、産前・産後の切れ目ない子育て支援を行う上で、産婦人科や助産院での出産後、新生児を連れて家に帰ってからの不安に対するために、妊娠出産包括支援モデル事業というのを厚生労働省では行っておりまして、そのモデル事業の具現化というような感じがしますが、もともと母子保健法で、生後28日以内に保健師が訪問するという新生児訪問だとか、こんにちは赤ちゃん訪問事業というようなことで、この産後ケア自体、もう昔から母子保健法でそういった保健師の訪問というのがあるわけです。それが、なぜ、こういったことが急にまた浮上してきたのかなというような気がします。いかがでし

ようか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） この産後ケアの問題であります。

今、御質問にもありましたけれども、新生児訪問というのは以前から実施をしておるところであります。本村でも、子供が生まれた全家庭を対象に、保健師が訪問し、子供さんの発育を確認したり、育児などについての相談も行っております。その上に立ちまして、地方創生の部分で、結婚、出産、子育てと、切れ目ない支援が必要であるというようなことの中から、産後ケアという面も必要であるということでもあります。

産後ケアの場合には、保健師の相談以外に、家庭へのヘルパー派遣、助産院等での産褥の宿泊、母乳のケアや育児相談の費用補助といった、こういった補助制度が主体となっております。したがって、以前から行われている事業と重複する部分もあるわけでありまして、その部分はしっかりと連携をしながら、新たな制度は相談事業以外の部分も含まれておりますので、そういったことをしながら、子育てしやすい環境づくりをしていくという、こういうことにしたところでもあります。

そんな点では、今、核家族化によりまして、なかなか、出産、育児というのは大変になってきておりますので、そういった面を支援していくということでもありますので、よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 保健師、あるいは助産師、ヘルパーさん等の連携によって、産後は重要な時期ですので、ケアが立派になされるように祈っております。

次に、川崎の事件を受けてなんですけれども、いじめ対策に簡易アンケートをとるということで。

宮城県の教育委員会では、大震災後2年目から、児童生徒の問題行動の増加が懸念されて、早期にそういった簡易アンケートを行っているそうです。小学校4年生以上と全中学生、月1回程度、「学校が楽しいですか。今、先生の相談したいことがありますか。今、誰かにいじめられていますか」といった簡単なものですが、いじめられていると答えてもらえないなどがチェックされている場合には、追調査を行っているということです。

村として、どう考えているのか、教育委員長さんにお伺いします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 唐澤議員さんから御質問のあります4番、（5）番につきましては、教育長よりお答えを申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 大津市で起こった事件も何年か前になるわけでもあります。

が、それを契機にしまして、文科省のほうで、いじめ防止対策推進法という法律ができました。これは、平成25年の9月22日から施行というわけで、幾らかこの教育委員会の改革にもつながるような事件であったわけですが、それにしても、そういう事件を契機にして、あるいは法律もできたにもかかわらず、学校における子供のいじめ事件が絶えないと、ゆゆしき事態だろうと、こんなふうに見ております。

長野県でも、平成25年の5月に、富士見町の中学3年生が自殺をするというような事件も起こっております。

本村の小学校では、特別、アンケートをとっておりませんが、担任が、あるいはその学年の先生方が、子供たちの行動を注視して、ちょっとおかしいなと思う子供には、大丈夫か、あるいは相談したいことはあるかというような声かけ運動をしております。中学校では、年に2回にわたりまして、簡易なアンケートを行っております。これは、今、議員御紹介の宮城県よりも、ちょっとまた詳しいものであろうかと思いますが。そのほかに、小学生、中学生ともに、毎日、日記をつけさせて、それを担任が点検すると、あるいは中学生の場合には、生活記録をつけさせまして、これも担任がチェックをして、いわゆる困っていること、子供たちが、あるいは小さい悩みのあるもの、こういうものが見落とされないようにと、二重、三重に手を加えまして、子供たちのいじめ事件に注意を払っておるところであります。

また、学校のほうでは、いじめ・セクハラ相談窓口を開きまして、特に、養護教諭、生徒指導の係、さらには、最近はスクールカウンセラーも相談に応じるような体制をつくっております。これは、村費のほうで補充をさせていただいているところもありまして、本当にありがたいなと思っております。

いずれにしましても、いじめのしにくい環境づくりと、こういうようなことをテーマに、校長のほうにも指示を出しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） こういった取り組みが継続して行われていくことが、子供の発達の上で大事ななことかと思っておりますので、お願いします。

次に、移らせてもらいます。

3番、健康な村づくりと増大する医療費対策は。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、（5）番はいいかね。

9番（唐澤 由江） いいです。

済みません。今、そうですね、アンケートだけを答えていただいたので。

1週間以上不登校生徒への訪問と交友関係の指導をということで、その中に含まれていると私は感じたので、いいです。一生懸命やっているというふうに確認させていただきました。

次に、健康な村づくりと増大する医療費対策は。

健康診断の受診とポイントはということで。

先日のお話の中に、高齢者に薄くて、子育てに厚いというような声があるというようなことをお聞きしましたけれども、一般会計の繰り入れ状況を見ますと、国民健康保険特別会計に4,672万円、介護保険特別会計に一般会計から1億2,923万4,000円、後期高齢者医療、75歳以上の医療費に2,403万8,000円、合わせますと1億3,630万円も税金を投入しているということがわかりました。ですので、高齢者の医療費が伸びている中で、請求が来るので、財布をやりくりしながら、村の財政も大変だというようなことを確認したところです。

平均寿命は、日本人の男性は80歳を超えて、女性は86.61歳ということで、2年連続世界一。心疾患、脳血管疾患、自殺が減って、平均寿命を延ばしているというふうに言われ、また肺炎とか、老衰とか、不慮の事故が原因で、減少原因だというふうに言われております。

今回、ポイント制度を使って、健康づくりに励んでいくというようなお話ですが、ポイントを使おうが、何をしようが、指導を受けた本人が、保健師から指導を受け、本人が自覚して、1日を振り返り、自分がいつなら時間がとれるかということを考えていかなければいけないと思うんです。そして、運動を実行して、歩く時間等を生み出すこと、それが一番大事なかなと思います。

今、国会に提出された医療保険制度の改革法案というのがありまして、そういった負担増額とあわせて、自治体や健保組合などの保険者、個人の双方に、健康増進や病予予防への取り組みを促しております。健康づくりは、動機づけがないと続けにくいということで、法整備はその一歩を進めることを期待したいんですが、個人については、ウォーキングの歩数や体重の管理などに自主的に取り組めば、ヘルスケアポイントを付与し、たまったポイントをスポーツクラブの利用券に交換したり、保険料の支援に充てたりというようなこともあります。今回は、とにかく増大する医療費対策について、いろいろ、そういった改革法案に盛り込まれたわけですが、安価なジェネリック、後発医薬品にどれだけ置きかえたかとか、特定健診の実施率はどれぐらいかとか、後期高齢者の支援金をそういったことで保険税に加算していくというような取り組みも入れるようです。いろんな面で、健康診断を受診しなかった人はボーナスを減額するところもあるようで、受診率向上を図っていかねば、医療費の伸びは減らないというような状況になっていると思いますが、1、2について、村長のお考えをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康問題につきまして、2点、御質問をいただきました。

子育て世帯に厚く、高齢者に薄くということは決してございませんので、費用的に言えば、かなり高齢者福祉というのも費用を投入しておりますし、本村の場合には、68歳以上の高齢者、住民税非課税世帯の皆さんには、1割の部分に補助を出しておるといった、そんな県下でも数少ない自治体でありますので、そ

の辺はもう少しPRをしていかなければならないなというふうには思っております。

健康の受診ポイント、平成27年度から始めてまいります。これは、健康を考えるきっかけになればということも含まれておるところであります。したがって、健康教室やげんきアップクラブなどの介護予防教室の際にポイントを付与し、一定のポイントがたまれば、景品と交換するといった事業であります。各種の健診の受診も、このポイントということで考えております。健診事業というのは、教室に比べると回数が少ないわけでありますので、ポイントに差をつけるとか、そういったことも考えていく必要があるというふうに思っております。

しかし、初めての事業でありますので、実施をしながら、課題や問題点などを検討して、よりよい制度にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、運動習慣の質問であります。

健康寿命を延ばすことは、本当に大切なことでもあります。平均寿命は、長野県の場合には全国トップでありますけれども、健康寿命では10本の指にまだ入っていないという、こういう統計的にも出ておるところでありますので、これからはこの健康寿命をどう延ばしていくかと、このことに力点を置いていかなければならないということでもあります。

村でも、この健康教室とか、公民館講座とか、あるいはわくわくクラブや森林セラピーを利用したサポート、そんなことをさまざまやっておるわけでありまして、げんきアップクラブにつきましては、各地区に出向いて実施しておるところであります。健康と運動に関するメニューをいろんな面で実施しておるところであります。さらに、力を入れていかなければというふうに思っております。また、先ほども申し上げましたが、健康ポイント制度、こういったことにも付与していきたいなというふうに思っております。

国では、健康づくりのための身体活動基準の中で、プラス・テンということをやっております。今よりも10分多く活発に体を動かすことで、健康寿命を延ばす効果があるという、こういうことで位置づけておるところでありますので、村でもプラス・テンということで、今よりも10分間多く、活発に体を動かす運動をしていただくという、こういった意識づけというものをやっていきたいというふうに思っております。この辺は、しっかりと広報していく以外にはないわけでありますので、力を入れてやっていきたいというふうに思っております。さらに、今までやっておる事業、継続して充実をさせてまいります。村民の皆さんが、今より10分間多く体を動かしていただければという願いでありますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 健康、運動、栄養というようなこと、健康づくりには、栄養、運動、休養というようなことも昔から言われてますけれども、どうしても食べ過ぎてしまったり、それから、御飯を食べてもお菓子を食べる癖があるとか、ち

よつとしたことが積み重なって、いろんな面で医療費増大につながっているかと思えますので、住民の方が自分で気をつけていただけるようになればいいなと思います。

3番の施設入所をめぐる問題ということです。

村では、上伊那福祉協会で、さまざまな施設を公立としてつくってきておりまして、村も償還金があって、32年まで施設に入っている方の、税金で建てた分を償還しているわけですがけれども、それも大体32年ぐらいいまでは終わってくるということですが、今、民間でつくっているものが、今度の介護保険料の報酬改定によって、本当にあおりを受けて、マイナスになっていく、何千万円のマイナスとか、何百万円のマイナスというようなことがあるわけですがけれども、今度改定されて、村の介護保険料も値上げで、5,020円となりました。

4.48%のマイナスということで、介護労働者に月1万2,000円で処遇改善をする、それが1.65%、結局マイナス2.27%ということで、障害者の場合はプラスマイナスゼロ%というふうに国が出しました。それは、社会福祉法人の内部留保とか、利権が絡んだ結末というふうなことが言われております。超高齢化社会を迎えて、私ども、年代、団塊の世代が、10年ぐらいたつと、本当に介護職員が必要になってきて、その人材確保の対策だというふうに言われています。

家族もなく、お金もない高齢者は、2030年ごろ急増してくると言われていまして、24時間サービスのヘルパーやデイサービスの需要もふえてきて、今まで入所型施設に手厚かった報酬体系を、今度は国は、地域で暮らす要介護度の重い高齢者や障害者の支援をする方向になっていく。日本は、昔から、こうやって入所ということで閉鎖型になってるんですけども、それを住みなれた地域で暮らす生活を重視する、ノーマライゼーションまで標準的な考え方になってきているんだと思います。

そういったことで、今度の介護報酬の値上げにおいても、積立金を村が何千万円も投入して、そういった赤字補填をしたということで、これからは、そういった入所施設をつくってもつぶれるところもありますし、そういったことが、何か、やはり、何でも施設に入ればいいというわけでもないんじゃないかなというようなことを私は思うんですが、村長はいかがでしょう。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護のあり方等々の質問でありますけれども、今、国も、大きく在宅介護ということに傾いてきておるところであります。しかし、どうしてもならない面というのがありますので、福祉施設というのにも必要になってまいるわけがあります。したがって、在宅サービスと施設入所のバランスのとれた整備、このことは必要であるというふうに思っております。

そんなことでありますけれども、より在宅を進めるためには、在宅で介護ができるようなシステムというのを構築していかなければなりません。今でもやっておりますけれども、在宅がふえるということになれば、さらにその面を充実していくと

ということになるかと思っております。したがって、地域包括システムを構築しながら、これから対応をまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、精神科の医療長期入院を減らそうということです。

日本には、統合失調症や認知症などの人が、精神科の病床に、34万病床のうち30万人が入院している。しかも、長期入院が20万人もいるということで、社会的な入院が減らないというのがなかなか解消されない。患者本人が退院することが不安だったり、同居の家族がいなかったりということで、そういったことでいろんな問題があって、社会復帰ができないでいるということがあります。1年間の利用料というのが、医療費が大変になりますので、そういった報酬の関係もあるので、保健師、あるいは社会福祉士とか、そういった人が訪問して、退院を、社会復帰を促していくということも必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 長期入院を減らすということでもあります。

今、入院が長期にわたっている方もおいでになります。国でも、入院医療中心から地域生活中心へという理念でやっております。しかし、地域生活中心ということに伴いまして、この生活支援をどうしていくのかという、今御指摘のとおりであります。したがって、村でも、できる限り、こういった生活支援体制を整備していかなければならないというふうに思っております。今もやっておりますけれども、さらにこういった社会状況になれば、充実をしていく必要があるというふうに思っております。したがって、地域でのそういった面の構築、そのことも必要でありますので、それは、また村も働きかけながらやっておりますけれども、村の専門職というのにも必要になってまいりますので、その点につきましては、また増員を図る方向で今検討しておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） なるべく、そういった視点で、医療報酬の減額に努めていただければと思います。

次に、高速道の逆走に見る、運転免許証の返納する時期の見きわめはということです。

最近、逆走の事故が近年多発していて、高齢者が引き起こすケースが7割ということで、問題になっております。進入禁止看板や矢印の路面標示を大型化したりしてやっているんですが、やはり認知症の疑いがある高齢者というのがふえていて、そういった自主返納の時期の見きわめと、家族の問題だとか、警察もそういった対策をとっているようですが、村の考えはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。



村 長（唐木 一直） 運転免許証の返納の問題でありますけれども、地方にとりましては、高齢者を含めまして、運転免許証がある、車を運転できる、できないによりまして、本当に活動範囲が全然違ってまいりますので、悩ましい問題であるというふうには思っております。基本的には、免許証の返納というのは、それは個人の自己判断ということであります。しかし、それはいろんな事故を引き起こす可能性というのがありますので、家族の皆さんもそのことは真剣に考えていただきたいというふうに思っておるところでありますし、同時に、介護サービスの利用層ともあわせまして、本人に抵抗のないような形で、そんなお話もさせていただいておりますし、これからもしていくつもりであります。無理のない範囲内ということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 先日、知り合いのお年寄りが肺炎で亡くなりました。肺炎の死亡というのは、死因の第3位になってるんですけども、そういった自覚がありません。肺炎球菌の予防接種の注射によって、そういった重症化予防とか、死因の原因になるような肺炎になるということ、重篤な状況になることは防げると思います。村でも、そういった予防接種をしているように健診通知が来るようですが、現状はいかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 肺炎球菌の問題であります。

平成22年より平成26年9月までは、これは任意接種とされておりました。75歳以上の方を対象に、接種費用の2分の1を補助してまいりましたが、平成26年の10月から、予防接種法に基づく接種に位置づけられたところでもあります。平成26年度からは、65歳から5歳刻みの年齢の方と101歳以上の方を対象にして実施しております。開始に当たりましては、今年度対象となる方に個別通知でお知らせをしているところでもあります。

予防接種法には、A類疾患とB類疾患がありまして、肺炎球菌につきましてはB類に位置づけられておりますので、努力義務ではなくて、本人が希望する場合に接種するという定め方であります。

本村の実施状況でありますけれども、接種率は37.9%となっております。今申された話がありましたような状況でありますので、これにつきましても周知をしております。3月号の村報でも周知をしたところでもあります。これからも、そういったことでやってきていたと思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 次に、認知症予防の工夫をということで、コグニサイズの導入を。国立長寿医療研究センターが開発したものですけれども、運動の仕方を

コグニッション、認知機能、エクササイズ、運動ということで、それを組み合わせたものなのですが、例えば、運動をするときに、げんきアップクラブでやってもらいたいと思うんですけど、頭をちょっと使う、1、2、3、4、5、6と、3の倍数のとき、手をパチッとたたくとか、ひざをたたくとか。それから、山田の中の1本足のかかしと言ったときに、のを言わない、山田、中と言っちゃうとだめなんです。のをやめるとか、そういった頭の中をちょっと使った体操を入れて、認知症のサポート事業もいいんですけど、認知症予防にもちょっと工夫を入れて、楽しくできるようにお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） コグニサイズというのは、初期の認知症予防の効果があるという、このことはわかっておるところであります。したがって、げんきアップクラブ、その他の介護予防教室の運動に加えて、今、御質問のありましたような、何らかのそういった課題を同時に行うプログラムを取り入れて、実施をしておりますし、これからも実施をしてみたいというふうに思います。体を動かすことと脳トレの部分、これを二つ合わせてやっていくことがいいだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、産業振興について。

4月から村の観光協会が設立され、村、農商工、住民の各代表5人を発起人にして、いろんな事業をやっていくということですが、きのうもまっくんカレーなんかも出ました。それで、私も、リンゴ農家の代表ということで、JAのいろんな会議に出てきました。JAの取り組みの中で、女性組織の代表者の懇談会だとか、JA上伊那果実販売反省会議というような会議にも出させていただいて、本当に、いかに何をつくるか、どう農業振興をしていくかとか、じゃあ、観光の面で、資源の発掘は何をするのかとか、受け入れ体制はどうしていくかとか、情報発信はどうするかとか、来村の誘致はどうするかとか、産学公の連携はどうしていくかというようなビジョンが欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 観光協会につきましては、4月から設置をしてみたいです。3月24日に設立総会を予定しておるところであります。まさに、今、議員が御質問をいただいたようなことを達成するために観光協会をつくることをございますので、そんな点では、そういう御理解をお願いしたいと思います。交流人口増加の拡大もあわせて行っていければというふうに思いますし、あらゆる産業の面で役立つような、そういったことを考えておりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 農協改革は、そのJAの中央会の存続について、いろいろの廃止ということで打ち出されたわけですが、JAの解体につながらないようにしてほしいなと思います。村への影響があるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 現状では、村に対しての影響というのは余りないというふうに思っております。JA内部の改革ということで理解をしておりますけれども、ただ、村の農業分野に影響があるということが出ないように、動向を注視してまいりたいと思っております。村への影響ということになりますと、準組合員につきましては再検討ということでありますので、この部分が更代しておりますので、そう影響はないのかなというふうに思っております。

ただ、農協におきましても、自己改革というのも実施をしていく必要はあるというふうに思っておりますので、その辺は農業振興につながるような改革ができていけばいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 時間が来ておりますので、これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

通告のありました7名の一般質問は、これで終わります。

あす13日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くこといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前 9時52分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- 第 1 議案第 21 号「平成 27 年度南箕輪村一般会計予算」訂正の件
- 第 2 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)
- 第 3 発議第 2 号・発議第 3 号 提  
案～採決
- 第 4 議案第 1 号～議案第 14 号・議案第 16 号～議案第 20 号 討  
論～採決
- 第 5 議案第 21 号～議案第 26 号 (委員会の審査報告) 委員長報  
告・質疑
- 第 6 議案第 21 号～議案第 28 号・発議第 1 号 討  
論～採決
- 第 7 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	伊藤泰子
会計管理者	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	藤田貞文		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

## 会議のてんまつ

平成27年3月13日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議案の訂正及び意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

村長から、議案の訂正及び意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」訂正の件及び意見書案2件を本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案第21号訂正の件及び意見書案2件を本日の会議日程といたします。

日程第1、議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」訂正の件を議題といたします。

お手元に配付の文章のとおり、村長から、議案第21号について訂正したいとの申し出がありました。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 「平成27年度南箕輪村一般会計予算」の訂正の件について御説明を申し上げます。

大変申しわけないところでございますが、教育費の学校給食センター事業及び南部小学校給食事業の人件費を未計上としてしまいましたので、訂正をお願いするものであります。

お手元にお配りいたしました、議案の一部訂正についてをごらんください。

歳入歳出予算の歳出の10款教育費、2項小学校費につきまして、1億7,322万7,000円に2,027万1,000円を追加しまして、1億9,349万8,000円に訂正し、追加費用を調整するため、14款予備費、1項予備費につきまして、3,542万5,000円から2,027万1,000円を減額しまして、1,515万4,000円に訂正するものであります。総額には変更がないところでございます。

11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の訂正につきましてはごらんいただきたいと思ひます。

なお、予算書の訂正をいたしました部分につきましては、お手元にお配りをしてありますので、差しかえをお願いいたします。

本当に申しわけなく思っておるところでございます。今後、このようなことのないように、十分に注意をしましてまいりますので、よろしくをお願いいたします。心からおわびを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」訂正の件は、許可することに決定いたしました。

これから陳情を採決いたします。

陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、請願・陳情の審査における報告をいたします。

今回の議会で、陳情第17号が出ております。「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情」であります。

3月2日と9日の2日にわたりまして、総務経済常任委員会を開催し、審議をしましてまいったところでもあります。

この山村振興法につきましては、昭和40年に議員立法で成立をしておりまして、その後、10年単位で延長がされてきて、今回、27年の3月31日までということ、期限切れになるという法律でございます。近在の上伊那の市町村、五つの市町村では、地区が指定をされておりますが、本村についてはエリアが指定されていないわけでありましてけれども、この法律の運営されてきた趣旨、並びに本村に対する補助金とか、そういう部分については影響がないわけでありまして、そこに働く山林労働者とか、そういう皆さんの改善、それから事業をするための改善を要望されるということでもあります。さらに、各他の市町村におきましては、既に採択をされているということで、その趣旨を理解できるというようなことで、結果として、委員会の審議としましては採択2名、趣旨採択2名ということでありましたので、委員長判断として採択といたしたところでもあります。

次の陳情第9号の「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」につきましては、継続審査できた件であります。

昨年、消費税が8%に実施されて、その後、消費の低迷等が続いている中で、また景気の回復の実感というのがなかなか地方では感じられない中で、さらに10%の消費税がされるということになっておりますけれども、そういうことになると、さらに景気の回復がおくれるということの追い打ちになるということから、10%の実施については中止をしていただきたいと、こういう趣旨の意見等が出まして、委員会としましては、陳情書の採択について2名、趣旨採択として2名でしたので、委員長判断として採択としたところであります。

以上、2件についての報告をいたします。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する、平成26年陳情第17号「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第17号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第17号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、平成26年陳情第17号「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する平成26年陳情第9号「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 済みません。この陳情第9号なんですが、8月20日付で出されて、9月議会、12月議会があったわけなんですが、先ほどの委員長の報告は継続になったという報告だけだったんですが、その継続になった審議した内容等、もう少し細かく教えていただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） これが出された時点で、8%になっています。その時点では、景気の動向等がまだ経過の途中ということでありまして、様子を見



るということで、この前回の委員会、その前の委員会の中では、様子を見ながら行こうということで継続ということにしてきたわけです。その間で、とりわけ審査を詳しくしたというわけではありませんが、様子を見る中で、継続をしていって、その中で結論をしていこうということでやってきたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 済みません。今の件なんですが、景気の様子を見てというお話と、あと、済みません、その間に、国民に問うた総選挙があったわけです。その民意についての検討はなされたんでしょうか。

議長（原 悟郎） 山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） 昨年の12月に総選挙がありまして、首相のこの10%を実施する、今度は必ず実施をするということで来たわけですがけれども、そのときの審査も、様子を見ながら、選挙も終わったことしに入って、まだ景気回復という部分での進展が見られないということの中で、さらに、また今議会の最終になりますので、ここで一応の結論を出していこうということで、今回の継続審査をして、委員会で審議してきたところであります。その中で、いまだ景気回復という部分で、いずれ10%にされると大変だなと、こういういろんな意見が出まして、その中で、現段階では消費税10%への増税の中止を求めていこうという意見が出て、委員会の結果となったわけでありまして。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

陳情第9号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬輝和です。

安倍総理は、2015年10月に予定された消費増税10%の引き上げを1年半延期すると結論に達しました。これは国民生活にとって、そして国民経済にとって、重い、重い決断をする以上、速やかに国民に信を問うべきであると衆議院を解散して、国民の皆さんの判断を仰いだわけです。結果は、皆様の御承知のとおり、選挙結果の民意をどのように捉えていくかが、私たち議会の考えるところだと思います。また、「信無くば立たず」、国民の信頼と協力なくして、政治は成り立ちません。批判のための批判を繰り返して、立ちどまっている余裕はありません。今進めている経済対策が間違っているか、正しいのか、本当にほかに選択肢があるのなら提案すべき

ところでは、多くの国民は、今の経済対策を選択したわけです。そのことは、南箕輪村議会としても重く受けとめていかなければいけないと私は考えます。

経済を判断するのに、GDP、DI、ディフュージョン・インデクション、景気動向指数です。GDPは2014年10月から12月ですが、前期比0.4%成長しております。年率で1.5%の増です。その中の6割を占める個人消費は、前期比0.5%伸びているのです。実際は、消費税の影響より、円安で原材料の高騰による物価上昇、生産年齢人口の減少で、潜在成長率が落ちているという要因も言われておりますが、内閣府の発表した2月の景気ウォッチャー調査は、景気現状、先行き、両方とも3カ月連続で改善となっております。内閣府は、基調判断を8カ月ぶりに上方修正しました。2月の景気ウォッチャー調査は、今の景気をあらわす現状判断、DIが、前の月から4.6ポイント上がり50.1%、3カ月連続で改善しております。先行きについては、賃上げへの期待が大きく見られるほか、ガソリン価格が比較的安価で安定しているとして、外出傾向がふえるのではないかというコメントも寄せております。また、あしたなんですが、北陸新幹線への開業への期待感をコメントしております。さらに、全地域で、現状、先行きとも上昇しております。内閣府が、景気基調を2014年6月以来、8カ月ぶりに上方修正したのです。

また、政府は、岩盤規制の改革にも手を入れたり、軽減税率も導入すると言っております。

日本の消費の4割はシニア世代だと言われます。社会保険料や国民健康保険料の引き上げなどで、家計に重く負担をかけておるのも現実です。これから求められるのは、そうしたシニア世代、子育て世代に、手厚く福祉をしていかなければならないという中で、やはり、この消費税というのは、避けて通れないものだと私は考えます。

南箕輪議会として、この民意をどう受けとめていくかというのが最大の課題だと私は考えますので、私はこの件については反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 消費税は、最初から1番逆進性がある、貧しい者にほど税率が高く作用する、こういう税法であるということが言われてまいりましたが、ここで、次から次へと消費税率を上げることによって、弱者に対してさらに追い打ちをかける、こういう法律であります、税率であります。

そして、政府は消費税を上げるたびに、社会保障に使うんだということを言ってきましたが、これは全くのうそであった。大企業への減税にほとんど使われたというのが事実であります。

このようなことから、今、全国での景気がどうという話よりも、この地元には全く景気は悪くなる一方、こういうのが言われているわけでありまして。ですから、ここで10%にするということはあってはならない、まさに陳情の趣旨そのとおりだと

私は思います。

以上、賛成するものであります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、平成26年陳情第9号「国に対し、消費税率10%への増税中止の意見書を提出することを求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで意見書案が提出されておりますので、議題といたします。

発議第2号「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書についての趣旨説明を行います。

上段には、現状の山村の状況が書かれております。この法律は、昭和40年に制定され、もうすぐ50年になろうという法律であります。長い間、山村振興をやってきたわけですが、まだまだこの山の、山村の林業、大変苦しい状況にあります。このような中で、この法律をさらに延長し、もっと充実をしてほしい、こういう立場からの意見書であります。

中段の「記」以下を読み上げて、趣旨説明といたします。

記

1、「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。

2、「山村振興法」の延長にあたっては、「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した活用した地域林業の確立、就業機会の増大等と定住の促進を盛り込むこと。

3、地域としての林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び森林経営計画策定等については、国の職員による技術的支援を行うこ

と。

以上であります。

御審議の上、採択をお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、発議第2号「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書」は原案のとおり可決されました。

発議第3号「消費税10%への増税を行わないことを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 消費税10%への増税を行わないことを求める意見書の趣旨説明を行います。

平成26年4月より消費税が8%となり、食料品、生活用品等の国民生活にかかわるものが大変値上げし、また、零細企業、中小企業等も景気の回復を感じられないところでございます。そうした中で、政府が約束している10%への消費税増税は、国民生活や地域経済にさらなる打撃を与えるということで、景気の減速にもつながりかねないと思うところでございます。

よって、消費税10%の増税を行わないということを強く求めるものでございます。

審議の上、採択をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 済みません。ちょっと、この意見書の中のちょっと教えていただきたいんですが、国民生活と景気に大激震を与えたというふうな言い方と、

あと年金等社会保障削減の影響というところなんですけれども、何のデータをもとにしてこういう書き方をされたかというのと、あと10%になったとき、値上げラッシュとも書かれています。この値上げは、8%になったことによって値上げになったんでしょうか。それと、あと、地域経済、消費税転嫁が困難だと書いてありますが、どういうことからこの困難なのか。また、10%になったら、打撃を与え追い打ちをかけると書いてありますが、どういうデータのもとでこういう書き方をされたか、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） まず、大激震と言いますことは、5%から8%に上がった、この3%によって、国民、消費者が受ける消費税のアップ、これが今までの5%から大きなものになって、それが影響してきているということでございます。

さらに、地域経済と言っておりますが、その増税分が全てかかわってくることに、大企業では、一部には景気よさを感じさせますが、零細企業や地域経済においては、この3%の増税が大きくかかわってきているものであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 済ません。ちょっと漠然とし過ぎていて、何のデータをもとにして、この大激震なのか。また、社会保障削減の影響、どのくらい削減されて影響が出たんですか、この8%になったことによって。それと、あと、社会保障に使うと言っていることで、財源が足りないんだと思います。1%、2.7兆円だと言われています。だから、5%から10%になると13.5兆円、その予算がなければ、社会保障も成り立っていかない。教育にもちゃんと支援できないという流れの中で、予算のことはどう考えたんでしょう。

議長（原 悟郎） 5番、加藤泰久議員。

5番（加藤 泰久） 社会保障の削減の影響についての数字的なものは、私もちょっと勉強不足でございますので、委員長にまた説明していただくとして、社会保障削減、これを3%値上げすることによって、その3%を社会福祉に回すというような、政府は説明をしながら、その実態が何も見えていない。これは、一つの社会保障削減の一つの要因でもあるし、はっきりしますと言っていたものもなされていないというようなところであります。そして、このお話も出たわけですが、ヨーロッパにおいてはもっと消費税が高いんじゃないかということですが、消費税10%になることは結構なんです。その前に、国民生活が大変になるということがもっと大変なことで、そうした中で、国民生活、景気が回復した中での10%なら仕方ないんじゃないかと、そういう議論もあります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

最後です。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 済みません。だから、これを議論するときに、何のデータもなくしてこの議論をしたのか、どうかということを知っているんです。何をもとにして、この意見書を書いたかということを知っているんで、しっかりとそこを答えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 確実なる数字をもとにして議論しておりません。意見書は、そういう全体の意見の中で、具体的な数字は出されない中での意見書でございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第 3 号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 先ほど質問させてもらいましたが、やはり、我々が出す意見書とすれば、根拠をしっかりと検討した上で、どうなのかというのを話し合ってから出すべきだと思います。南箕輪議会として出す意見書ですから、そのぐらいの責任は持たなければ私はいけないと思います。

それと、景気が、先ほど述べました。GDP、DI、上向きになっております。株価も 1 万 9,000 円台になったと、きのうニュースで皆さん、聞いたはずです。また、昨年から、ベアという言葉聞き始めたと思います。賃上げ交渉がされるようになった時代になってきたんです。15 年間続いたデフレをどう脱却するかということで、今、政府は一生懸命やっております。それを昨年の総選挙で国民は選んだわけですから、それを我々がどう判断して、意見書を出していくかということだと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 意見書提出の賛成討論をさせていただきます。

基本的に、政治の世界では、税率を上げるということは本当の最終手段であるべきだと、それ以外の策があるのなら、それ以外の策を打てということだと思うんですけれど。

きょうの国会でも論議されておりましたが、現在、国家公務員は 58 万人いて、ここ 10 年、毎年 1,000 人を減らしているという事実があるらしいんですけれど、そのパーセンテージで言えば 0.1%、国家公務員を減らす努力を政府はしていると、

0.1%だけです。また、2年半ほど前、民主党と自民党の最後のやりとりの中で、党首同士が、消費税を上げるとか、また国会議員を減らすと、そういうような確約たる討論がされていたかと思うんですけど、現実、この2年半たちまして、国会議員の数は減らない。国家公務員の給料は逆に上がっていると、そういう中で、政府が国民に対して歳出を抑制する努力が、やはりどう見ても余りに見られないという中で、税率、この消費税、多くの国民に課される消費税が上げられるというのは、余り、これは最終手段としては考えられないと思い、私はこの意見書の提出に賛成いたします。

議長（原 悟郎） ほかに。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 賛成の討論とさせていただきます。

私は、当初、この消費税は絶対上げなければいかんと、消費税は絶対必要だという形でもってきております。当然、1,000兆円以上ある借金、それから社会保障が毎年1兆円超えるというような形の中で、これ、消費税しかないのかなということを考えておりました。そういう中で、私は消費税を上げることに賛成というように形で来たわけですけども。

実際、3%上げたときに、これほど大きな、今、激震というような言葉を使ったわけですけど、これだけ景気に左右された3%というのは、私はこの時点で、これはやっぱり、消費税だけで今のものを解決することではまずいなど。

結局、今、格差が必ずついているわけです。それで、大企業はベースアップをすとか、大企業においては結構いいものが出ております。しかし、中小においては、よりまだまだこの3%の重みというのはあるわけですから、構造的なものをもっと変えた上で、いずれにしろ、消費税というのは上げなきゃならん時期は来るかと思えますけれども、その辺のところには手をつけなくて、消費税だけに持っていくことは非常にまずいんじゃないかと。そんな形の中で、私は、消費税を今、早速上げるといような、1年半延ばしたぐらいの形の中で上げるということは、問題があるんじゃないかと。

そういう形で、賛成討論といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論は。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

消費税を上げたときのスーパーマーケットの店員さんの物すごい嘆きを聞きました。やはり、駆け込み需要で、人が来ないと。どんなふうな作戦をしても、もう買いに来ないというようなことを言われました。本当に、必要なものを買えないという現実があったかと思えます。

それから、きのうもお話をさせていただきましたけれども、やっぱり介護保険が、もうかり過ぎているところの施設があって、内部留保が山ほどあって、そういった

中で、一部の人たちが景気がいい、株を買っている人は多分上がるからいいかもしれませんが、やはり、そういった格差社会が進んでいるということを感じました。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「消費税率10%への増税を行わないことを求める意見書」は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

2番、久保村義輝議員。反対ですか。

2番（久保村義輝） この議案は、国が地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正した。このことにより、村の条例を整備するという、条例を変えていくわけであります。手続的にはそういうことだと思いますが、教育行政に政治が不当な介入をするということは、非常に問題があるという立場から、反対の討論をするわけであります。

今、村の教育委員会も、独立した行政機関として、教育行政全般に責任を負って機能しているわけであります。この今の教育委員会の責務に対して、国が勝手に法律を改正して、こうなさいという立場から出されてきたわけであります。今までの教育長、教育委員会で選んでいたものを市長が任命できるようにすると、こういうことはあってはならないことだと私は思います。

かつて、日本が戦争に邁進をしていったときに、まず、教育を国が管理して、児童生徒、人を殺し、自分も死ぬことが名誉だという教育をしたわけであります。その結果が、諸外国と日本国民に大きな被害を与えた。そういう事実があるわけであります。

国が、地方教育について、制度を勝手に上から決めてくる。こういうことは絶対あってはならないことだと思います。教育委員会で教育の現状を討論して、大いに教育を進めていく。その中で、直すべきものがあれば、そういう提言をして、大きな意味で国がまとめるということはあると思うんですが、上からこういう制度改革を押しつける。こういうことは、かつて、戦争への道を進んだ、あの一里塚が今築かれている、こんなふうに関心を持っているわけであります。丁寧な議論を経て、本当に児童生徒が健全に育っていくような、そういう教育行政を望むものと



して、このような国の押しつける制度改革に反対する。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号「南箕輪村防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村行政手続条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号「南箕輪村行政手続条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第11号「南箕輪村指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号「南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号「南箕輪村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第16号「平成26年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第17号「平成26年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第18号「平成26年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第19号「平成26年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第20号「平成26年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第21号から議案第26号までは、総務経済常任委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、議案第21号から26号までの審議の状況の報告をいたします。

総務経済常任委員会に付託されました議案第21号から議案第26号までの6議案につきましては、3月5日、6日の2日間、二つの常任委員会における連合審査を行いました。

会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成27年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出されました意見、要望等がありますので申し上げます。

今後の予算執行に十分反映し、適切な行財政運営を図られるように望みます。また、議案や資料の作成に当たっては、細心の注意を払い、訂正等が発生しないよう事務改善をお願いし、以上で、総務経済常任委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

引き続き、議案に対する討論、採決を行います。

議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第21号「平成27年度南箕輪村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第22号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第23号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第24号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成27年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり



決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第25号「平成27年度南箕輪村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第26号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

議案第27号「南箕輪村村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第27号「南箕輪村村道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「南箕輪村学童クラブ条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第28号「南箕輪村学童クラブ条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、発議第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

ここで、閉会中の委員会所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮らいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じたいと思います。

ここで、長い間、村行政発展のために御尽力いただきました、松澤伸夫総務課長、伊藤泰子教育次長、並びに山崎久雄財務課長が、今月をもって退職されますので、退職に当たっての御挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、松澤伸夫総務課長は、昭和52年1月1日採用され、上伊那広域連合派遣、その後、産業課等を務め、平成3年8月1日係長に昇任し、農政、下水道、財政係長等歴任し、平成18年4月1日に課長に昇任、産業、建設水道を経て、総務課長を歴任し、勤続38年、このたび退職となります。

それでは、松澤課長、壇上にて御挨拶をお願いいたします。

総務課長（松澤 伸夫） ただいまは、原議長から御指名をいただきまして、この壇上で、このような機会をいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思います。

私は、この3月31日をもちまして退職するわけでありませけれども、この間、本当に多くの村民の皆様に、御理解と御協力をいただき、職を全うすることができます。ときには、夜遅くまで熱く語り、御無礼したこともございますが、この壇上で大変失礼だと思っておりますけれども、おわびと、それから心からお礼を申し上げたいと思います。

これからは、今までは情報を発信する立場でありましたけれども、今後は、情報を受信する立場と変わります。今まで自分が行ってきたことが、よかったのかどうか、こんなことを考えながら過ごしてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、本議会のますますの活性化と、そして議員各位におかれましては、それぞれの立場で、御健勝で御活躍されんことを祈念申し上げて、退職に当たりましての挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

議長（原 悟郎） 次に、伊藤泰子教育次長は、昭和51年4月1日採用され、総務、税務、生活課等を経て、平成8年4月1日に係長に昇任され、会計、住民係長、中央行政組合派遣等を歴任され、平成26年4月1日に課長に昇任し、教育次長を務めて、39年勤続でございます。3月に退職となります。

では、御挨拶をお願いします。

教育次長（伊藤 泰子） 貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございません。

優しく教え、励まし、支えていただきました。本当にありがとうございました。不安が希望に、希望が勇気になりました。また、見えないものを見ることの大切さを学びました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。本当にありがとうございました。

一人一人に心を寄せる、人を思いやる村、また一人一人が命を輝かせる南箕輪村でありますように、心からお祈り申し上げます。

議長さんをはじめ、村議会議員の皆さんの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 続いて、山崎久雄財務課長は、昭和49年4月1日採用され、農林課、教育委員会、地方課派遣等を歴任し、平成3年4月1日係長に昇任し、企画調整、会計、財務係長等を経て、平成20年4月1日に課長に昇任し、会計管理者、教育次長、財務課長等で、41年勤続され、このたび退職となります。

それでは、財務課長、をお願いします。

財務課長（山崎 久雄） 本日、このような貴重な時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

今、2人の方から立派な御挨拶をされましたので、なかなか挨拶がしづらいわけではありますが、41年間勤めさせていただきました。最後の7年間につきましては、管理職という立場をさせていただいて、議員の皆様方とは公私ともにいろんなお話をさせていただきまして、また勉強もさせていただきました。本当にありがとうございました。

自分は、根っからの不器用な人間ですので、なかなか言葉足らずで、皆様にも御迷惑をかけたことがあろうかと思えます。この場をかりておわびを申し上げます。

来月には、皆様方も選挙がありますので、ぜひ、健康には十分留意をしていただいて、一層の御活躍をされんことをお祈り申し上げます。

まことに簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（原 悟郎） ありがとうございました。

お三方につきましては、退職されましても、引き続き、村政に御理解と御協力をお願いいたします。

本当に、長い間お疲れさまでした。

それでは、ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3月定例議会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、ただいまは、全議案原案どおり決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や連合審査、一般質問でいただきました、さまざまな御意見、御提言につきましては、今後の行政に生かしてまいります。

平成27年度の各会計予算が成立いたしました。予算編成方針の目的に基づき、村の発展や村民福祉の向上に向けて努力してまいります。特に、一般会計予算は、過去最大規模の予算となりました。人口増加への対応に一定のめどをつけるとともに、交流人口の増加や安心・安全な活力のある地域づくりに努めてまいります。

平成26年度も、あと半月余りとなってまいりました。しっかりと年度のしめくくりができるよう、万全を尽くしてまいります。また、地方創生関連の国の補正予算につきましては、3月24日に臨時会をお願いし、地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型の補正予算の御審議をお願いする予定であります。

さて、議員各位には、今任期最後の定例会が閉会となります。平成23年4月から4年間、村の発展や村民福祉の向上、地域の活性化のために、村民の代表として御活躍をいただき、また、さまざまな建設的な御意見や御提言をいただく中で、村政発展のもとを築いていただきましたことに、お礼を申し上げます。

この4年間は、不況からの経済の立て直し、少子高齢化、人口減少の加速等々、苦勞の多かった4年間となりました。特に、人口減少は、日本の将来にとって大変深刻な問題となっております。国を挙げて、地方創生に取り組み始めたところであります。

こうした中、おかげさまで本村は、議員各位の御理解と御協力により、人口が増加し、一定の発展を遂げることができました。そんな4年間でありました。また、議会改革も大きく前進し、議会基本条例の制定や各種団体との懇談会等々、住民の声を執行側に届けていただきました。こうしたさまざまなことが評価され、全国議長会特別表彰を受賞されたことはすばらしいことでありました。かつての政争、対立の村も、一昔前のこととなり、村民の融和と活力が生まれてきており、大変ありがたいことであると思っております。

この4年間を振り返ってみますと、ハード事業としては、防災行政無線のデジタル化、伊那消防署の建設、田畑公民館の建設、学校や保育園の増改築等々、またソフト事業といたしましては、住宅リフォーム制度補助制度の創設、ふるさと大使事業、南箕輪村の日の制定、教育福祉分野での各種補助制度の創設並びに拡充等、多くの事業を実施することができました。これも、議員各位の御提言のおかげであります。また、長年の懸案事項でありました県道吹上線の大泉入り口の改良工事も実施でき、県道伊那北殿線のクランク解消もめどをつけることができました。さらには、私の村政運営の基本方針にも御理解をいただき、一緒に活力のある村づくりを推進していただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

来期、現議員の皆さん、現在のところは7人の立候補表明となっております。それぞれのまだお立場もわからない方もおいでになりますけれども、来期に臨まれる方は、この場で、また村の発展のために議論できますことを期待しておるところでございます。御健闘を祈念申し上げます。

意を尽くせませんが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これから、卒業式、入学式、また各行政組合議会等続いております。何かと御多忙のこととなりますが、また県議会選挙後に村議会議員選挙が行われます。定例議会は最後になります。各位には御健勝にて、ますますの御活躍をお願いし、これをもちまして、平成27年第1回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

閉会 午後 4時18分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員